

令和6年3月

地域構想

Bulletin of Institute of Regional
Development

Vol.6

目次

巻頭言

| | | | |
|------|-----------------|-------|---|
| はじめに | 大正大学 地域構想研究所 所長 | 片山 善博 | 1 |
|------|-----------------|-------|---|

論文

| | | | |
|---|-----------------------|-------|----|
| こどもをめぐる状況を踏まえた政策課題の検討 —「こどもまんなか社会」に必要な視点— | 大正大学 社会共生学部公共政策学科 准教授 | 大沼 瑞穂 | 5 |
| 「担い手としての関係人口」創出への越境学習の効果 —長野県塩尻市の事例にみる新たな創出アプローチの検証— | 大正大学 地域構想研究所 主任研究員 | 中島 ゆき | 14 |

研究ノート

| | | | |
|---|--|-----------------|----|
| 高校で実施されている“探究”の類型化 —「総合的な探究の時間」の目標をブルームのタキノミーから捉え直す— | 大正大学 地域創生学部地域創生学科 教授 | 浦崎 太郎 | 27 |
| 成人学習としての地域日本語教育における人材研修の可能性 | 大正大学 文学部日本文学科 教授 | 中川 祐治 | 35 |
| 関係人口が生みだす伊豆下田の景観施策 —大学・地域連携型授業の実践に向けて— | 大正大学 教学マネジメント推進機構 学修支援センター(DAC) 専任講師 大正大学 表現学部表現文化学科 専任講師 | 長谷川 隼人 田島 悠史 | 44 |
| 避難行動要支援者「個別避難計画」作成 豊島区をフィールドとした都市型モデルの創出 | 大正大学 地域構想研究所 研究員 | 佐藤 和彦 | 53 |
| 少子高齢社会の遺骨の行方 —死後の無縁化に関する一考察— | 大正大学 地域構想研究所 研究員 せいざん株式会社 取締役 | 小川 有閑 池邊 文香 | 62 |

調査・事例報告

| | | | |
|--|---|---|-----|
| 音声AR「Locatone」を活用した地域観光DXを 推進する実証事業とそれに伴う考察 | 大正大学 地域構想研究所 教授 | 北條 規 | 77 |
| 大正大学公共政策学科3年生の自治体での インターンシップ型実習について ～2023年度の取り組みから～ | 大正大学 社会共生学部公共政策学科 教授 | 本田 裕子 | 88 |
| 藤沢市辻堂地区における避難行動要支援者の 個別避難計画推進について | 大正大学 地域構想研究所 客員教授 | 加藤 照之 | 97 |
| 新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行が 自殺と自殺対策に与えた影響 —学際的共同研究集会をもとに— | 大正大学 地域構想研究所 客員教授 川崎市総合リハビリテーション推進センター 所長 東京大学相談支援研究開発センター 助教 統計数理研究所 特任准教授 東京都立大学人文社会学部 准教授 武蔵野大学人間科学部 教授 埼玉医科大学医学部救急科 客員講師 東京医科歯科大学M&Dデータ科学センター 教授 統計数理研究所 名誉教授 | 竹島 正 大塚 尚 岡 檀 勝 又陽太郎 小高 真美 高井 美智子 高橋 邦彦 椿 広計 | 105 |

地域支局通信

| | | | |
|--|-----------------------------|-------|-----|
| 学びの場づくりで地域の活性化 | 大正大学 地域構想研究所 南三陸支局(宮城県南三陸町) | 阿部 忠義 | 117 |
| 最上町立最上中学校の2年生が 大正大学との繋がりで学んだ事 | 大正大学 地域構想研究所 最上支局(山形県最上町) | 金田 綾子 | 120 |
| 淡路島と世界をつなぐ —第35回内閣府主催世界青年の船の取り組みから— | 大正大学 地域構想研究所 淡路支局(兵庫県淡路市) | 山中 昌幸 | 122 |
| 高校生の「たまり場」作戦・・・進行中 | 大正大学 地域構想研究所 阿南支局(徳島県阿南市) | 鈴江 省吾 | 125 |

はじめに

大正大学は建学の由来から地域との関係をととても大切にしています。その地域は様々な課題を抱えています。多くの地域では人口減少に歯止めがかからず、地域の持続可能性すら脅かされています。担い手は減り、産業は活力を失い、雇用も先細るばかりです。

これを克服し、打開するには何が必要か。今、地域がもっとも頭を悩ませているのはこのことです。移住者を増やすことに努力している自治体では、受け入れのための施策を充実させようとしています。

関係人口を増やすことに注力している地域もありますし、国内外の観光客を呼び寄せることによって、地域経済への波及効果の大きい観光振興を図ろうと、魅力ある観光地づくりに取り組んでいる地域もあります。

こうした地域の課題を解決するため、これまでは国の指導や支援策に頼るのが一般的でした。ただ、筆者が県知事を務めていた時の経験に照らすと、国の打ち出す施策は総じて全国一律で、しかも横並びの弊を免れません。それぞれの地域に特有の課題を解決する方策としては、必ずしも効果的でないことがしばしばでした。

もちろん国の支援策は活用したらいいと思います。ただ、国に頼るだけでなく、国以外の知見を活用する選択肢があってもいいはずです。その選択肢の一つが、大学の研究者の知見です。

冒頭で述べたように、大正大学は地域との関係が深いことから、地域を研究のフィールドにしている研究者が数多くいます。地域を研究の対象とし、地域と深く関わりを持ち、地域の課題解決に自ら参画している研究者も少なくありません。

このたび地域構想研究所が発刊する2023年度『紀要』では、研究所だけでなく学内も含めて、地域と関わる研究者の研究成果の一端を掲載しています。これらが各地で地域の課題に取り組んでおられる方々にとって、何らかの参考になることを期待しています。

併せて、自治体のみなさんからは、当面する課題などの情報を研究所に寄せて頂くことを期待しています。すでにその課題を手掛けている研究者がいれば、速やかに地域と研究者を取り結ぶことができます。

そうでない場合でも、寄せられた情報に接した研究者が、その課題を新たな研究対象に取り込むかもしれません。その場合、次年度以降の『紀要』に研究成果が載ることになりますが、それは『紀要』が地域とよりいっそう深くつながることを意味しますので、発刊者としてこれにすぐる喜びはありません。

ともあれ、『紀要』ができるだけ多くの人に読んで頂くことを願って、発刊のご挨拶とします。

大正大学地域構想研究所長 片山善博

論 文



こどもをめぐる状況を踏まえた政策課題の検討

—「こどもまんなか社会」に必要な視点—

大沼 瑞穂

大正大学 社会共生学部公共政策学科 准教授

(要旨) 2023年こども家庭庁が設置された。これまで縦割り行政で行われてきたこども政策は、地域からのボトムアップという形で、それらを打破できる体制を整えつつある。各地域でのこども食堂や学習支援は、厚労省、文科省といった枠組みを超え基礎自治体での包括的な「こども時代をいかに豊かに過ごすか」という視点での支援に進化している。しかし、こどもを取り巻く環境は依然としてきびしい。児童虐待、いじめ、不登校、自殺者の件数は増加がとまらず過去最多を更新しつづけている。「こどもまんなか社会」の実現には、こどもの貧困問題の解決やこどもの権利条約にも記載されている主権者たるこどもたちの声に耳を傾け、大人とこどもがともに政策決定に参画していくことが必要だ。学校や地域づくりの場で「参加と責任」の場をさらにこどもたちに開放していかなければならない。

キーワード:こども家庭庁、こどもの貧困、こどもの権利条約、主権者教育、参画

1. はじめに

こども家庭庁が2023年4月に設置された。これまでこどもに関する政策は、厚生労働省、文部科学省、法務省、警察庁、内閣府などにまたがり、その縦割りの弊害が様々な分野で露呈してきた。例えば、0歳児から小学校に上がるまでの教育は、保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省所管であり、同一の幼児教育が提供されてこなかったのは、まさに大人の都合であり、こどもの立場を無視したものであったと言える。

また、2013年の民法改正でようやく非嫡出子の財産権が嫡出子と同等の権利を得た。この改正もわずか10年前のことであり、それまでは生まれた環境によって、こどもの財産権まで侵害されていたのである。現在、議論されている共同親権の問題も然りである。

長らく単独親権が当たり前だった日本において「こどもの権利」として親に会いたいという声は行政に届いてこなかった。DV加害者などから母子(父子)を守ることは当然のことだが、大人の都合や感情で、こどもがもう片方の親に会いたいのに会えない状況を作り出してきていたのは単独親権という環境がずっと続いてきた要因であったことは否めないだろう。

現在、小中高のいじめは過去最多の68万件を超え、不登校は30万人に迫り、自殺者は500人を超え、もはや学校や教育委員会だけでこれらは解決できない問題となっている。ここまで問題を放置してきた大人側にその責任はある。

政府は、こども家庭庁の創設を決めた閣議決定である「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」¹の中で、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を

¹ 厚生労働省、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」、令和3年12月21日閣議決定、p1

我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」と述べ、あらゆる場面での「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組むことを目標と定めた。

こども自身が声をあげて問題を訴えることは難しい。であるからこそ、大人がこどもを保護の対象として、こどもを中心に据えこどもが抱える問題の解決にあたることは望ましいことだ。

しかし同時に、こども自身が声をあげることができるように「主権者たるこども」とは何かを大人が考えるきっかけにしていく必要がある。「こどもは保護されるべき対象」であるとともに、こども自身が問題を認識し、声をあげることのできる環境を整備していくことが、こども家庭庁が設置された今、さらに求められているだろう。

本論考では、こどもをめぐる社会的状況を概観した上で、喫緊に検討されるべき公共政策の視点として、「こどもの権利条約」および「主権者教育」を取り上げ、「こどもまんなか社会」を築いていくための視点について考察を行うことを目的とする。

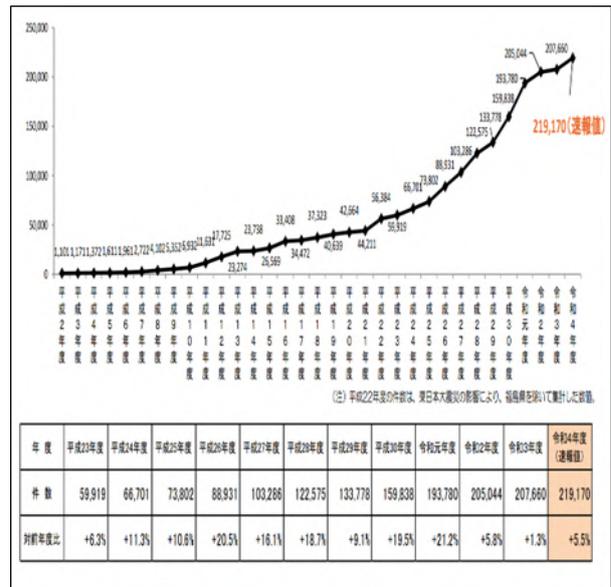
2. こどもを取り巻く環境

(1) 児童虐待件数

現在、日本のこどもを取り巻く環境は厳しい。児童虐待相談対応件数は、統計を取り出した平成2年度の1101件から年々増加し、令和3年度には21万件を超えている。²

増加の背景には、この10年ほどで児童虐待死などの報道を通じて、「児童虐待」という言葉が世間に認知されたことや児童相談所虐待対応ダイヤル「189」が設置され、令和元年からは無料化に至ったことで、これまで「虐待かも」と思っても、どこにどうやって知らせればいいのか分からなかった人々が積極的に児童相談所に相談できるようになったことに起因する。

² こども家庭庁、「児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移」、令和4年度 児童相談所での児童虐待相談



【図一】「厚生労働省 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」より引用

しかし、そもそも核家族化の進行で、自身の親や親戚など子育てを相談できる人が身近にいない、地域のコミュニティのつながりが薄れ、子育て世帯の地域との関わりが減っていることが大きな要因として考えられる。共働きが増えたのは若い世代だけでなく、パートや正社員で働く中年層でも増加傾向が見られることから、子育て世帯も共働きだがその両親も共働きであり、孫の世話をすることのできる環境にないといったことの影響もあるかもしれない。三世帯で住む家族も年々減少し、子どもを見守る「目」が家族内、地域内で減少している。また、団塊ジュニアである40～50代自身が一人っ子や兄弟が少ないことで生じている課題もある。子育てとともに、自らの両親やパートナーの両親の介護やさらにその上の世代である祖父母の介護や身の回りの世話をしなければならないダブルケアなどの課題である。

児童虐待件数の増加の背景には、核家族化、コミュニティの希薄化、ダブルケアによるストレス、共働きによる仕事と家事育児の両立のハードさなど複合的要因が複雑に絡み合っているといえる。こういったこどもたちの親たちを取り囲む環境は時代とともに変化しているにも関わらず、そ

対応件数(速報値)、p1

の時代の変化に政策や制度が追いついていないことも大きな要因の一つであろう。

さらに、およそ児童虐待件数の半数の10万件が警察からの通報となっており、児童本人からの通報は2822件でわずか1.3%にしか過ぎない現状は³、警察の介入があってはじめて、児童虐待が明るみに出るという児童虐待発見に至る経緯がいかに困難かを表している。小中学校では、児童相談所の電話番号の書かれたSOSカード等は配布されているものの、こどもにとって「何が虐待か」は認知しづらく、自らが虐待にあっていると認識しても庇護者である親を訴えることは至難のわざである。

しかし、こども家庭庁が設置された以上、児童本人からの通報をしやすい環境をいかに整備していくかが問われている。ここ数年、自治体ではこどもの貧困に関する実態調査が行われ、主に小学5年生、中学2年生に直接アンケート調査が実施されている。こどもの貧困については後述するが、こうした直接的アプローチは効果的であると思われる。

虐待死するこどもは年間50人を超える。2021年4月1日から2022年3月31日までに虐待死で亡くなったこどもは74人（心中含む）で、48%を占める24人が0歳児である⁴。望まない妊娠を防止していくこともまた、児童虐待を減らすために必要な政策である。さらに、20歳未満の人工妊娠中絶は年1万件ほどで、少ない数字ではない。性知識の少ないこどもたちが、自らの体を危険にさらしている状況が放置されているといっても過言ではない。

(2) いじめ件数

いじめは残念だが人間社会においては、決してなくなる現象であろう。それはこどもだけでなく大人の世界にもはびこっている。大人は自分

の環境を変えることで、人間関係の不和を乗り越えることが可能だ。もちろん、それが必ずしも可能ではないケースもあるには違いないが、休職や転職、新天地での暮らしにチャレンジするなど働く場所や住む場所を大人は自分で決めることができる選択権を持つ。しかし、家庭と学校が主たる社会である子どもたちにとっては、いじめの問題はより大きな壁となる。

小中高のいじめの件数は2013年以降増加し続け、2020年は減少に転じたものの、2021年には年間60万件を超え、2022年には681,948件となった⁵。

いじめの8割は解消されたものとされているが、100件あたりの認知件数は、例えば、山形県では118.4件であるのに対し、愛媛県では14.4と自治体によって10倍以上の開きがある⁶。

文科省児童生徒課長通知では、「文科省としては、いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価する。一方、いじめを認知していない学校にあっては、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している」⁷と述べられているように、潜在的には、認知件数が少ない県ほどいじめが少ないといった単純な方式にはならないと推察されるため、認知されていないいじめを含めると全体の件数は、70万件を超えると想定される。

10年前に成立した「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」と明確化し、いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」が起きた場合には教育委員会や学校が調査を行い、事実関係を保護者に伝えることを義務づけた。しかしこの10年間、法律は効力を発揮しているとはい

³ こども家庭庁、「児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移」、令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)、p4

⁴ こども家庭庁、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)の概要」社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】、p1

⁵ 文部科学省、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」、p1

⁶ 文部科学省、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」、p7

⁷ 文部科学省、平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて(依頼)より抜粋

がたい。そこには、学校や教育委員会の隠蔽や学校間での共有不足、担任任せとなっている構造的課題がある。また、教師の多忙化もいじめ問題への丁寧な対応を欠く原因となっている。

こども家庭庁では、これまで学校や教育委員会まかせであったいじめ問題への対処を、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、学校以外の首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発や実証に取り組むための支援を行っている。いじめの長期化や重大化を防止できる地域の体制を構築し、好事例を全国に展開できるようにホームページなどで共有している。これまでに北海道旭川市など8自治体がそれぞれの地域で地域に即した事業を展開している。その中にはアプリやLINEなどを活用し、こどもたちが直接相談しやすい環境を整えたり、臨床心理士や弁護士などの専門家を交えた体制をつくるなどの工夫がみられる。

また、いじめの重大事態調査について、例えば、自治体によっては調査経験がなく調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されていることから、こども家庭庁がいじめ調査アドバイザーを任命し、いじめの重大事態について自治体や学校からの要請に応じて、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立並びに公平性のある調査方法等について助言を行うこととしている。

さらに、こども家庭庁をヘッドにいじめ防止対策に関する関係府省連絡会議が開催され、2023年2月7日には文科省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知が発せられるにいたっている。いじめによる自殺防止という観点からも早期に警察と連携を図るよう促している。

小中学校の不登校児童生徒数はおよそ30万人と10年連続で増加し、過去最多となっている⁸。不登校児童のそのおよそ半分が「無気力・不安」から不登校になっており、世の中に対する不安感

や社会全体を覆う閉塞感が子どもたちの心理にも影響を与えているようにも感じる。

2022年の小中高の自殺者は500人を超えた。いじめ、不登校、自殺などが増加し子どもたちを取り巻く環境が厳しい状況にあることがわかる。

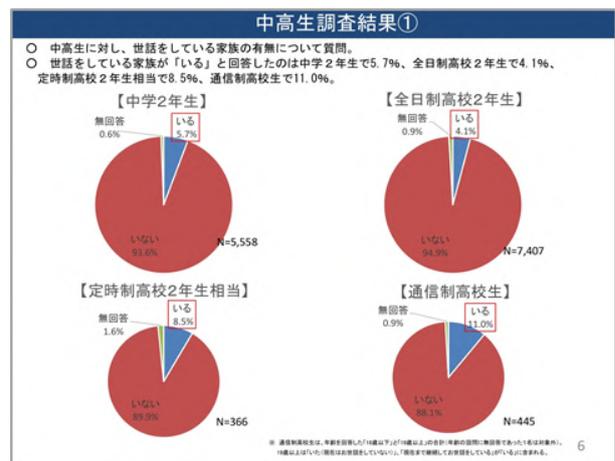
(3) ヤングケアラー

少子高齢化社会の中で、「介護離職」という言葉が聞かれるようになって久しい。現在でも年間10万人が介護や看護を理由に離職している。

これまで介護は家族、主に嫁が行うものというのが長いこと社会通念であったが、共働き世帯の増加、未婚や離婚の増加、特別養護老人ホームの空きが少ないといった問題などから「介護離職」する人が増える中で、介護保険制度の創設やショートステイ、訪問介護などの体制は整ってきている。しかし、それでも介護離職者は微減どまりで大幅減とはつながっておらず、いかに家庭内で介護者を抱えながら生活することが大変かといったことが伝わってくる。

近年、介護せざるを得ない両親や祖父母、幼い兄弟たちの面倒などで自分の勉強や娯楽の時間の確保ができない「ヤングケアラー」の存在がうきばりになった。

政府の調査で大人でも大変な介護を子どもたちが担っている現状が明らかになったのだ。



【図一】厚生労働省、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社より引用

⁸ 文部科学省、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等

生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」、p20

図一 2 の調査研究では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは中学 2 年生で 5.7%、全日制高校 2 年生で 4.1%、定時制高校 2 年生相当で 8.5%、通信制高校生で 11.0% との結果であった。世話をする頻度は「ほぼ毎日」が 3 割から 6 割をしめ、1 日あたりの時間は 3 時間未満が多いものの 7 時間以上との答えも 1 割あった⁹。世話のために通院付き添いなどで、毎日学校に通えないという環境の子どもたちもいることが予想される。また、報告書からは、高齢者を世話をしているヤングケアラーは「65 歳以上の祖父母」、「要介護」、「認知症」といったキーワードが並び、共働きの親に代わって自宅にいる祖父母の世話をすることもちの姿が浮かび上がってきた。

しかし、ヤングケアラーという言葉の認知度はまだまだ浅く、子どもたちにも浸透していないことから、子ども家庭庁では、「ヤングケアラー」という言葉の認知を広めるため、学校へ出前講座を始めている。

(4) こどもの貧困

これまで現在の日本の子どもを取り巻く環境について述べてきたが、いかに子どもたちが困難な状況にあるかがお分かりいただけたらう。

さて日本では、阿部彩の『こどもの貧困』（岩波書店、2008 年）によって広く「こどもの貧困」という言葉が知られるようになった。それまではアフリカなどの後進国で、おなかをすかせ満足に 1 日の食事を食べられない、適切な医療や教育を受けることのできない子どもたちの問題が「こどもの貧困問題」と認識とされており、先進国である日本で貧困状態に置かれている子どもなどいるはずもないという考えが広く流布されていた。しかし日本においても、給食が主たる食事であり、十分に食事を食べることのできない子どもたちの存在が明らかになることで、こどもの貧困問題は瞬く間に社会に広く認識された。

また、ユニセフの調査において、日本では、38

ヶ国の中でこどもの精神的幸福度が 37 位となっているという不名誉な事実が明らかになった¹⁰。

こうした指摘を受け、政府は、2013 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律を成立させ、「子供の貧困対策に関する大綱」を基に、こどもの貧困対策を推進してきた。2019 年には、議員立法である「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。ここでは、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、都道府県だけでなく、市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されたことは画期的なことであった。

現在子ども家庭庁では、基礎自治体でのこども食堂をはじめとする食事支援や長期休みにおける体験支援、学習支援などの事業を展開している。これらは、学習のみならず、食事や幼い頃の体験といったことがこどもの成長にとって欠かせないものであるという認識からであり、文科省や厚労省など縦割りで行われてきた学習支援や食事支援を基礎自治体が地域にあった形で総合的に行うことに大きな意義がある。

各自治体で行われている「こどもの成長過程に必要なもの」は何かという視点の施策を通じて、政府としても今後も様々なメニューをうまく組み合わせる政策を展開していってもらいたい。

また政府は 2020 年から 21 年にかけて、全国で初めて子供の生活状況調査を行った。これまでは県や市レベルで行われていたため、これは日本社会全体における子供の貧困状況をまんべんなく統一的に知ることができた最初の調査である。ここでは、お金や不動産といった経済資本、学校教育や健康といった個人の能力を表す人的資本、家での学習や食事、早寝早起きといった生活習慣や旅行や登山、海水浴といった経験から得られる文化資本、家族、コミュニティといった人とのつながりといった社会関係資本 4 つの資本に対して、保護者の経済資本の違いがこどもの様々な資本獲得に差をもたらすという「貧困の連鎖」が「不平等

⁹ 厚生労働省、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」、令和 2 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、p16

¹⁰ 『イノチェンティレポートカード 16 子どもたちに影響する世界先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か』日本語版 2021 年 2 月刊行 著、ユニセフ・イノチェンティ研究所、p11

の再生産」を生み出しているかどうか分析対象となった。

結果は、等価可処分収入の中央値の半分しか収入のない相対的貧困世帯と中央値以上の収入基準の世帯を比較すると相対的貧困層では成績が低く、授業の理解が浅く大学への進学希望者が少ない。学校の授業以外で勉強しない子供は、貧困層では4.7倍に急増し、朝食を毎日食べるのが中央値以上の子どもたちが86.5%であるのに対し、貧困層では71.2%となっており、貧困層ほど学習習慣が身につけていない子供が多く、生活習慣も整っていない子どもが多いことが分かった¹¹。

また、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していない子は、貧困層はそれ以外の子どものおよそ倍となっており、その背景には費用面での負担があった。さらに、生活満足度（ウェルビーイング）への影響も貧困層になるほど低下しており、保護者の貧困が子供のウェルビーイングを押し下げていることが明らかになった。

保護者の貧困が子供の貧困へと連鎖するリスクがデータから明確に示唆され、日本におけるひとり親世帯、特に母子家庭を取り囲む環境の厳しさが反映されている。ひとり親（母子家庭）の半分、54.4%が相対的貧困状況にある¹²。離婚後の養育費不払いや子どもがいるがゆえに正社員で働きにくいといった雇用環境、男女の賃金格差など親を取り巻く環境によって、子どもたちが苦しい状況に置かれている。

養育費の不払いについては、2020年に養育費を強制的に回収する際の民事執行手続きを定める民事執行法の改正法が施行されたことにより、勤務先や銀行口座がわからない、相手が転職などを繰り返し、請求が難しくなっている場合でも、裁判所を通じて債権者の勤務先や預貯金、不動産などの財産情報を取得することが可能となったことで、泣き寝入りできない環境が整いつつあるのは、大きな前進であるものの取り組みは始まったばかりである。

子どもの貧困問題はすなわち、大人社会の「格差」問題とイコールであり、養育費不払いに対する請求といった問題のみならず、非正規雇用や働き方改革、男女の賃金格差といった制度全体を見直していくことが早急に求められている。

3. こどもの権利条約とこども基本法

第二次世界大戦後の1948年に採択された「世界人権宣言」は、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることを初めて公式に認めた宣言であり、世界はこの宣言が目指す社会を実現していくために、国際的な法律である条約を整えてきた。たとえば、1965年には「人種差別撤廃条約」、1979年には「女子差別撤廃条約」が採択され、1989年の第44回国連総会にて「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、1990年に発効した。日本は1994年にこの「子どもの権利条約」を批准し、現在、全世界で196の国と地域が締約する世界でもっとも広まった人権条約となっている。

子どもたちが意見を表明する機会をもち、意思決定に参加することは子どもの権利条約第12条に明記されている。こうした機会は、子ども時代の幸福度のためにも大人へと成長していく上でも必要不可欠なものである。保護者をはじめとする大人たちは、子どもたちの成長に合わせて子どもの保護と自主性のバランスを調整していく必要がある。

参加（Participation）は保護（Protection）や供与（Provision）とともに、子どもの権利条約の「3つのP」の1つである。しかし、他の2つに比べ、「参加」についてはデータを収集している国際的な調査がほとんどない。

こども基本法では、こどもの人権が守られ、こどもが適切に育てられ、教育の機会を与えられることの権利と同等に、第3条3において、「全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見

¹¹ 内閣府、令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書、p149

¹² 内閣府、令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書、p23

を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が謳われおり、子どもを社会の一員、広義の主権者として捉えている。

こども家庭庁を設置して、ホームページや相談窓口、子どもを集めての集会などから子どもの意見を集めることは意義深いことだ。小倉将信前こども担当大臣は、こども家庭庁が発足したら、小学生から20代までの約1万人のこども・若者から意見を聞く、新しい事業を開始する意向を示し、その後、こども家庭庁では、「こども若者★いけんぶらす」事業が発足し、現在までのところ4200人が登録をしている。しかし、意見を言えるための条件として本人確認が取れているのは1000人程度だという¹³。

ただ単に数字ありきで、1万人のこどもや若者を集めればいいというものではない。意見表明をしたいと積極的に行動できる子どもや若者たちからだけの声だけでもいけないだろう。

意見の表明方法や社会活動への参画機会は、学校や家庭で教わることがなければ、成長に応じた意見表明も社会活動もできない。「好き嫌い」といった感情論や全体を把握することなく、一面的視点でしか語られないリスクも負う。

つまり、大人が子どもを主権者として認識し、家庭内、学校でそうした教育を行っていくこと、そして子ども自身もまた、民主主義の根幹である「参加と責任」という概念を理解し、意見を表明することが肝要である。

4. 主権者教育

ドイツの哲学者マイケル・ガブリエル氏は、「子どもたちに選挙権がないのは恥である。それは女性に選挙権がないのと同じであり、子どもたちを選挙から排除している。そして、そのことがとんでもないことであることに気づいていない」と断言する¹⁴。

ドイツでは、政治教育は小学生から行われてお

り、若者の投票率も7割程度と日本の若者の投票率の倍以上だ。選挙権だけでなく、被選挙権も18歳で、環境や人口問題などの課題に関する議論が学校内だけでなく、社会全体で盛んに行われている。ここには、教師たちの「政治的中立性」を自らの鍛錬によって乗り越え、自らも主権者であり、子どもたちも主権者の一人であり、さまざまな意見が尊重される社会の構築こそが民主主義の土台であるという政治教育がある。私自身、公共政策学のクラスでは、安楽死や男女共同参画などについて、学生を賛成・反対の意見のグループに分けて議論する機会を設けており、学生の意見表明を積極的に促すとともに、私の意見も述べ、それぞれ意見が異なったとしても、それ自体が尊重される旨、強調している。しかし、日本の高校までの教育では、教師の政治的中立性を意識するあまり、「自分も主権者であるとともに、こどももまた主権者である」といった視点が欠けているのではないかと感じる。

また、主権者教育というと「模擬投票」や政治について教える公民の授業というイメージがあるが、学校での自治活動や地域活動といった学校づくり、地域づくりにおける学生たちの意見表明、参加といったことがすなわち、主権者教育につながっているという認識を持つことも極めて重要なことである。

学校の校則を学生たちが見直そうとすることも学校側に拒否されてきたのがこれまでの日本の教育現場であった。しかし、最近では髪型や髪の色、下着の指定を行ってきた学校に対し、文科省や東京都が教育委員会に通知を出し、生徒や保護者の意見などを踏まえて見直すよう指導していることは「子どもたちの意見の尊重」という意味でも前向きな動きだろう。

国政に立候補するための被選挙権が25歳であることに合理的な理由はあるのか。といったテーマについても、こども家庭庁が先頭に立って、議論を進めていってほしい。そういった姿をこども

¹³ 「こども若者★いけんぶらす 本人確認済は全体の4分の1」(2023年11月7日)『教育新聞』

¹⁴ 「天才哲学者マルクス・ガブリエルが語るコロナ後の未来と

倫理【報ステ×未来を人から 完全版】【未来をここから】
【Markus Gabriel】(youtube.com)『ANNnewsCH』

家庭庁が子どもたちに見せることで、子どもたちも単に「保護される立場」から「自ら意見を表明し、社会参画していく」立場へと能動的に育っていくのではないか。そして、しいてはそれが子どもたちの抱える様々な課題解決へとつながっていくものと信じている。

5. 考察

児童虐待、いじめ、不登校、自殺、ヤングケアラーといった肉体的・精神的に追い詰められている子どもの数は年々増えている。また本来なら、十分な食事、学ぶ環境、様々な体験を経験するといったことが与えられるべき子ども時代にそれらを享受できない子どもたちが抱える課題、すなわち、子どもの貧困といった課題が先進国である日本においても大きな問題となっていることが明らかになっている。

子ども家庭庁が設置されたことで、こうした子どもたちをしっかりと「保護」し、与えるべきものを「供与」する取り組みはこれからも必要である。また、それら支援策が国からのトップダウンというより、各地域で実情にあった形で組み合わせり支援の輪を広げていくこと、基礎自治体からボトムアップで好事例が各省庁に伝わり、さらに各省庁がより連携して、課題に対して円滑に取り組みを進めていくことが求められている。

一方で、保護すべき子どもたちを取り囲む大人たちの課題も解決していかなければ本質的な解決にはならない。少子高齢化が急激に進む日本社会において、高度経済成長期の日本の企業組織のあり方

を変えていくことが最も重要だ。共働き世帯が増え、高齢者で働き続ける世帯も増えている。保育所などは増えたが、70年代80年代のように妻が育児・家事・介護を担い、旦那が朝から晩まで猛烈に働くサラリーマンのような時代はとうに終わっている。しかし、政治家や企業はそのことをまだまだ理解できていない。育児・介護休暇の取りやすさ、時短勤務やフレックスな働き方など抜本的な働き方改革や非正規雇用、男女の賃金格差の解消といった日本経済を支える労働者にかかわる問題を解決することが子どもたちの生育環境とつながっていることを理解しなければならない。大人の抱える問題やストレスによって子どもたちの生きる空間が生きづらいものになっていることに気づかなければならない。

仕事と育児の両立支援やダブルケアといった子育て世帯の負担軽減や教師の負担軽減などの課題を解決するための仕組みづくりもさらに加速させていかなければ、子どもたちにしわ寄せがきている現状は変わらない。

また、多くの国でまだまだ模索中の子どもの政策決定プロセスへの「参加」は日本においてもこれからの課題である。今後の子ども政策の柱となっていかなければならない事項だろう。子どもたちが自立した主権者として、民主主義の土台となる自らの意見の表明と他人の意見を尊重できること、さらに私たち大人が子どもたちに、学校づくりや地域づくりに参加することに対する責任を家庭や学校で教えていくことが肝要だ。こうした子どもたちに力を与えていくことの積み重ねが「子どもまんなか社会」の礎となっていくだろう。

補注

- 1) 子ども家庭庁：「子ども基本法」 [20230401policies-kodomokihon-06.pdf \(cfa.go.jp\)](#) (参照日：2024年2月18日)
- 2) 文部科学省：「いじめ防止対策推進法」 [いじめ防止対策推進法 \(平成25年9月28日\) : 文部科学省 \(mext.go.jp\)](#) (参照日：2024年2月19日)
- 3) e-Gov 法令検索：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 [子どもの貧困対策の推進に関する法律 | e-Gov 法令検索](#) (参照日：2024年2月20日)

文献

- 1) 阿部彩：こどもの貧困、岩波書店、2008
- 2) 甲斐田万智子：子どもの権利、KADOKAWA、2023
- 3) 荒井文昭、大津尚志、古田雄一、宮下与兵衛、柳澤良明：世界に学ぶ主権者教育の最前線、学事出版、2023
- 4) ユニセフ・イノチェンティ研究所：イノチェンティレポートカード16 子どもたちに影響する世界先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か、日本語版 2021年2月刊行
- 5) 総務省、「育児をしている者及び介護をしている者の就業状態」、令和4年就業構造基本調査 p24-p25
- 6) 厚生労働省、「令和4年度衛生行政報告例の概況」、p21
- 7) 厚生労働省、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」、令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、p10-p11
- 8) 内閣府：「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」令和3年12月、p146-p152
- 9) こども家庭庁：「令和4年度 少子化の状況及び少子化への対処施策の概況 子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況・子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」、p153-154

「担い手としての関係人口」創出への越境学習の効果

ー長野県塩尻市の事例にみる新たな創出アプローチの検証ー

中島 ゆき

大正大学 地域構想研究所 主任研究員

(要旨) 本研究は、関係人口に関する議論が活発化する中、関係人口が地域再生の主体者となることを期待する場合とそうでない場合とで政策的に一線を画す必要性があることを前提とし、関係人口が地域再生の主体（以下、「担い手としての関係人口」という）になるプロセスに焦点を当てた。具体的には、個人の主体性を促すと言われている越境学習環境を独自の方法で組み込んだプロジェクト「塩尻市のCx0Lab」を調査し、その効果を観察した。調査の結果、プロジェクト参加者の64.5%が単なる参加から「担い手としての関係人口」へと変化した。また、そのうちの80.0%に越境学習の効果と言われている3つの要素（①視野拡大 ②チャレンジ精神 ③主体性）と④自己成長意欲という共通因子がみられたが、①②だけでは不十分であること、この複数の因子が組み合わさることが必要であることがわかった。

キーワード：関係人口、主体形成、担い手としての関係人口、越境学習、質的比較分析(QCA)

1. はじめに

(1) 課題の背景

「関係人口」に関する研究はまだ新しい。地域とさまざまな形での関わりを持つ人たちを「関係人口」として定義しているが、地域との関わりや度合いや関係人口側のニーズによって、関係人口になるまでのプロセスは異なる。そのため、各自治体が一概に関係人口創出事業として課題に向き合っても、ターゲットが広すぎて有効的な解決策が見いだし難いとも言われてきている。これまでの研究調査から「関係人口は漠然とした議論になりがちだ」（中島, 2022）、「定義があいまい」（田中, 2021, P63～）という指摘がされてきた。

昨今、この問題への対応として、地域側が自地域に合った関係人口を再定義する必要性が高まっている。一方で、新しい概念である「関係人口」

に対して、どのように再定義すればいいのか模索中の自治体も少なくなく、これまでも現場での試行錯誤が散見されている¹。

そもそも関係人口が地方創生で登場してきた背景には人口減少と地域での担い手不足が挙げられる。それゆえ、地域側は何らか具体的に貢献してくれることに期待していた背景は大きいと言える。対して関係人口側は、ちょっと違った体験や軽い参加の関係から、移住も視野に入れた深い関係まで、求める関係の深さがさまざまである。それ故に、双方のミスマッチを防ぐためにも、地域側は自分たちが考える関係人口を明確に定義し、関係の濃淡によって政策面での目標設定の違いを明確にする必要性が出てきている。

こうした関係人口政策をめぐる現状において、本論で論じるのは「担い手としての関係人口」である。これは、該当地域に居住していないものの

¹ 具体的には、中島(2021)では、アンケート調査から「取り組みの成果、効果が明確でない」「目標を数値設定するのが困難」

といった現場の声が上がっている。

地域の課題や地域に足りないものがあつた時に自分のスキルや知見、労力を提供し、地域を実践的に応援する人たちと定義するものである。

以下の記述が具体的な事象として当てはまる。「例えば、あるイベントがあつたとして、交流人口はおもてなしをされに来る人たち（イベント参加者）のことを指している。観光客がその多くで、それはそれで大事であるが、一方で、一緒にテントを建ててくれたり、最後の片づけまでやってくれたり、力になってくれる人たちも大事で、人口が減少している地域にとっては観光客と同じように必要な人たちである。その人たちは、「困っています」という言葉に反応してくれる。このように①行ったことがある、②買ったことがある、③住んだことがある、を超えた関係が築ければ地域にとって関係人口が担い手としての関係人口になる。」（大谷, 2019 より抜粋）

(2) 本論の位置づけ

「担い手としての関係人口」はどのようなプロセスで創出されるのか。筆者はそのプロセスを探求するため、2023年に長野県塩尻市の関係人口創出事業である「塩尻 Cx0Lab」（以下、Cx0Lab）に実際に参加し、プロジェクトの企画立案から参加者募集、活動開始までの過程を追った。同活動の事例報告として最初に寄稿発表したのが「担い手としての関係人口創出の新しいしくみ ―当事者意識を生み出す「仕様書」／塩尻市の事例―」（中島, 2023）である。本論は、この事例報告の後に新たにアンケート調査を実施し、その結果と論稿を加えた同調査の続編である。

(3) 前調査の概要

調査対象である Cx0Lab は、塩尻市の地域プレイヤーと関係人口が協働で地域課題の解決や魅力の再発見を目指すコミュニティ活動である。この活動の特徴は、関係人口が地域課題解決のために地域プレイヤーと一緒に「仕様書」を作成していくことである。その工程では、1泊2日の現地視察とその後、週1～2回程度のオンライン MTG が1ヶ月程度続く。先の事例報告では、この「仕様書」の作成工程において、関係人口は地域課題を自分

事化し、最終的に自分自身が地域で何かができるのではないかという当事者意識を育てている様子を観察している。同報告では、この工程を「担い手としての関係人口」創出のプロセスとして越境学習環境にあると考察している。特に、越境学習の3要素（①異質性 ②抽象性 ③上下関係のなさ）は主体性を促すとされている。Cx0Lab の取り組みにおいては、この越境学習環境が「仕様書」作成の過程に組み込まれ、参加者の主体性が発揮された様子が見られた。

(4) 本論の目的

本研究は「担い手としての関係人口」創出のプロセスに、越境学習環境の効果があることを検証することを目指す。これにより、政策的に有効な手法を明らかにし、各地域の「関係人口創出」事業における明確な目的設定の促進、地域に適した人材の集結と人材対流の増加を目指す。

地域と関係人口の双方のニーズがマッチした人材対流が促進されることは、地域にも関係人口にも双方が幸せな生活を築くことにつながる。例えば、関係人口から「私が私らしく暮らせるまちは、ここだった」という言葉を聞くことが度々ある。ここに関係人口創出事業の質的な成果があると考える。本研究は、市民が官民一体となって地域を創造していくプロセスに貢献し、関係人口創出事業の効果の最大化及び地方創生に寄与することを目的としている。

2. 調査対象と方法

(1) Cx0Lab の特徴と調査選定の理由

筆者が参与観察した Cx0Lab は 2023年7月の活動であり、これは同プロジェクトの4回目となる。過去3回の活動で比較的継続的な「担い手としての関係人口」を41人創出し、また、時々顔をだす「担い手」としては102人創出している。他での類似調査がないため数値としての正確な比較はできないが、同 Lab の「担い手としての関係人口創出」の割合が高いと考えられたことが選定理由である。そして、もし創出割合が高い場合、同 Lab にあって他の地域にないものが「担い手としての

関係人口創出」のカギを握るという事になる。そのカギとして筆者が着目したのが、仕様書の存在である。同 Lab が作り出す仕様書の特性、さらに仕様書の何が関係人口を深く地域と関わらせるのかを探索したのが、前調査である。(詳しくは中島, 2023)

(2) 前調査からみられた越境学習とその効果

本調査は前調査でみられた越境学習の効果を検証するものであるが、主題の前に越境学習が何か、その効果として既存研究で明らかにされていることには何があるかについて述べる。

越境学習とは、石山 (2018) によると個人の居心地の良い「ホーム」(日常) と慣れない場所「アウェイ」へと短期間で行き来する学習のことを指す。また、アウェイの環境条件の特徴は「上下関係のなさ×異質性×抽象性」であるとしている。ホームとは個人にとって居心地のよい慣れた場所である。ホームには以心伝心で通じるよく知ったメンバーが存在するが、同時に刺激のない場所でもある。他方、アウェイとは、個人にとって慣れない場所である。時として居心地が悪い場合もある。アウェイの場は、通常は公式の組織ではないことが多く、公式の上司がいるわけではない。したがって、自分への指示はない(上下関係のなさ)。また、多様で異質な人との協働が中心となる(異質性)。さらに、アウェイの場は組織目標やミッションが最初から決定されていることは少なく、それを自分たちで考えることになる(抽象性)というものだ。

そして、石山 (2018) はこれらの環境条件が次の効果を生み出しているという。「異質性」は多様で異質な人々と交流する能力の向上、「抽象性」は試行錯誤や失敗を恐れず挑戦してみる姿勢の向上、「上下関係のなさ」は個人の主体的なリーダーシップの発揮につながる。

(3) CxOLab の越境学習環境

CxOLab の環境がこの3つの越境学習環境にどのよう当てはまるかを示す。

a) 異質性

CxOLab に参加するメンバーは、そもそも異なる

経験やスキルを持つメンバーが参加しており、最初の1泊2日の現地視察で初めて顔を合わせたというメンバーが多く、異質性が高いと言える。参与観察を行った CxOLab の第4期は、合計21人の関係人口が参加者であり、そのうち今回が初めて塩尻市にかかわるといふ新たな関係人口は13人で、お互いの関係はまったくない。それ以外の8人は、何度目かの関わり者であった。

現地視察の後は、チームに分かれて週1~2程度、多い時で週3のペースでオンラインで集まり、アイデアや意見を出し合う。この時、メンバーが日常働いている業界や経歴によって、使う言葉の意図が違ったり、MTG の進め方の常識がなかったりといった場面が登場する。その都度、意識合わせが必要になっている。これは、越境学習で指摘されている「アウェイ」そのものであり、異質性の特徴を持っていた。

b) 抽象性

抽象性については、CxOLab で最終的に参加者が仕上げることになる「仕様書」作成の工程が当てはまる。実際の工程は、地域プレイヤーが提示した課題(テーマ)に対して、1ヶ月間かけて関係人口と一緒に「仕様書」をつくるというのが最終ゴールである。その「仕様書」のフォーマットは(図1)である。基本構成は、「0. テーマの概要/1. テーマ選定の背景/2. 実現したい未来・本プロジェクトの目的/3. テーマに関してすでに取り組んできたこと起きている問題・解決すべき課題/4. 本プロジェクトで外部人材の力を借りたいこと、勘案いただきたい条件」である。この構成は、特別特徴的という訳ではなく、一般的な仕様書に記載すべき内容である。特徴的なのは、このテーマの解決策の方向性も目標設定など、決まっているものが何もないという点である。特に、「2. 実現したい未来・本プロジェクトの目的」については、テーマを提示している地域プレイヤー自体が明確に形になっていない場合も多い。むしろ、ここが明確になっていないからこそ、「一緒に作ること」に意味が生まれてくるのだと考えられる。メンバーは、漠然としている実現したい未来や本プロジェクトの目的を具体化するために、あらゆる角度で疑問や仮説を提示する。それに対して、地域プ

レイヤーが想起する当初のプロジェクトイメージと合致するのかどうか、何が問題なのかなどを細かく確認していくというのが仕様書作成で多く使われている時間だ。

テーマ名
テーマオーナー 団体名・個人名

0. テーマの概要

1. テーマ選定の経緯
写真なども活用しながら、各エリアの現状などについて第三者が分かるように記載

2. 実現したい未来・本プロジェクトの目的
実現したい未来をありありと描いてください。

3. テーマに関してすでに取り組んできたことと起きている問題・解決すべき課題
実現したい未来を目指すうえで現状起きている問題、解決すべき課題を設定してください。また、これまでの取組についてもまとめましょう。

4. 本プロジェクトで外部人材の力を借りたいこと、調査いただきたい条件

■何を調査して、どのレベルまで外部人材の力を借りて成し遂げたいのか。

■目指す具体的な成果や、制約条件は何か？
予算
関係者

(以下は副業人材を採用する場合に記入)
<募集要項> ※以下参考例

- テーマオーナー ※団体・個人名
- 募集職種
- 応募資格 ※求める人物像
- 勤務形態 原則リモート
- 勤務時間 業務委託契約 (連委任契約)
月16時間程度 (連4時間程度)
定例オンラインミーティングを2週間に1回 (1時間~2時間ほど)、それ以外に関しては原則Slack等を利用した情報共有にだければ、拘束時間は発生しません。
- 契約期間 3ヶ月 (2021年11月から2022年1月まで) × 10月から業務開始も可。
- 報酬 プロジェクト全体で最大3ヶ月15万円 (30,000円~50,000円 (月額)) (現地までの交通費及び宿泊費含む)
- 採用人数 1~2名

5. 今回のプロジェクトを覚えていただく上での発表者

URLで記載

図-1 仕様書のフォーマット

この「仕様書」作りの工程は、「アウェイの場合は組織目標やミッションが最初から決定されていることは少なく、それを自分たちで考えることになる」と石山 (2018) のいう越境学習の環境条件である抽象性と完全一致している。

c) 上下関係のなさ

Cx0Lab チームでは、地域でテーマを設定した地域プレイヤーがいる他、Cx0Lab の複数回参加者か運営組織のメンバーが1人ファシリテーターとして役割がふられている。ファシリテーターはCx0Lab の過去の参加者であり、当日の参加メンバーでもありつつ司会進行の役割も果たす。地域プレイヤーは塩尻市での課題をテーマとして提示し、それに対して自分自身が中心となって解決に取り組むというコミットメントをしている。そこには特に上下関係が存在せず、誰かが決定権を持ったり、特定のメンバーが主導権を握るといったことは無い。最終的にあるのは、みんなが考えた課題解決方法が地域プレイヤーが望む方向性であり、実

現可能なことであり、望む未来であるか、ということだけである。なぜなら、課題解決の際に実際にその活動を現地で中心でひっぱる人がいなければ絵に描いた餅になってしまうからである。

以上のように、誰かが指示を出したり、同時に指示待ちする人がいない環境であり、これは越境学習の環境条件である上限関係のなさとは完全一致している。

(4) アンケート調査の概要

a) 実施概要

- ・調査実施期間：2023年11月29日~12月18日
- ・調査対象：長野県塩尻市の関係人口創出事業「Cx0Lab」他、地域活動への参加経験者
- ・アンケート依頼数：推計200名
- ・回収方法：HPやSNS、個別メールで依頼、回答はWEBフォームにて
- ・回答数：83名 (うち、Cx0Lab 参加経験者32名のみを抜粋)

b) 回収方法について

これまでに塩尻市の何らかのプロジェクトに参加したことがある人を対象に「塩尻市プロジェクトに関するアンケート調査」として回答依頼をした。回答者には、塩尻市で参加したプロジェクトを聞いており、「Cx0Lab」へ参加ありと回答した人のみを抽出して分析を行った。

(5) 調査の内容

塩尻市と関りを持ったきっかけ、現地での過ごし方、関りが強くなった理由、今後の希望する関わり方、応援方法など、7項目32設問を実施。途中、「Cx0Lab」へ参加ありと回答した人のみ、以下の詳細項目 (表-1) を質問した。

表-1 「Cx0Lab」へ参加ありと回答した人の調査内容

| 設問項目 | 回答選択肢 |
|---------|---|
| 参加状況 | 現地でのキックオフ・クリティカルシンキング研修/1泊2日の現地視察/仕様書作成までのオンラインMTG(1ヶ月間)/Slackでの意見交換(仕様書完成までの1ヶ月間)/中間発表会/最終発表会/別テーマへの参加 |
| 全般的な満足度 | 10段階評価 |

| | |
|---|--|
| 塩尻 Cx0Lab の参加で 1) 期待していたこと 2) 得られたと思うこと | 普通の旅行と違った体験ができそう／普通の旅行では行けない場所へ行けそう／知らない土地を訪問できるワクワク感／自分が成長できそう／自分のスキル、自分を活かそう／新しい経験やスキルを得られそう／新しい人との出会いを求めて社会貢献ができそう／将来的な副業への足掛かりになりそう／将来的な移住のための準備ができそう／その他／期待していたことは特にな |
| 参加して 1) 印象的だった出来事 2) 最も印象的だった出来事 | 初めて会う人が多いのに、かなり深い話をしたこと／チェックイン、チェックアウトという方法 オンラインで共有される自己紹介の方法／自分が参加する理由、内面を見つめる機会となったこと／地域課題が難しい／塩尻のまちづくりが先進的 塩尻は課題が多い／プロジェクトの進め方が上手／最終ゴールが見えない／発表までの時間が短すぎる／副業人材を採用すること／地域プレイヤーの頑張りや思い／議論の進め方(みんなの意見を出し、集約するなど)が上手い／チームメンバーの経歴・スキルが多様／MTG を進めるためのツールが最新／その他 |
| 塩尻 Cx0Lab の1ヶ月間の変化について | MTG で自分の意見や思いを伝える事ができた／MTG で他人の意見や思いを聞くことができた／さまざまなアイデアから自分の考えが創発された／自分がゴール設定に参加できるのが楽しかった／ゴールが見えなくて不安だった／まずは、何でもチャレンジしようと思えた／チームメンバーの経歴が多彩で刺激になった／チームメンバーの経歴が多様すぎてまとまりにくかった／みんなの意見を引き出そうと思った／議論の拡散と収束を意識していた／積極的に議題を提示した／MTG 内で、自ら何らかの役割を担った／プロジェクトの進め方が学びになった／ファシリテートや Lab メンバーは地域活動のロールモデルであった／議論の拡散が激しくて、まとまらなかった／議論の収束がうまくいった |
| 1ヶ月間の思い | 楽しかった／学びが多かった／新しい友だちがたくさんできた／自信が持てるようになった／視野が広がった／自分で役に立てることがあったという喜びがあった／自分がやりたいことの方向性を確認することができた／自分の強みや特性を認識・発見することが出来た |
| 自分自身の成長にどの程度の影響があったか | とても影響があった／やや影響があつ／どちらともいえない／あまり影響はなかった／全く影響はなかった |
| 今後の関わり意欲について | 何らかのプロジェクトを立ち上げてみたい／プロジェクトを運営する側にまわってみたい／プロジェクトに関わり、積極的に主催者や運営をサポートしたい／可能な範囲でプロジェクトに関わりたい／プロジェクト次第に関わりたい |
| プロジェクトへ関わる、関わらないを選ぶ基準 | 自分の興味・関心の分野のプロジェクトであるかどうか／地域貢献・社会貢献できるかどうか／自分が何か役に立てそうかどうか／面白そうかどうか／参加メンバーの前のめり具合／実現可能そうかどうか／予算がある |

| |
|--|
| かどうか／副業など、仕事につながりそうかどうか／プロジェクトの運営メンバーの魅力／その他 |
|--|

(6) 変数の設定と分析手法

a) 目的変数(担い手として)の設定

表1の設問の中から、今後の関わり意欲について具体的な行動を示す「何らかのプロジェクトを立ち上げてみたい」という設問に対して、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人を「担い手としての関係人口」として捉えた。

b) 説明変数(越境学習の効果)の設定

本調査では、先行研究で明らかにされている越境学習効果が Cx0Lab で効いているかどうかを検証するものである。留意点として、先行研究の石山(2018)調査では社外活動と自身の業務とが関連してどう影響を与えているかという調査方法であるのに対し、本調査はあくまで社外活動上だけで自身の影響を測ることが限界であるということである。そのため、石山(2018)で示された「リーダー的立場での能力開発」(同, P169～)の調査内容を十分に精査し Cx0Lab の活動に解釈しなおした。なぜなら、最終的にリーダー的立場で本当に行動に移すとなった場合、業務としての立ち位置と関係せざるを得ないという違いがあるからだ。この点を考慮して、以下の概念で越境学習の効果として説明変数を設定した。

- ・視野拡大の効果:「異質性」は多様で異質な人々と交流することで、受け容れることも理解することも難しい異質な視点からの意見に、真摯に向き合い自分の中に取り込んでいくことで新しい視点を獲得するきっかけとなることから、「視野拡大」という効果のカテゴリーで表す。
- ・チャレンジ精神醸成の効果:「抽象性」は「目標の設定が明確になされているとは限らない不確実な状況も存在するであろう。そのような曖昧性への対処として、応用性が高い能力」(同, P180 抜粋)であり、試行錯誤や失敗を恐れず挑戦してみる姿勢の向上につながるとされていることから、「チャレンジ精神」という効果のカテゴリーで表す。
- ・主体性発揮の効果:「上下関係のなさ」は多くの

役割がメンバーによって自発的に分担される環境であり、これは個人の主体性が発揮されリーダーシップにつながることから、「主体性」という効果のカテゴリーで表す。

c) 説明変数(個人の資質)の設定

上記3つのカテゴリーは越境学習という外的環境からくる能力向上効果である。一方で、越境学習というアウェイ環境を素直に自身の成長のためのプラスに受け入れて、積極的に自らが成長しようという意欲も必要である。これは環境とは別の学習意欲であるため、個人の資質として「自己成長意欲」というカテゴリーを加えた。

d) 分析方法

前述の変数を用いてクロス集計した。但し、本調査はCx0Labへの参加という特定の少数事例(サンプル数が31)を対象としているため、 χ^2 乗検定は適していないことから、母集団200人でサンプル数31、信頼水準95%の許容誤差16%の範囲で結果が変わらないことを確認して最終的な考察のための分析とした。また、自由回答記述の発話も併せることで、抽出した変数がCx0Labの特徴とその効果を表していることを示した。(第3章)

次に、サンプル数が少ない時に有効な質的比較分析(QCA)²を採用し、結果が「担い手としての関係人口」であるために、複数の条件がどのように寄与するかの分析を行った。(第4章)

3. 調査結果

今回の調査では、Cx0Labに参加した人の64.5%が「担い手としての関係人口」であるという結果であった(図-2)。以下、「担い手としての関係人口」64.4%(20人)と、それを除外した「参加関係人口」35.5%(11人)でそれぞれクロス集計し越境学習の効果の違いをみる。

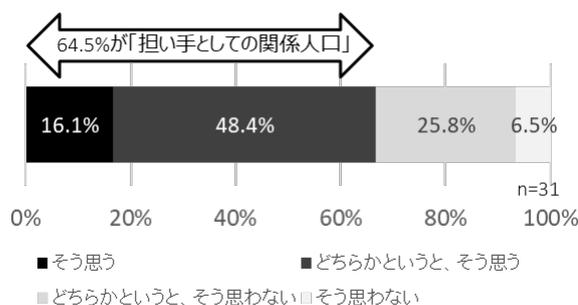


図-2 担い手として関係人口の割合(「プロジェクトを立ち上げてみたい」という設問に対する回答)

(1) 視野拡大の効果

視野拡大の効果に対しては、設問「さまざまなアイデアから自分の考えが創発された」「チームメンバーの経歴が多彩で刺激になった」の2つを説明変数として設定した。クロス集計の結果は図-3である。図をみやすくするために横棒グラフの回答結果は、「あてはまる」と回答した割合のみを掲出している。「ややあてはまる」「ややあてはまらない」「あてはまらない」は割愛した(以下、図-3~5同)

「さまざまなアイデアから自分の考えが創発された」という設問に対し、「あてはまる」と回答したのは「担い手としての関係人口」が45.0%、参加関係人口は9.1%で35.9ポイントの差であった。「チームメンバーの経歴が多彩で刺激になった」については10.5ポイントの差であり、本設問では差はみられなかった。

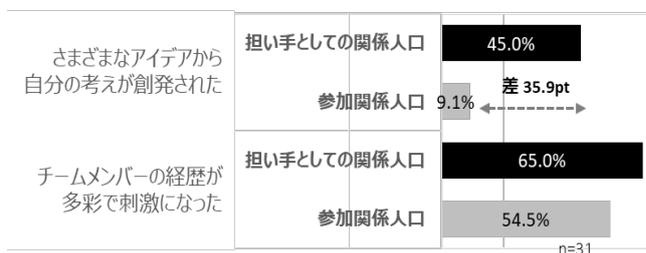


図-3 「視野拡大」の効果

² 質的比較分析(qualitative comparative analysis: QCA)は、複数のケースを比較し、異なる条件の組み合わせがどのように特定の結果を引き起こすかを明らかにする研究手法であり、このアプローチは得にサンプルサイズが小さく複雑な因果関係を持つ研究に有用とされている。限られたケースの中で条件の組み合わせがどのように結果に影響を与えるかを理解

するのに役立つ。特に単一条件の影響ではなく、複数条件の相互作用を解析する際に有効と言われている。

QCAにはいくつかの手法があるが、本調査ではブール代数を用いて条件の論理的な組み合わせを分析し、「担い手としての関係人口」になる結果に強い影響を与える条件を識別した。

異質性に触れたことで視野が広がったことを示唆する参加者の代表的な発言を以下に示す。

「自分の課題を多角的に議論するために必要な人たちが揃っていた。」(回答者 No.2)

「スキルや経験が豊富な人が積極的に参加していたこと」(回答者 No.78)

(2) チャレンジ精神の効果

チャレンジ精神の効果に対しては、設問「自分がゴール設定に参加できるのが楽しかった」「何にでもチャレンジしようと思えた」の2つを説明変数として設定した。クロス集計の結果は図-4である。

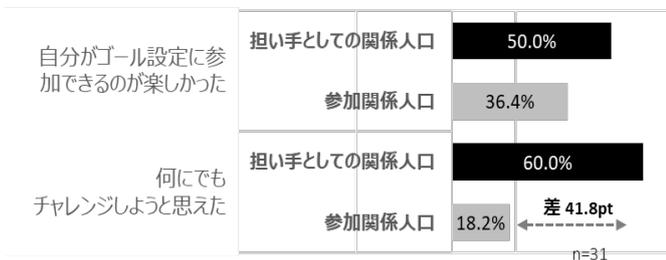


図-4 「チャレンジ精神」の効果

「自分がゴール設定に参加できるのが楽しかった」という設問に対して、「あてはまる」と回答したのは「担い手としての関係人口」が50.0%、参加関係人口は36.4%で差はみとめられなかった。

「何にでもチャレンジしようと思えた」は「担い手としての関係人口」が60.0%、参加関係人口は18.2%で41.8ポイントの差であった。

抽象性に触れたことでチャレンジ精神がでたことを示唆する参加者の代表的な発言を以下に示す。

「地域課題に触れること、そして自分以外の人々のそれに対する解決方法やアクションを知れた。何でもまずはやってみようと思った」(回答者 No. 28)

「課題を議論する場合、色々な障壁はあるが、そもそも議論自体がすんなりいくようであれば課題自体も課題になっていないと思うので、障壁もありません。意見を言い合い、一旦の結論や方向性を決めながら、いろいろやるのが重要と感じた。」(発言者 No. 61)

(3) 主体性の効果

主体性の効果に対しては、設問「みんなの意見を引き出そうとした」と「積極的に議題を提示した」の2つを説明変数として設定した。クロス集計の結果は図-5である。



図-5 「主体性」の効果

「みんなの意見を引き出そうとした」という設問に対し、「あてはまる」と回答したのは「担い手としての関係人口」が45.0%、参加関係人口は0%で45.0ポイントの差であった。「積極的に議題を提示した」という設問に対し、「あてはまる」と回答したのは「担い手としての関係人口」が25.0%、参加関係人口は0%で25.0ポイントの差であった。

上下関係のない環境下で自主性がでてきたことを示唆する参加者の代表的な発言を以下に示す。

「仕様書作りを進めるうちに自らプロジェクト参画したい思いが醸成された。」(回答者 No. 44)

「自分のスキルはできるだけ提供しようと思いました」(回答者 No. 56)

(4) 自己成長意欲の有無

参加者の自己成長意欲の有無に対しては、設問「プロジェクトの進め方が学びになった」「ファシリテートやLabメンバーは地域活動のロールモデルであった」の2つを説明変数として設定した。クロス集計の結果は図-6である。

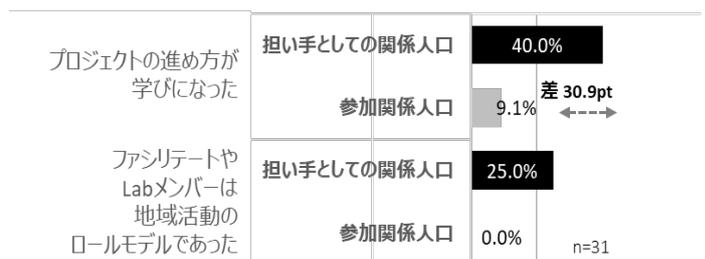


図-6 「自己成長意欲」の有無

「プロジェクトの進め方が学びになった」という設問に対して、「あてはまる」と回答したのは「担い手としての関係人口」が 40.0%、参加関係人口は 9.1%で 30.9 ポイントの差であった。

「ファシリテートや Lab メンバーは地域活動のロールモデルであった」については、25.0 ポイントの差であった。いずれも越境学習と言うアウェイの環境でありながらも積極的に学ぶ姿勢として捉えた。参加者の代表的な発言を以下に示す。

「普段、人と話してもいても自分が考えていることを話す機会はなかなか持てない中、そういう環境に身を置く事で言語化できたことは楽しい」(回答者 No. 2)

「深く考える中で一度壊して再構築するようなプロセスがあるから。すごく思考が深まった。」(回答者 No.63)

4. 「担い手としての関係人口」創出に影響を与える変数(質的比較分析)

表-2 のデータ行列は、どのような条件(前述の説明変数)を持つと「担い手としての関係人口」になる可能性が高まるのかという、全体像を示されている。

変数が 4 つある場合の組み合わせケースは全部で 16 通りになるが、そのケース番号を「ケース No」として列 1 に示した。列 2～5 は前述の変数 1～4 の設問それぞれに対して、「あてはまる」「ややあてはまる」が「1」、そうでない場合は「0」で表している。

列 6 はこのパターンで回答した回答者 No. の番号を列記、列 7 はこのパターンで適合した人が何人いるかを示し(=適合事例数)、列 8 はケースに適合した事例数のうち「担い手としての関係人口」である場合の数を結果として記載している(表-2)。

今回、全 16 通りあるうちの、1、2、3、7、11、14、16 の 7 ケースが掲出された(表-2 の列 1)。

最も多かったのはケース No 1 で、適合事例数 14、整合性は(結果が「1」である割合) 0.64 であった。すなわち、全参加者 31 人のうち、14 人がケース No1 (全ての変数が「1」) に該当し、その内

の 9 人が「担い手としての関係人口」であったことを示す。

次いで多かったのがケース No3 (4 変数のうち 3. 主体性のみ「0」で、それ以外が「1」) で、事例数が 7、整合性は 0.71 であった。

表-2 データ行列

| ケース No | 列1 1 視野拡大 | 列2 2 チャレンジ精神 | 列3 3 主体性 | 列4 4 自己成長意欲 | 列5 5 適合回答者No (※) | 列6 6 適合事例数 | 列7 7 結果が「1」:担い手としての関係人口の数 | 列8 8 整合性 |
|--------|-----------------|--------------------|----------------|-------------------|--|------------------|---------------------------------|----------------|
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | <u>1, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13</u> , 2, 3, 9, 23, 24 | 14 | 9 | 0.64 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | <u>8, 14</u> , 25 | 3 | 2 | 0.67 |
| 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | <u>15, 17, 18, 26, 30</u> , 16, 27 | 7 | 5 | 0.71 |
| 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 6 | 1 | 0 | 1 | 0 | — | — | — | — |
| 7 | 1 | 0 | 0 | 1 | 19 | 1 | 0 | 0.00 |
| 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 9 | 0 | 1 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 10 | 0 | 1 | 1 | 0 | — | — | — | — |
| 11 | 0 | 1 | 0 | 1 | <u>20, 21</u> | 2 | 1 | 0.50 |
| 12 | 0 | 1 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 13 | 0 | 0 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 14 | 0 | 0 | 1 | 0 | <u>28, 31</u> | 2 | 2 | 1.00 |
| 15 | 0 | 0 | 0 | 1 | — | — | — | — |
| 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | <u>29, 22</u> | 2 | 1 | 0.50 |

※結果が「1」すなわち「担い手としての関係人口」であった回答者Noを太文字下線している。

次いで多かったのがケース No2 で (4 変数のうち 4. 自己成長意欲のみ「0」で、それ以外が「1」) で、事例数が 3、整合性は 0.67 であった。

質的比較分析は少数事例の複雑な関係性を分析できる方法として使われているが、特に多変量解析と同じような処理が可能な点もメリットとして挙げられる。すなわち、このケースがどの程度説明可能なかを数値で評価できるという事だ。

今回の調査では、表-2 の最終列の「整合性」がそれにあたる。田村 (2015, P142) によると、0.80 以上でほとんど常に十分、0.65 以上で通常は十分、0.5 以上で半分以上は十分としている。今回の結果からは、ケース No3 が最も高い整合性が見られ、0.71 で通常は十分のレベルであった。

このデータ行列が意味するところを概念図として表したのが図-7である。

「塩尻Cx0Lab」参加者31人のうち、20人(64.5%)が「担い手としての関係人口」となった。そして、その20人のうち80%(16人)が越境学習の3つの効果と1つの個人資質が共通でみられた。特に越境学習効果で強くみられたのは、視野拡大とチャレンジ精神であるが、ケースとして適合性が高いのはこの2つの変数に自己成長意欲が加わった時であるという解釈ができる。

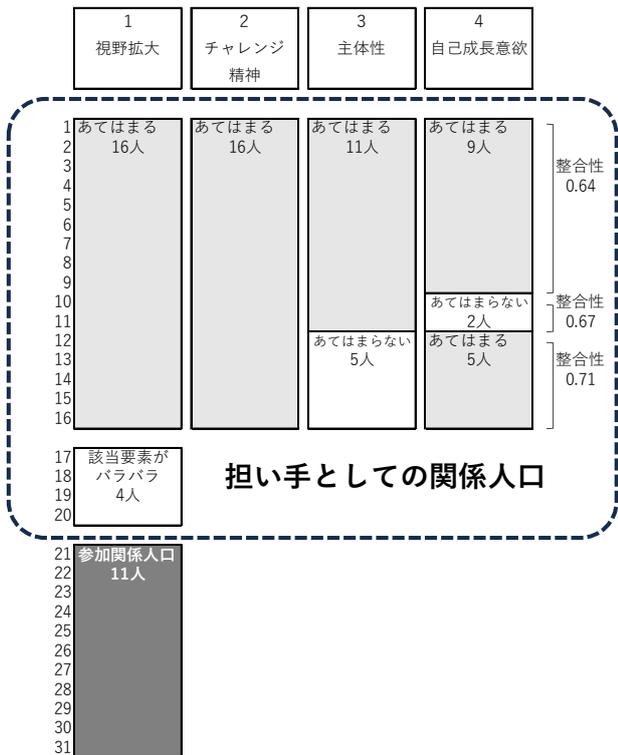


図-7 「塩尻Cx0Lab」参加者の「担い手としての関係人口」創出状態とそれぞれの共通要素

5. 考察

以上の結果から、越境学習環境を組み込んでいるCx0Labには「担い手としての関係人口」創出に影響を与えている以下の共通要素があることがみえてきた。

(1) 視野拡大とチャレンジ精神の効果

視野を広げ、チャレンジ精神を養うことが、関係人口の担い手創出において肝要であることがみえてきた。異なる環境や考え方の人たちとの交流

は、参加者に新たな視点を提供し、未知の挑戦に対する積極性を促す。しかしながら、これら2つの要素だけで「担い手としての関係人口」が決定されるわけではない。実は、この2つの変数のみで分析した場合は、「担い手としての関係人口」と「参加の関係人口」との間で整合性の割合が変わらない。すなわち、これら2つの変数だけでは、担い手として関係人口になるかどうかは決まらない。しかしながら、この2つの変数両方に「あてはまる」と回答した参加者が87%いることを考えると、視野拡大とチャレンジ精神発揮の効果はCx0Labの特徴であるということはいえる。

(2) 自己成長意欲

視野拡大やチャレンジ精神と共に、自己成長への強い意欲が担い手としての関係人口の創出に重要な役割を果たすことが示された。「プロジェクトの進め方から学びを得た」という経験や、「地域活動のロールモデルとしてのLabメンバーやファシリテーター」をみて学ぶ姿勢を代表的に、越境学習のアウェイ状態において、何でも自らの学びにしようという姿勢である。今回の調査結果からは、上記の視野拡大とチャレンジ精神に、自己成長意欲がセットになることで、より担い手の創出確率が向上することがわかった。

(3) 主体性

主体性の要素が加わると、若干適合性がさがる傾向がみられた。このことは、グループ分けされたメンバーの中で、リーダーシップを先にとった人の性格や、課題解決への困難度が影響する可能性がある。つまり、上下関係のない環境で、主体性がどの程度発揮されるかは、チームの状況によって左右されやすいということである。これは一方で、メンバーが主体性を発揮しやすい仕組みを組み込むことで、より「担い手としての関係人口」創出が促進される可能性が示唆された。

例えば、日本では役割が与えられるほど人々が力を発揮する傾向にあるとされる。現在のCx0Labではプロジェクトのスタート期から役割分担自体をメンバーの自発性に任せる場面が多くみられる。本調査結果から考えると、この点についてはファ

シリテーターが早い段階で具体的な役割をメンバーに割り当てることで、各自がその役割において主体性を発揮しやすくなる可能性があると言える。

(4) まとめ

以上、担い手としての関係人口の創出には、「異質性」「抽象性」「上下関係のなさ」という越境学習環境の場を用意することが、自己成長意欲の高い参加者の視野拡大やチャレンジ精神、主体性を喚起し「担い手としての関係人口」の創出を促進する鍵であることが見えてきた。

(5) 本調査の課題と今後

本調査の課題は2つある。1つめは、調査対象が Cx0Lab 参加者に限定されていたためサンプル数が少ないことである。

2つめは、実際に担い手としての関係人口となるか否かは、本人の気持ちだけでなく、家族や仕事などの生活環境に大きく依存する。そのため、共通因子にさらに家庭環境やライフサイクルなどの外的要因を加える必要があり、それはかなりハードルが高い。

一方で、このようにサンプル数が少ない事例調査の場合、要因がどの程度説明可能かを数値で評価することには限界がある。そのため、主に外的環境を全体枠で評価し、心理的な要因は個別ヒアリングでサンプルを掘り下げることが望ましいと考えられる。

参考文献

- 1) 石山恒貴『越境的学習のメカニズム：実践共同体を往還しキャリア構築するナレッジ・ブローカーの実像』福村出版, 2018.
- 2) 大谷博「「関係人口」へ取り組む地域」徳島経済 Vol. 102, 2019.
- 3) 田中輝美『関係人口の社会学 人口減少時代の地域再生』大阪大学出版会, 2021.
- 4) 田村正紀『経営事例の質的比較分析 スモールデータで因果を探る』白桃書房, 2015.
- 5) 中島ゆき「自治体における「関係人口」取組みの現状と課題—“熱狂的ファン戦略”モデルの一考察—」地域構想 Vol. 2, 2021.
- 6) 中島ゆき「関係人口は新たなフェーズに入ったか？—自治体の役割に着目して—」地方自治みえ第 355 号, 2022.
https://www.tais.ac.jp/guide/latest_news/20220221/75103/
- 7) 中島ゆき「担い手として関係人口創出の新しいしくみ —当事者意識を生み出す「仕様書」／塩尻市の事例—」長野県地方自治研究センター「信州自治研」(380), 7-17, 2023-10.

6. 今回の調査から見た新たな視点:コミュニティ結束力の重要性と今後の調査方向

今回の調査では越境学習の影響に焦点を当てたが、アンケート結果からは、越境学習以外にも Cx0Lab ならではの特徴が多く見いだされた。特に、「今まで知らなかった人たちとすぐに深い話をすることができた」「仲間として受け入れてくれる雰囲気スゴイ」「寛容的な環境」「自分自身のスキルが地域の役に立つ実感」「自己の価値観や方向性を再発見できた」といった自由回答が多く挙がった。これらの意見は、プロジェクトを運営する空気感や人間関係、参加しやすさを促進する仕掛けの必要性、すなわち Cx0Lab が持つ“コミュニティの結束力”に特徴があることを示す意見である。この Cx0Lab のコミュニティ結束力が参加者にとってのプロジェクトの価値を高め、継続的な関わりを促す重要な要因であることが示唆されている。

本調査の主眼以外に見えてきたこのコミュニティの結束力という点については、今後の調査でさらに深掘りし、Cx0Lab のような関係人口創出事業が持つ独自の要因を明らかにしていくことが重要である。これにより、今後、日本各地の関係人口創出事業のより効果的な「担い手としての関係人口」創出のアプローチが見えてくることを引き続き目指す。

研究ノート



高校で実施されている“探究”の類型化

—「総合的な探究の時間」の目標をブルームのタキソノミーから捉え直す—

浦崎 太郎

大正大学 地域創生学部地域創生学科 教授

(要旨) 今日、高校の中には、学習指導要領で中核に位置づけられている「総合的な探究の時間」を巡って、迷走や混乱に陥っている学校が少なくない。その一因として、目標を構成する各要素をバランスよく達成するのが難しい以前に、各要素の具体像を想像しづらい実態があると考えられる。そこで、ブルームによる「教育目標のタキソノミー(分類学)」の3領域(認知・情意・精神運動)を参考に「教科・自分・社会」という視点を導入すると、その組合せによって各校が“探究”と称して実施している教育活動を7つに類型化できることが分かった。また、分類図を活用すると、各々の特徴を把握しやすくなるとともに、目標の鮮明化を通じたバランスの改善や、学校と地域の適切な連携にむけた意思疎通の円滑化にも寄与しうる可能性が見えてきた。

キーワード: 高校、総合的な探究の時間、教育目標分類学、地域人材、地域創生

1. はじめに

「社会に開かれた教育課程」を謳う現行の高等学校学習指導要領(2022年度の入学生から全面实施)は、ひいては地域振興にも寄与しうるものとなっている。それは、中核に据えるべき教科として位置づけられた「総合的な探究の時間」に創意工夫を働かせ、外部とうまく連携すれば、生徒が身近な事象に対する関心を高め、各々の興味関心に応じて探究を深め、その成果を社会で活用できるよう、力強く育成できる余地が広いからである。

しかし、多くの高校では「総合的な探究の時間」を巡る混乱や迷走が続いている。中には「これを探究と呼んでよいのだろうか?」と首を傾げざるをえない事例さえ見受けられる。論題で“探究”と表記したのは、そのためである。

違和感の正体を探る中で浮かんできたのは、各校が自校の“探究”を客観視・相対化する手がかりを持ち得ていない様子だった。そしてその背景として、現場における多種多様な“探究”の実践が未だ類型化されていない実態に行き着いた。こ

うして、現場に改善を促すには“探究”を類型化することが重要だと認識するに至った。

類型化の基盤として候補に浮かんだのは、ブルームによる「教育目標のタキソノミー(分類学)」だった。それは、実践の多様性は「認知・情意・精神行動」のバランスに起因するのではないか?という構図が想像されたからだ。

以上、本稿では、教育目標分類学の視点をもって、高校における“探究”を類型化することを目的とする。

なお、本稿の構成は次のとおりである。1では、問題意識や目的について述べた。2では、「総合的な探究の時間」の目標設定に関する現状や課題について、学問的な見地、現場の実態、双方の視点から記述し、平易な資料を用意すべき必要性を明らかにする。3では、学習指導要領に掲げられた「総合的な探究の時間」の目標と「教育目標のタキソノミー」とを対比した上で、類型化にむけた表現基盤を確立する。4では、3で得られた表現基盤に基づいて類型化を行い、分類図や対比表を示す。5では、類型図の活用可能性について述

べる。そして6では、全体のまとめ・考察と今後の研究課題について言及する。

2. 「総合的な探究の時間」の目標設定に関わる現状と課題

(1) 先行研究

この領域においては、既に佐藤浩章（2021）が高校教員むけの解説書において、探究学習の目標を立てる際、ブルームのタキソノミーに基づいて「認知・情意・精神運動」の3領域に分けて記述することを提唱している。また、長瀬善雄（2019）は、小中学校の「総合的な学習の時間」について、児童・生徒指導要録にある「関心・意欲・態度」の観点の概念と「教育目標のタキソノミー」における情意的領域の対応関係を詳しく検討し、その単元指導計画に「教育目標のタキソノミー」に基づく「情意的領域の評価カテゴリー」の具体的な内容を位置付けることによって、学習者の意欲を促進する糸口になり得る等の可能性を示している。

(2) 平易な資料を用意する重要性

こうした知見は、残念ながら、現に混乱や迷走に陥っている現場では十分に活用できない可能性が高い。それは、知見を困惑なく活用できる前提条件として、①これから「総合的な探究の時間」の構想に着手する段階であること、②より適切な探究学習を組み立てるには、それに必要な基礎知識を習得できる余力のある教員を校内で充足できること、を指摘できるからだ。この前提条件に照らすと、①今日、現行の学習指導要領が全面実施されてから約2年、旧課程の時期に「総合的な探究の時間」が先行実施されてからだと約5年の年月が経過しており、②働き方改革の徹底が叫ばれる背景からも推察されるように、余力を生み出せない現場が大半であろうことから、活用は困難と考えるのが妥当だというわけだ。

となれば、“探究”を預かる各高校等の教員集団が十分な納得感を持って受け止められるよう、平易で本質を損なわない資料の用意に挑まざるをえない。それは、既に動き出している“探究”が

ボタンを掛け違えて始まったものであると認識し、その上で軌道修正をはかるといふハードルは、並大抵の高さではないからである。

3. “探究”の類型化にむけた表現基盤の検討

(1) 学習指導要領が改訂された時代的な背景

「総合的な探究の時間」の目標に対する理解を深めるには、学習指導要領の改訂が必要となった時代的な背景を、それ以前の時代と対比しながら説き起こすのが望ましい。それは、結論を語るだけでは、目標の必然性が十分な説得力をもって伝わらないからである。

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説」（以下、「解説書」と言う。）を読むと、総則編でも各教科編でも、冒頭の「第1章 総説 - 第1節 改訂の経緯及び基本方針」に「生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている」という文言を見いだすことができる（文部科学省2018：1）。

ここから、今日の高校生は老いるまでにキャリアアチェンジを何度か経験するのが普通であり、ライフラインたる学校には、少なくとも、変化に対応できる力を生徒に養う教育活動が求められている事情を読み取ることができる。こうした観点から新旧対比を試みたのが表1である。

表1 社会像と妥当な高校教育像の関係性

（出典：文部科学省2018を参考に筆者作成）

| これまで | 観 点 | これから |
|------------------------|------------------|-------------------------|
| 可 能 | 未来の予測 | 困 難 |
| 緩 慢 | 社会の変化 | 急 速 |
| 長 い | 企業の寿命 | 短 い |
| 少ない(終身雇用) | 転職の機会 | 多 い |
| 就職後は考えずに済んだ | 社会との最適な関係性の追求 | 就職後も日常的に必要 |
| 先々を考えず学歴を頼りに潜り込めばよかった | ファースト・キャリア(就職活動) | 将来的な転職時と同じプロセスで就職するのが賢明 |
| 偏差値的な学力向上に偏重した教育も許容された | 高校教育像 | 将来的な転職時に必要な能力を高める教育が必要 |

偏差値偏重的な教育が一定の意味を持つ前提条件は「未来の予測可能性が高く、終身雇用が成立し、ひとたび学歴を頼りに相応の会社等に就職できれば、その先、自分をアップデートする必要性が低い」ことだった。しかし、そうした前提条件は今日すでに崩壊しており、代わって、予測可能性が低く、おそらく老いるまでに何度も転職せざるをえず、生涯、自分と社会の関係性を最適化することに敏感になり、自分をアップデートしつづける必要性が高い時代が到来している。

それは、将来セカンドキャリアやサードキャリアを形成するのを念頭に、その際と同じプロセスでファーストキャリアを形成するのが妥当であることを意味する。となれば、それに必要な能力を高めるための練習を積める教育を高校時代に施すべき重要性や、そうした時代的な背景をふまえて学習指導要領が改訂されている点についても、理解が及ぶであろう。

(2) 「自分・社会・教科」という視点の導入

今回の改訂に際して「総合的な探究の時間」が新設されたとなれば、この時間や教育課程全体としてふまえるべき留意点は、やはり、学習指導要領が改訂された経緯に着目するのが適切であろう。

そこで再び「解説書」を開き、「改訂の要点」に注目すると、「自己の在り方生き方に照らし」「自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら」「実社会・実生活の中で総合的に活用できる」「各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統一的に働かせる」といった文言を見いだすことができる（文部科学省2018：7）

このような視点をもって「解説書」を読み進めたところ、細部はともかく、学習指導要領の概要を説明する上でさほどの不都合は生じないと考えられた。そこで、図-1に示す通り、各々に対して仮に「自分・社会・教科」という呼称を与えることにする。

(3) 「自分・社会・教科」に対するイメージの鮮明化

次に「自分・社会・教科」それぞれに関連しそうな事項をつなげ、各々のイメージ鮮明化を試みることとする。

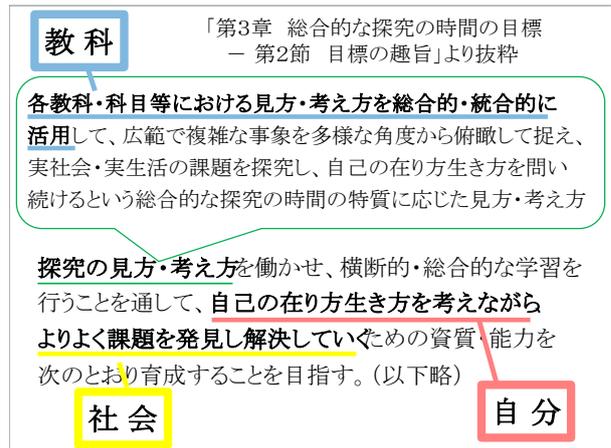


図-1 「自分・社会・教科」という視点の導入
(出典：文部科学省2018に基づいて筆者作成)

1つ目の「自分」に関連しそうなのは、「自分らしさ」「興味関心」「知りたい」「やってみたい」「内発性」「意欲の源泉」「WILL」「進路の種」等だろう。自分らしさが大切にされれば、自分の内側からエネルギーが湧き上がり、夢中になることができるし、進路の種にもなるからだ。

2つ目の「社会」に関連しそうなのは、「務めを果たす」「役に立つ」「貢献する」「喜ばれる」「MUST」「NEEDED」「地域などに内在する課題の発見・解決」「他者との協働による新たな価値の創造」等だろう。これらを達成できれば、社会にうまく参加していくことができる。

ここで「自分と社会が重なった部分」は「自分らしく社会に参加」している状態、少し具体的には「身の回りの課題や関心をテーマに自らプロジェクトを立ち上げて実践する」活動ということができる。これと親和性の高い動きとして注目すべきは、近年、高校や高校生の中に広まりを見せている「マイプロジェクト」だろう。ここで注意すべきは、いくら情熱があっても、素人ではプロジェクトを成就することは難しいことだ。

そこで必要になるのが3つ目の「教科」で、これに関連しそうなのは「学問」「賢さ」「CAN」等だろう。教科学習を通して専門的な知識・技能・見方・考え方を身につけ、賢くなれば、自己実現や社会貢献の可能性は格段に広がるであろう。

ここで述べたような「教科」の意義について、H. Lynn Erickson らは「若者が未来の複雑な世界

を生き抜いていくために必要とされる教育の要点が知力の発達である」と述べている (Erickson, et al. 2020 : 244)。

(4) 学習指導要領が描く学び

以上により、学習指導要領は次のような性格をもつ学びを描いていると解釈することができる。すなわち、「やってみたい」という想いから「賢くなりたい」という気持ちが芽生える。続いて「どうすれば課題を解決できるか?」という意識で学校の授業に臨むと、様々な発見があり、専門的な知識・技能・見方・考え方が身につく。そして、それらを組み合わせて応用すると、課題を解決でき、プロジェクトが成就する、というものだ。

そして、自分らしさの先に進路があることを思えば、総合的な探究の時間とは「生徒一人ひとりが、各自の興味関心を核に、進路・教科・社会を有機化していく時間」であるといえるだろう。

これを簡略化し、少し形を変えると、すべての高校生に提供していきたい学びとは、「自分軸を持って、進路・社会・教科をつなげていく」学びと表現することもできよう。

(5) これからのキャリア形成や地域創生の面から見た「教科」の特性に関する補足

「教科」に関して、今回の学習指導要領では「各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統一的に働かせる」力が強調されている。そのため、多くの人々が想起する「入試のために知識や解法を頭に詰め込んで、試験で吐き出す」力とは別格である点に注意が必要である。

上記のような教科学力を身につけるか否かは、個人のキャリア形成上も地域創生上も、大きな差をもたらす可能性が高いことを示唆している。なぜなら「専門家と組んで仕事をできるか否か」につながっているからだ。それは例えば、牛糞を見て「排泄物」にしか見えない人は「成分元素は炭素・水素・酸素だから燃料を抽出できる」という見方・考え方ができる人々の中へ入っていけないに相違ないことから、容易に想像できるであろう。

(6) ブルームのタキソノミーにおける「認知・情意・精神運動」と「自分・社会・教科」との関連性

ブルームのタキソノミーにおける「認知・情意・精神運動」が想定するところは、各領域における行動目標を表す際によく用いられる動詞を参照すると理解しやすい。そこで、沖裕貴・田中均(2006)が示す動詞の中から抜粋して列挙し、これと4-(3)で述べた「自分・社会・教科」の内容との関連性を探ったものを表-2に示す。すなわち、認知的領域は「教科」、情意的領域は「自分」、精神運動的領域は「社会」と、それぞれいくらかの関連性を認めることができる。

しかし、本来、両者の関連性は具体的な教育プログラムに即して探るべきものであるほか、動詞の中には「教科・自分・社会」との関連性を認めがたいものも含まれていることから、「認知的領域=教科」等の形で両者を直結することには、慎重にならざるをえない。

したがって、“探究”の類型化にむけた表現基盤では、ブルームのタキソノミーにある領域名を使用せず、本稿で先に導入した仮称「自分・社会・教科」をそのまま用いることとする。

表-2 ブルームのタキソノミーに基づく行動目標の記述に用いられる動詞と「教科・自分・社会」の関係性

(出典：沖・田中2006を基本に筆者作成)

| | | |
|----------------|--|----|
| 認知的領域 | 列挙する 述べる 記述する 説明する 構成する 分類する 比較する 区別する 関係づける 判断する 予測する 選択する 質問する 帰納する 検証する 選別する 概括する 要約する 解釈する 推論する 対比する 演繹する 結論する 批判する 評価する 判定する 定式化する 証明する 仮説を立てる | 教科 |
| 情意的領域 | 尋ねる 助ける 討議する 寄与する 協調する 参加する 見せる 反応する 表現する 感じる 協力する 系統立てる 受容する 配慮する 相談する | 自分 |
| 精神運動的領域 | 感じる 実施する 創造する 操作する 準備する 工夫する 調べる 反復する 動かす 調整する 組み立てる 書く 描く 運転する 修理する | 社会 |

(7) “探究”の類型化にむけた表現基盤

いずれにせよ、学習指導要領の具現化、とりわけその要となる「総合的な探究の時間」の目標設定には、3領域(自分・社会・教科)のバランスが重要になることが分かる。そこで、3領域のバ

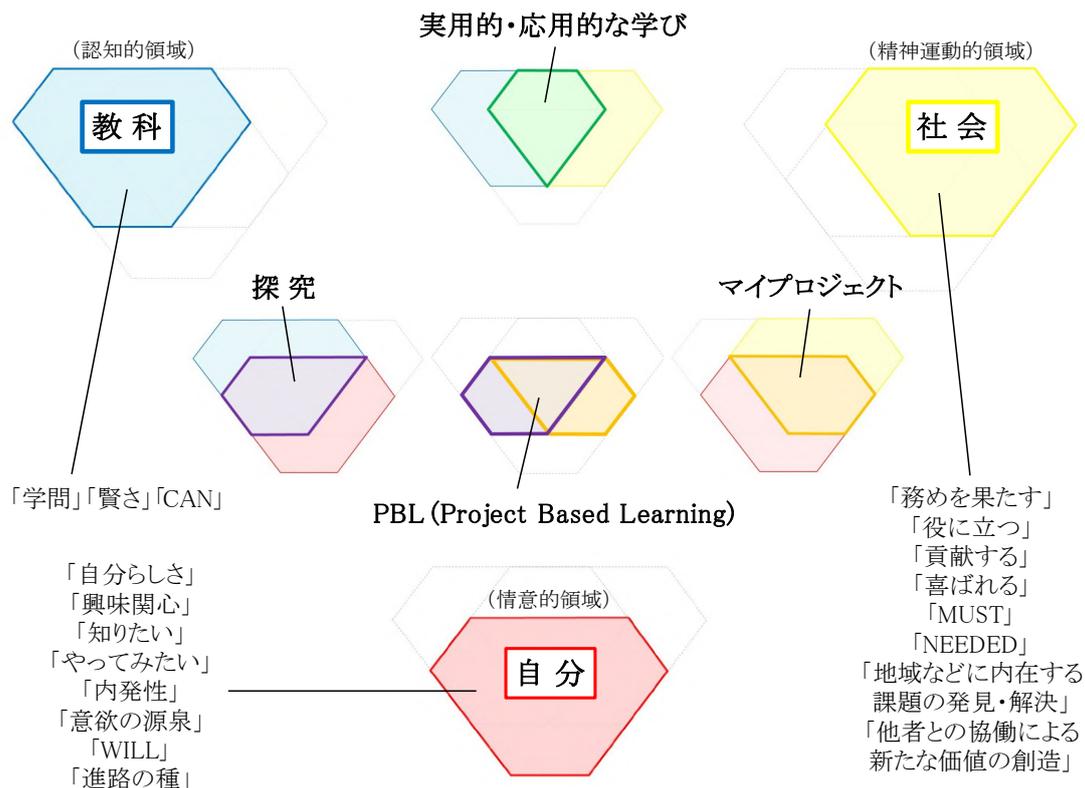


図-2 高校で実施されている“探究”の類型化にむけた表現基盤 (出典：筆者作成)

ランスがとれているかを把握できる表現基盤を検討した結果、図-2の各々や図-3のような、一種のベン図を用いた図式化に行き着いた。

参考までに、「自分」と「社会」が重なる部分が「マイプロジェクト」、「社会」と「教科」が重なる部分が「実用的・応用的な学び」、「自分」と「教科」が重なる部分、すなわち「興味関心から知の世界に挑む」活動が「探究」に該当すると考えることができる。また、3領域が重なる部分、すなわち「マイプロジェクト」を土台に「探究」を進める部分はPBL (Project Based Learning)と呼ぶことができる(図-2参照)。

3領域の呼称を三角形の頂点に配置したのには、理由がある。それは、自校の教育活動が2頂点間のどこに位置するかを省みると、対立軸上のバランス度を把握できるからだ(図-3参照)。

自分と社会の間では、自分側に寄るほど「生徒の興味関心」を、社会側に寄るほど「地域振興」を優先する形になる。結果、右に寄るほど地域の意向や支援を受けやすくなる。社会と教科の間では、社会側に寄るほど「現場的・行動的・校外的

で、地域連携基盤が必要。教科側に寄るほど「机上的・思考的・校内的」で、地域連携基盤は不要になる。そして、教科と自分の間では、教科側に寄るほど「普遍的・理路整然」、自分側に寄るほど「個別的・ひらめき」という性格が強くなる。

4. 高校で実施されている“探究”の類型化

以上をふまえ、これまで発表会等に立ち会ってきた学校が“探究”と称して実施している教育活動、あるいは、個々の生徒が挑んだ“探究”の特徴を吟味すると、7種類に類型化した分類図上に配置して表せることが分かった。そこで、7つの類型に対して、それぞれの特徴を表す名称を与えることとした(図-3参照)。また、各類型の特徴や類型間の差異は、簡単な説明文を添えて対比的に表現した(表-3参照)。

なお、各校がそれぞれの類型に至った経緯については、“探究”がもつ様々な側面のうち、どこに最も引き寄せられたか?による影響が大きいと考えられる。具体的には、「生徒の興味

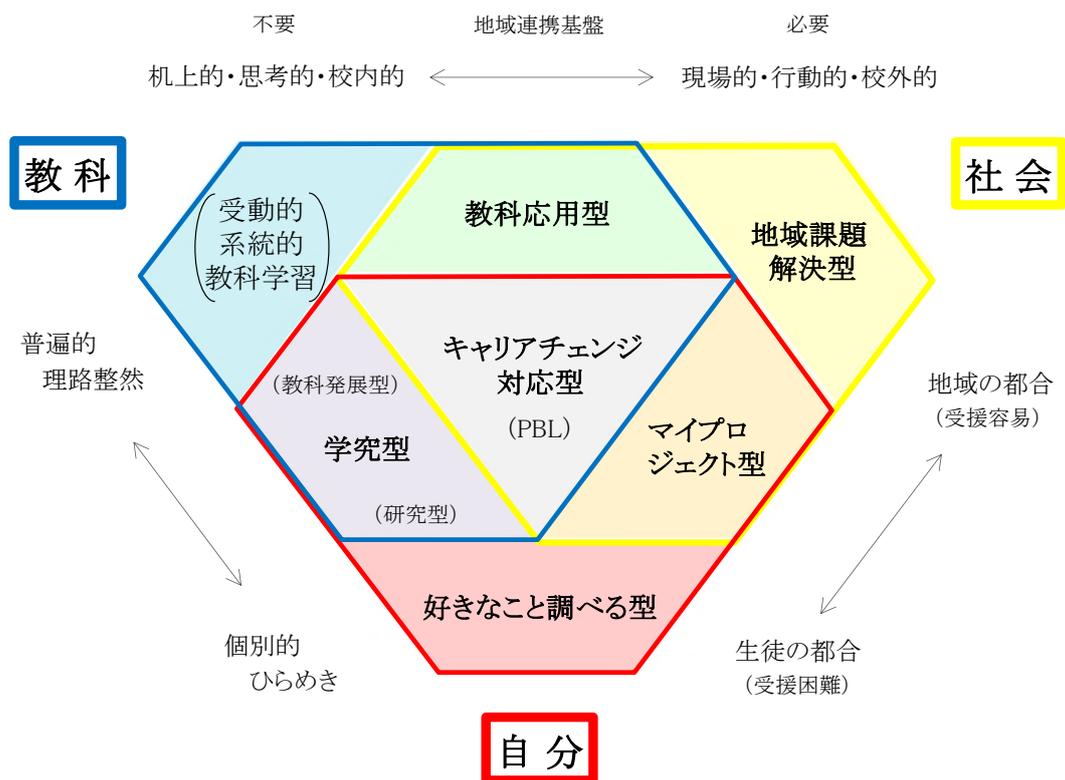


図-3 高校で実施されている“探究”の分類図 (出典：筆者作成)

関心」に引き寄せられると「好きなこと調べる型」に、前課程の頃に学校統廃合に係る事情により地元自治体等から強い意向をうけていると「地域課題解決型」に、マイプロジェクトに感銘を受けて「自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題」に引き寄せられると「マイプロジェクト型」に、それぞれ着地するのではないか？というものだ。

また、7つの類型を全て「探究」と呼んでよい訳ではない構図も浮かび上がる。先述の通り、間違いなく「探究」と呼んでよいのは、「自分」と「教科」が重なった部分であり、「キャリアチェンジ対応型」と「学究型」のみが該当する。そして、分類図を知らず、2つ以外の類型を安易に“探究”と呼ぶことが、学校内外で無用な迷走や混乱を招来している印象も受ける。

他方、「探究」と聞いて「学究型」しか想起できないと、学習指導要領の具現化に必要な「社会」という要素を見落とすか忌避したまま「総合的な探究の時間」を構想してしまう懸念も残る。

5. 分類図の活用可能性

図-3に示した分類図は、各々の現場や生徒が陥っている落とし穴を自覚し、改善をはかっていくために活用できる可能性がある。実際、筆者は数々の現場から届く相談案件に対して、既に、この分類図を用いて助言にあたった例もある。

(1) 地域連携が可能な地方進学校における活用

そのうち、最も頻度が高く、最も深刻なのが「地域と一定の連携（すなわち「社会」に属する活動を生徒に提供すること）が可能でありながら、組織的には、旧来的な受験指導から逃れられない、地方公立進学校」からの相談だ。

こうした学校の共通性を図-4に示す。進路担当者が今なお一般選抜に固執し、それが学校の本音となっている中、“探究”は分類図の右下側に位置する3つのいずれかを導入し、探究担当者が孤軍奮闘。“探究”と教科が分断しているばかりか、相殺的にさえなっている。学校の本音として、管理統制的な教科指導の対極に位置する内発性や“探究”を疎んじており、そこから地続きで、総合型選抜を「逃げ」と決め

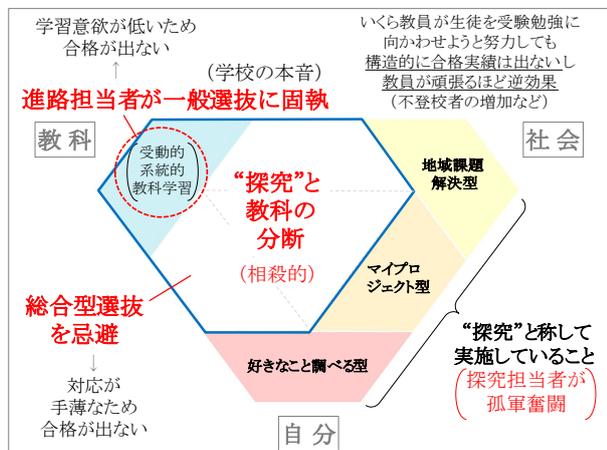
表一 3 高校で実施されている“探究”の類型別特徴 (出典：筆者作成)

| | | | |
|-------------------------|--|-------|--|
| キャリアチェンジ 対応型 | | ○ ○ ○ | 各生徒の内発的志向性を丁寧に発掘し、系統的な教科学習や社会的な実践へと繋げていくスタイル。生涯的なキャリア形成に不可欠な「自分と社会の関係性を最適化する」力の向上に必要 |
| (受動的・系統的) 教科学習 | | ○ × × | 専門家と組んで価値を創造する学力基盤の形成には有効なスタイル。半面、学習意欲は湧きにくく、その目的は達し難いほか、キャリア形成や実社会・実生活における応用力の向上には限界 |
| 好きなこと 調べる型 | | × ○ × | 総探の趣旨や実現すべき教育活動の全体像に対する思慮が浅く、生徒が「好きなこと」の殻に閉じこもるスタイル。諸教科や実社会・実生活における応用には疎遠で、進路ともつながりにくい |
| 地域課題解決型 | | × × ○ | 地方創生文脈で成立・普及したスタイル。地域の協力は得られやすいが、本心は「地域のための高校生」であり、一部を除き、諸教科はもちろん、各生徒の興味関心や進路とも繋がらない |
| マイプロジェクト型 | | × ○ ○ | 各生徒の内発的な志向性と社会課題とを繋げ、実践を重視するスタイル。伴走や校外的な調整に膨大な労力を要し、持続可能性は低い。また、教科との分断性から高大接続上も不利 |
| 教科応用型 | | ○ × ○ | 諸教科の学びを実社会・実生活に応用する、専門科の課題研究で実践されてきたスタイル。各生徒の内発的な志向性と丁寧に繋げないと、キャリア形成能力の向上には繋がらない弱さをもつ |
| 学究型 (研究型) (教科発展型) | | ○ ○ × | 各生徒の興味関心と系統的な教科学習を繋ぐスタイル。各生徒が興味関心に応じて教科書等の発展的な内容に取り組みば、実用性はさておき、探究的な教科学習を実現できる。校内完結も可 |

つけて忌避している。これらを背景に、大学入学者選抜の総合型選抜では、対応が手薄なため合格が出ない、一般選抜では、学習意欲が低いため合格が出ない、という悪循環に陥っている。

そこで、生徒を受験勉強に追い込む指導を強化すると、構造的に合格実績は出ないばかりか、頑張れば頑張るほど逆効果になる。

こうした地域連携が可能な学校の活路は、既存の“探究”を「キャリアチェンジ対応型」や「学究型」へと移行した上で、総合型選抜に向けた指導を計画的・戦略的に展開していくことだろう。そうすれば、総合型選抜で合格者が増える可能性が高まるほか、学習意欲が高まる生徒が増え、受験教科の学びが主体的・探究的になって、一般選抜の合格者も増えると期待されるからだ。



図一 4 地方の公立進学校にありがちな分断的な構図 (出典：筆者作成)

(2) 探究の妥当性を生徒自身に問いかける活用

探究に挑む意義を実感できれば、探究に「やらされ感」を覚える高校生は減り、代わって、主体的に挑む生徒は増えるものと期待される。また、興味関心を起点として探究の計画を立てる際、留意すべき指標を明確化すれば、興味関心の殻に閉じこもって自己満足的な活動に終始する懸念性は軽減され、代わって、必要な力をバランスよく習得できる可能性は向上すると期待される。

こうした改善にも、今回開発した分類図は寄与

しうる。それは、分類図を通して探究の意義や目標がより鮮明に伝わるであろうほか、分類図を見ながら自分自身で計画に軌道修正をかけていける可能性が高まると期待されるからである。

(3) 教員や地域関係者が各者の殻に閉じこもるのを避けるための活用

分類図を味わうと、高校生が学習指導要領の描く域まで成長を遂げるには、教員と地域関係者、そして当事者たる高校生も含めて見通しを共有し、役割を果たしあっていく必要性にも理解が及ぶ。

ここで、生徒の意識を「自分」の殻から「社会」や「教科」へと広げていくのが難しいのと同様、教員や地域関係者も、よほど留意しない限り、各々の殻に閉じこもり、各者の立場や視点だけで動いてしまう懸念性が高い。その先には、様々な擦れ違いが発生し、誰かが振りまわされ、連携にブレーキがかかるのは必定である。

こうした事態を回避するには、教員は「自分」と「社会」、すなわち、各生徒の興味関心や地域関係者の事情に、地域関係者は「教科」と「自分」、すなわち「諸教科の見方・考え方を高めて実社会・実生活で総合的・統合的に活用する力」を高める重要性や各生徒の興味関心に、それぞれ想像を巡らし、理解を深める必要がある。こうした目的のためにも、分類図は役に立つものと期待される。

6. おわりに

最後に、全体のまとめと考察を行った上で、今後の研究課題について言及する。

参考文献

- 1) 沖裕貴・田中均,2006「山口大学におけるグラデュエーション・ポリシーとアドミッション・ポリシー策定の基本的な考え方について」,『大学教育』,山口大学大学教育機構,第3号,p.39~p.56
- 2) 佐藤浩章,2021『高校教員のための探究学習入門－問いからはじめる7つのステップ』ナカニシヤ出版
- 3) 長瀬善雄,2019「教師の指導性を支援する「情意的領域の評価カテゴリー」の活用－総合的な学習の時間－」姫路大学教育学部紀要 第12号
- 4) 文部科学省,2018「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説総合的な探究の時間編」
- 5) Erickson,H.Lynn, et al, 2017, *Concept-Based Curriculum and Instruction for the Thinking Classroom*. Corwin（遠藤みゆき他訳,2020『思考する教室をつくる概念型カリキュラムの理論と実践:不確実な時代を生き抜く力』北大路書房）

2では、「総合的な探究の時間」の目標設定方法が、既にブルームのタキソノミーに基づいて提唱されているものの、その価値を現場に広く届けていくために、より平易な指標を用意する必要性について述べた。3では、「総合的な探究の時間」の目標には3つの要素（自分・社会・教科）があり、これとブルームのタキソノミーにおける3領域との間には一定の関連性が認められることや、3要素を三角形の頂点に配置すると各目標のバランスを把握しやすい構図について述べた。4では、高校で実践されている“探究”が、3の表現基盤上で7つに類型化されることについて述べた上で、各々の特徴を対比した。5では、4の分類図を用いて現場の実践を改善できる可能性に言及した。

このうち最大の難点は、3において双方の間に関連性がある可能性を指摘したものの、批判に耐えうるレベルの検証を行えず、4の類型化をブルームのタキソノミーに基づいて表現できなかった点である。したがって、今後の研究課題として、各々の現場における実践を、ブルームのタキソノミーに基づいて改めて捉え直し、双方の間にごこまでの関連性があるのか、厳しく見極める必要性を挙げることができる。また、各々の現場における実践がどの類型に属するのか、十分なサンプルに基づいて根拠を明示することも必要である。

こうした研究の先に、確かな学問的裏付けと平易さとを併せ持つ類型化を進め、各々の高校における学習指導要領の一層の具現化に寄与することを以て、より多くの高校生・学校・地域に恩恵を届けられるようにと誓い、結びとしたい。

成人学習としての 地域日本語教育における人材研修の可能性

中川 祐治

大正大学 文学部日本文学科 教授

(要旨) 近年、公的に整備されてきた地域日本語教育に関わる人材の研修をめぐって、成人学習の視座から捉え直し、成人学習としての研修の可能性について論じる。X 県の研修の事例から、参加者は成人学習者の特性に基づき自身の学習を促進していることが確認された。また、状況に埋め込まれた学習のプロセス、参加者の正統的周辺参加のプロセスを記述した。その上で、成人学習者のみならず、それを支援する学習支援者も自らの学習支援をふり返りながら学び続ける人々であること、したがって、研修に関わるすべての人々が学び続ける当事者となり、学び合うコミュニティを創造することが、地域の日本語教育人材の研修においてもゴールとなるべきであることを指摘する。

キーワード: 成人学習、アンドラゴジー、状況に埋め込まれた学習、地域日本語教育、日本語学習支援者研修

1. はじめに

(1) 研究の背景

出入国在留管理庁によると、令和5(2023)年6月末現在の在留外国人数は3,223,858人で、過去最高を更新した¹。この10年を見ても2013年末の2,049,123人から100万人以上も急増しており、定住する外国人とかれらを必要としている日本社会の姿が浮かび上がる。

1970年代から80年代にかけてインドシナ難民や中国帰国者の受け入れとかれらへの日本語支援を嚆矢とし、とりわけ1990年代以降急増した、日系南米人、技能実習生、外国人配偶者などの地域に定住するニューカマーに対する日本語学習支援の広がりや必要性の高まりは、各地に日本語ボランティア教室を設置させるに至った。

他方、国は、文化庁が所管官庁となり、平成19

(2007)年に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会を設置し、そこで「生活者としての外国人」が地域社会の一員として社会参加をするために必要な日本語教育の内容及び方法の充実、その体制整備に向けて審議が進められた。その成果として、平成20(2008)年から平成25(2013)にかけて「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」「『生活者としての外国人』に対する日本語教育における指導力評価について」等がとりまとめられた。

その後、日本語教育人材の整理、資質・能力及びそれに応じた教育内容やカリキュラムの検討がなされ、平成30(2018)年には「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」がとりまとめられた。そこでは、地域での活躍が期待される「生活者としての外国人」に対する日本語

¹ 出入国在留管理庁発表「令和5年6月末現在における在留外国人数について」

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html)、2024年2月29日閲覧。

教師や地域日本語教育コーディネーターの養成・研修の在り方についても提言がなされている。具体的には、日本語教育人材の役割を「日本語教師」「日本語教育コーディネーター」「日本語学習支援者」に整理し、日本語学習支援者を「日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者」、日本語教育コーディネーターのうち「生活者としての外国人」に対する日本語教育に携わる「地域日本語教育コーディネーター」を「行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる者」と位置付ける（文化審議会国語分科会 2018: 15-16）。

他方で、地域における日本語教育がほぼボランティアによる活動に支えられていることや、高齢化、後継者不足、ボランティア人材では学習者のニーズに十分対応することが難しいなどの課題が挙げられている（文化審議会国語分科会 2022）。その上で、コーディネーターや日本語教師など専門性を有する人材の活用と配置が提言され²、かれらには単に日本語の能力形成だけでなく、地域づくり、社会統合という視点に立った教育を提供できる高度な専門性が求められること、また地方公共団体においては、日本語を教える専門性に加え、地域における日本語教育に関する研修を受講する等して当該専門性を身に付けた人材の確保の必要性も指摘されている（文化審議会国語分科会 2022）。

では、文化審議会国語分科会（2018）に示されている地域における日本語教育人材の資質・能力や教育内容とはどのようなものであろうか。ここでは「日本語教師【初任】（生活者としての外国人）」に求められる資質・能力について、知識・技能・態度の三つの要素に分けた上で、知識には【「生活者としての外国人」に対する指導の

前提となる知識】【日本語の教授に関する知識】、技能には【教育実践のための技能】【成長する日本語教師になるための知識】【社会とつながる力を育てる技能】、態度には【言語教育者としての態度】【学習者に対する態度】【文化的多様性・社会性に対する態度】、が挙げられ、さらに計18の具体的な能力記述文として示されている。また、その教育課程編成の目安が示され、90単位時間の研修の教育内容（「国・地域の在留外国人施策」「外国人住民の社会参加」「学習方法」「教材・教具のリソース」など）や科目例も掲げられている。

このように、近年、国による日本語教育人材の養成・研修に関する整備が急速に進められてきた³。ここでは「教育課程編成の目安」といったように一定の弾力性は担保されているものの、質の保証の名のもとに、資質・能力をベースとしたスタンダード化の流れが見てとれる。

（2）研究の目的

本研究は、X県で開催された地域の日本語教育人材研修を事例として取り上げ、そこでの受講者の学びを成人学習の視座から捉え直し、その可能性について議論することを目的とする。上述の急速なスタンダード化の流れの中で、資質・能力ベースに基づく人材育成とは異なる視座、成人学習／成人教育論、生涯学習論から研修を問い直すことで、個体としての人材育成に留まらず、コミュニティの変容や社会変革も射程に入れた研修（＝社会的実践）の可能性について考えてみたい。

なお、稿者は、この研修にプログラム企画立案者及びコーディネーターとして関与し、さらに実際の研修会では研修の一部の講師となり、全ての回に参加してフィールドノーツを記録した。また、受講者や他の講師へのインタビューを行

² その一方で、従来「日本語ボランティア」と呼ばれていた「日本語学習支援者」についても、「また、専門性を有する日本語教師とは別に、教室活動に参加し、学習者の学びを促進する役割を担う日本語学習支援者の存在は、地域における日本語教育の成果につながる大きな意味を持つ」（文化審議会国語分科会 2022: 71）とされ、必ずしもコーディネーターや日本語教師など専門性を有する人材が地域日本語教育の担い

手となるべきだと主張されているものではないことには留意する必要がある。

³ この動きは、在留外国人の増加・多様化を背景とする「日本語教育の推進に関する法律」の施行（令和元年）、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の施行（令和6年）といった法制化の動きと連動するものである。

い、「場」に内在的に参画した⁴。本稿での議論はそこで得られたデータに基づくものである。

2. 理論的枠組み

(1) アンドラゴジー

先述したように、本稿の目的は成人学習／成人教育としての地域日本語教育における人材研修の可能性について論じることにある。そこでまず、その基礎となる成人教育とは何かについてふれておく。

リンデマンをはじめとする初期の研究者に触発され、ノールズは1968年に「アンドラゴジー」という用語を提示した。アンドラゴジーを「成人の学習を援助する技術と科学」とし、当初は子どもを教える技術と科学である「ペダゴジー」と対比的に論じたが、後にアンドラゴジーはペダゴジーのモデルと並んで使われる成人学習者の別のモデルであるとみなすようになった。アンドラゴジー（成人教育学）は、成人学習者の特性に関する少なくとも4つの重要な考えから成り立っていることを主張する（Knowles 1980）。

- ①自己概念は、依存的なパーソナリティのものから、自己決定的な人間のものになっていく。
- ②人は経験をますます蓄積するようになるが、これが学習へのきわめて豊かな資源となっていく。
- ③学習のレディネスは、ますます社会的役割の発達課題に向けられていく。
- ④学習への方向付けは、教科中心的なものから課題達成中心的なものへと変化していく。

また、付録の表には、上記以外に「動機付け」が付加されており、成人学習者においては「内発的な誘因、好奇心」によることが示されている。

これを本研修に即して言えば、後述するようほとんど受講者は、内発的動機付けにもと

づき、既に有している豊かな経験を資源としながら、課題を達成すべく学びを展開している。

(2) 状況に埋め込まれた学習

「学習」を「為すことによって学ぶ（learning by doing）」と捉えるならば、その「行為」は、それを取り巻く具体的な社会的環境に埋め込まれた共同体の中で行われることになる。そのように考えるならば、学習は社会的なものであって、特定の目的性を持った活動であり、その活動の根ざす状況に埋め込まれたものといった状況学習論へと展開する（Lave, J. and Wenger, E. 1991）。レイブとウエンガーによれば、「状況に埋め込まれている」ということは単に人々の思考や行為が時間・空間的に位置付けられている、他の人々を巻き込んでいるといった狭い意味ではなく、知識や学習がそれぞれ関係的であること、意味が交渉的につくられること、学習活動がそこに関与した人々にとって関心をもたれたものであるといった点で、状況に埋め込まれていない活動はないとする。そして、状況に埋め込まれた学習は、正統的周辺参加（Legitimate Peripheral Participation: LPP）のプロセスの本質を明らかにする。LPPでは、学習とは実践共同体（community of practice）⁵への参加である。

これを本研修に即して言えば、研修という実践共同体への正統的周辺参加を通して、社会を構成する他者との相互作用の中で学習がかたちづけられていることが認められる。

3. 事例の概要

本稿で取り上げる活動の事例は、2022年に外国人散在地域であるX県で開催された外国出身者のための日本語教室（日本語活動）とホスト側である支援者のスキルアップのための研修会とを組み合わせた活動である。そしてプログラムの最後には、外国出身者のインタビューを中心

る関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技能を、持続的な相互交流を通じて深めていく人々の集団」（ウエンガーほか 2002: 33）と定義されている。

⁴ 佐藤・横田・吉谷（2006: 33）によると「現場生成型研究」とは「実践に内在的に参画し、そこで実践者と協働で『場』を構築する」とされる。

⁵ ウエンガーらによると、実践共同体とは「あるテーマに関する

としたラジオ番組を制作し、それを実際に放送するというプロジェクトワーク型の活動からなるハイブリッド型の実践である。即ち、外国出身者側の視点に立てば日本語教室活動であり、ホスト側の支援者側の視点に立てばスキルアップのための研修活動であり、主催者、コーディネーター、講師を含むすべての参加者の視点に立てばラジオ番組制作といった社会的実践である。

参加者のうち外国出身者は、日本語学習者でありながら番組制作活動ではインタビュアー／インタビューイーとなる。また、ホスト側の住民は、スキルアップ研修では受講者でありながら日本語活動では支援者となる。そして、講師の一人は、研修会の講師でありながらラジオパーソナリティであり、稿者は、プログラムの企画立案者／コーディネーターでありながら研修会の講師となるといった多面性を各々が有していた。

実際の活動は、外国出身者への日本語教室の活動とホスト側の支援者のスキルアップ研修、及びラジオ番組制作が組み合わされたかたちで実施された。まず、支援者のスキルアップ講座が先行して開催され、その後、支援者は外国出身者への日本語支援教室活動に参加し、最終的に全ての参加者が協同してラジオ番組の制作へと向かっていく。

約4ヶ月(実際のラジオ番組の放送まで含めると5ヶ月)の間に、ホスト側支援者のスキルアップ講座は全10回、外国出身者の日本語活動は全7回開催された。ホスト側支援者の第3回から第9回の研修と、外国出身者の日本語活動の第1回から第7回が並行的に実施され、ラジオ番組制作の完成に向けて協同的に進められる。外国出身者の日本語活動と並行して実施されたホスト側支援者のスキルアップ講座において、講師は日本語活動の前後にガイダンスとふり回りの活動の時間を設け、その日の日本語活動の目的や概要、支援のヒントについて示唆を与える。そして、日本語活動の時間では、ホスト側支援者は文字通り支援者として外国出身者の日本語活動の支援を行うが、ここでの日本語活動は、いわ

ゆる教室型のそれではないことはもちろん、すべての活動がラジオ番組制作という社会的実践のプロセスに関連づいており、状況に埋め込まれている。

例えば、支援者研修の第4回目は外国出身者の日本語活動第2回目と同日に連続して並行的に実施されたが、その日の支援者側のテーマは「地域の日本語教室におけるプロジェクトワークとは」であり、外国出身者側のテーマは「ラジオ番組のテーマ案について話そう① ご当地クイズを作ろう」であった。支援者は、「プロジェクトワークとは何か」「プロジェクトワークにおける教師の役割」を学び、そして今回のプロジェクトワークがラジオ番組の制作であることを知る。そして、その後の日本語活動では、外国出身者と対話をしながら「ご当地クイズを作ろう」というタスクに共に取り組むのである。

そして、このタスクは、ラジオ番組制作とは切り離された日本語活動ではなく、その後制作するラジオ番組のコンテンツの種というべき内容が含まれている。外国出身者と支援者が一緒にご当地クイズ(とその答え)を考えるというプロセスを通じて、日本語による交渉、日本語を通じたやり取りを行なうことはもちろんのこと、自分の出身地や住んでいる地域について調べ、どのようなクイズを作れば他国の人や他県の人が出身地やX県について興味を持つようになるのかを考えることを通して、参加者自らが自身の生活やルーツ、アイデンティティについての理解や関心を深めていくのである。

4. 考察

(1) 成人学習者の特性の視座から

先述したように、成人学習者の特性に関していくつかの主要な前提として認められる。例えば、動機付けについて、成人学習者は内発的動機付けに基づくことが知られている。以下は、支援者研修に参加したAさん、Bさん、Cさんへのインタビュー⁶である。

⁶ インタビュアーは稿者であり、*で示す。

資料① Aさんへのインタビュー

*今回こういう研修会を受けようと思ったきっかけって何か動機みたいなものってのは何かありますか。

A:そうですね、もともと、今本当に自分が興味あるものは、受けられる限り何でも受けたいぐらいの意識なので (後略)

*:今、何でも受けたい時期っておっしゃっていましたが、その具体的にはどのような時期なんでしょうか。

A:本格的に日本語を教え始めてまだ1年半ぐらいしか経ってなくて、いろいろ学ばなきゃいけない時期なので、経験もそうなんですけど経験だけじゃなくてそういう研修会みたいなものは積極的に参加して、インプットしていきたいと思ってたので。

資料② Bさんへのインタビュー

*:Bさんが今回この研修を受けようと思ったきっかけとか動機ってのはどんな感じだったんでしょうか

B:同じお勤め先のN先生にお誘いを受けて。私は自分の仕事を今までやってきて、新しいことに踏み出したので、経験が浅いんですね。もちろん、なので何でもやってみたいと思って、年齢が年齢なのでこの先何十年とかそういう自分が伸びていくというそういう時期ではないので、短い時間にギュッとできるだけ勉強したいと思ひまして。

資料③ Cさんへのインタビュー

*:研修会始める前に、自分でこういう目標とか、こういうこと学びたいとか、こんな課題があるとか何かありましたか。

C:やっぱり一番大きいのは、420時間で勉強した、すごくいい方法なんですけど、でも実際に応用できない。応用できないと、知識ここにあるんだけど応用できないとだんだん自分の知識じゃなくなるんですね。理論的になってるから、やっぱり実用しないと自分のものになれない、

そして上達もできない。でもどういふふうにしたら、本当に活用できるっていうことが。だから今までのダメですね、ずっとその得た知識は活用してないっていう感じします。それは多分私の一番大きい課題じゃないかなと。

Aさんは、筆者の研修会への参加のきっかけや動機に関する問いについて、「もともと、今本当に自分が興味あるものは、受けられる限り何でも受けたいぐらいの意識」があり、「いろいろ学ばなきゃいけない時期」なので「研修会みたいなものは積極的に参加して、インプットしていきたい」と語る。Bさんはこれまで別の仕事をやってきて「経験が浅い」こと、「年齢が年齢なので」「短い時間にギュッとできるだけ勉強したい」と思って参加したと語る。また、Cさんは「知識ここにあるんだけど応用できないとだんだん自分の知識じゃなくなるんですね」と語り、知識とその活用、理論と実践のギャップを課題として抱えている。これは内発的な動機付けを示すものであると同時に、成人学習者の特性としての学習へのレディネスがますます社会的役割の発達課題に向けられていくことを示すものでもある。今回すべての受講者が実際に何らかの日本語教育に関わっており、日本語教師としての社会的役割を遂行するにあたっての課題を抱えていた。実際にこの研修会では、受講者の募集にあたって、未経験者や養成段階の者ではなく、「日本語教師【初任】⁷⁾」を対象とするという制限を設けた。これは、成人教育では、発達課題に歩調を合わせたプログラムを用意することや、学習のプログラムによっては発達課題に応じた同質的な集団を用意するほうがより効果的であるためである (Knowles 1980)。

そして、成人学習者は、既に豊かな経験を有しており、それが一層豊かな学習資源へとなり得る。したがって、成人学習においては、この豊かな経験を生かした学習方法が効果的であり、互いの経験を語り合うことが学習の展開においても意味を持つ。例えば、Dさんは子育ての経験を

⁷⁾「日本語教師」「養成」「初任」の定義については、文化審議

会国語分科会(2018)に基づく。

有しており、その経験から自らの準拠枠に基づき意味の生成を行っている。

資料④ Dさんへのインタビュー

D: うちの息子がたまたま息子2人サッカーやっ
てるんですけれども、先生のサッカーの喩えが
すごいわかりやすかったんですが、先生の授業、
すっごく私よかったですよ。先生が確か最初
サッカーの喩えを入れましたよね。それで、子ども
たちはボール蹴ってパス練ばかりしたいわ
けじゃなくて、ゲームがしたいんだっていう、で
やっぱりそっちの目的につなげてかなきゃいけ
ないという、あの学習者が話す文法をね、一つひ
とつ気になったけど、そこを一つひとつ直すこ
とが果たしてどのくらいこのゴールに近付ける
のかっていう、そこをちょっとハッとしたん
ですよ。それでちょっとこう見方を変えようか
なと、学習者が、話す日本語っていうよりもやっ
ぱり何を伝えたいのかっていう、その向こう側
ですよ、その学習者が考えてることとかその
言葉の向こう側をもうちょっと見るようにしよ
うかなとか思って。

この回の講師は、子どものサッカーの練習の喩えを用いて日本語の練習についての問いかけを行った。即ち、文法や発音、文字といった要素の練習を重ねても、それが現実の言語活動と結びついていないのではないか、学習者は練習が目的なのではなくて現実の社会の中でことばを使って何かを成し遂げたいのではないかという問いかけであった。Dさんは、自身の子育ての経験（子どもがサッカーをやっていること）に引き付けて、「先生のサッカーの喩えがすごいわかりやすかった」と評価し、学習者が話す文法が「一つひとつ気になったけど、そこを一つひとつ直すことが果たしてどのくらいこのゴールに近付けるのか」「ハッとした」と語る。このように、Dさんに限らず受講者は既に様々な経験を有しており、その経験を活用しながら学習に参加するのである。

また、この研修は、日本語教師としてのスキルアップという目的を掲げながら、一方的に知識

を授けるスタイルとはなっていない。資料⑤⑥からは、既に日本語支援者（日本語教師）として一定の経験や知識、自分自身の課題を事前に有しており、それらを活用しながら学び、課題を達成していったことが分かる。

資料⑤ Eさんのふり返り

プロジェクト内の日本語教室では、学習者と
様々な対話を通してお互いを知り、学習者の考
えや現在の日本語レベルを理解しながら、必要
と感じた時に日本語のアドバイスに努めました。
探りながらのアドバイスはどこまで学習者のた
めになったのかが正直なところ分かりませんが、
学習者の表情や言動をよく見て、同じ目線で一
緒に考える事が大切である事を学びました。

資料⑥ Fさんのふり返り

今回の研修で多くの学びがあった。特に、学習
者の興味や個々の目標を達成するために、学習
者の言おうとしていることを支援者がどのよう
に引き出すかのテクニックや、日本語教室を通
して地域の人々に外国人への理解が得られるよ
うに支援すべきことの大切さを再認識できた。

研修開始当初、それぞれの学習者の日本語レ
ベルの判定を行ったが、研修が進むにつれて私
の中で彼らのレベル評価がグングンと上がって
いった。お互いに初対面で探りながらの会話をし、
話題にも広がりを持てなかったが、会話をす
る時間が長くなり、お互いを知ることで理解し合
い、学習者の日本語力を見直すことが出来たの
だと思う。

(2) 状況に埋め込まれた学習の視座から

先述したように、学習とは状況に埋め込まれた社会的実践であり、実践共同体への参加を通してなされる。また、その参加のあり方は、正統的で周辺的でなければならない。正統的であるとは、参加しようとする共同体が「本物の(authentic)」活動をしているということである(田中 2004)。本研修では、来週的にラジオ番組の制作といった「本物の」社会的実践を行うことに特徴があった。Gさんのふり返りによると、

この実践によって学習者は自然なコミュニケーション能力の獲得や達成感、自信を得られることができたと評価し、それを生き生きとした表情や感想といった真正性から価値付ける（資料⑦）。またこのことは、ラジオパーソナリティであり講師の一人でもあったHさんが受けたリスナーからの生の反応からも裏付けることができる（資料⑧）。

資料⑦ Gさんのふり返し

学習者がそれぞれ関心のある事を通して、日本語を使って、X（＝地名）の方と新たな出会いを得て、Xの事を知り、ラジオ番組で発信する、といった明確なゴール設定があり、また収録内でHさん（＝ラジオパーソナリティ）のサポートによって、それぞれの言語力を最大限に活かして話していました。プロジェクトによって、学習者は自然なコミュニケーション能力や達成感、自信を得られ、収録後は、大変生き生きとした表情や感想を伺う事ができました。今後、ラジオ番組の放送を通じて全国の方と繋がり、日本に住む外国人について関心を持っていただく、といった双方向性があり、とても大きなプロジェクトでした。

資料⑧ Hさんのふり返し

ラジオを聴いたリスナーに対し、今後の活動につなげていけるようにすることを大事にした。リスナーからは、「通っているジムに外国人も来ていることはわかっていたが、この番組を聴いて声かけしてみようという気持ちになり声かけした」「クリスマス会に外国人の方にも参加してもらい母国のクリスマスの様子を話してもらいたい」などの反応があった。

正統的周辺参加のもう一つの構成要素である周縁的参加について、レイヴとウェンガーは、実践共同体において「中心的参加」といったものは存在せず、新参加者は周縁的参加から始まり、十全的参加へと向かっていく参加への位置付け、学習への軌跡であるとする。これを今回の研修に即して言えば、講師は地域日本語教育の実践共

同体の古参加者であり、ラジオパーソナリティはラジオ制作の実践共同体の古参加者である一方、受講者はこれらの実践共同体の新参加者であると言える。

資料⑨ Cさんへのインタビュー

C：やっぱりI先生と私みたいに勉強する人と今回の外国人の生徒たちも含めて、話をするときの技術、それ見るだけですごく勉強になると思います。その具体的にちょっと突然言うと言えないんだけど、うまく話題をもちあげて、そしてその中に自分で解決したいものをちゃんと入れて、あとみんな気にしてないうちに楽しく話が終わらせて、自分でやりたい目的、ちゃんと到達したっていうことがすごいです。あとすごく感じたのは、I先生の話のスピード、その話のスピードはすごくいいなと思って。私の方がちょっと話早いかないかと思いました、もうちょっと自分で話するときのスピードを把握して、もうちょっとゆっくりすれば、もうちょっと人に安心感とか、耳に残りやすいとかそんな感じになるじゃないかなとすごく感じたんですね。

資料⑩ Cさんのふり返し

シャイなJさんが最初必要だけ発言することから、雑談ができるまで、リラックスの状態でラジオ番組の収録ができたことを見て、私も嬉しくて、楽しかったです。そして、自分が地域日本語教室の支援者として、やるべきことをもう一度認識されて、意図的に学習者に話しかけることの重要性を感じました。

この研修の活動の中で、受講者は講師とペアになって学習者とやり取りをするという場面が多数あった。古参加者である講師Iはこのように話さないかと新参加者である受講者に教え込んだりテクニックをひけらかしたりしたわけではない。研修の途中で行ったCさんへのインタビュー（資料⑨）と、Cさんの最終的なふり返りの記録（資料⑩）からは、実践の中でいかに学習が生起するか、また実践共同体の中で周縁的参加から十全的参加へと進むプロセスが示されている。

5. 結び

以上、本稿では、X県で開催された地域日本語教育の研修会を事例として、成人学習の視座から、単なる人材育成に留まらない、社会変革や共同体の変容をも射程に入れた社会的実践としての研修の可能性について論じてきた。

成人学習者の特性からは、本研修の受講者が内発的動機付けに支えられていること、学習のレディネスが日本語教師として社会的役割へと向けられていること、各々が抱えている課題の解決に学習が方向付けされていることが確認された。ノールズによると、成人教育において、プログラム計画の出発点は常に成人が抱えている「関心」であり、成人教育者が最も高度に発揮する技術は、成人自らが真のニーズを見つけることを助け、それらを満たすことに関心をもつことを助ける際の技術であるという (Knowles 1980)。これらの点について、本研修のプログラムには埋め込まれていたものと考えられる。

また、参加者は実践共同体への正統的周辺参加を通して学習するプロセスを確認することもできた。ウェンガーによると、実践共同体に集う人々は「情報や洞察を分かち合い、助言を与え合い、協力して問題を解決する。自分たちの状況や野心やニーズについて話し合う。共通の問題についてじっくり考え、さまざまなアイデアの可能性を探り、お互いのための共鳴版の役割を果たす」(ウェンガーほか 2002: 34) のである。本研修では、ラジオ番組制作という社会的実践への関与を通して、社会的実践とは分かっこと

なく学習するのである。

三輪 (2009) によれば、成人教育の歴史的展開では、教育者主体 (教育者が教える、教育者が学習者理解に努める) から学習者主体 (エンパワメントをめざす学習、学習者決定型学習、相互決定型学習) へという展開がみられるという。そして、おとなの学びについて、個人の学習から学び合うコミュニティへ、学習する個人から学習する組織への広がりを提唱する。さらに、成人学習者のみならず、それを支援する学習支援者も自らの学習支援をめぐってふり返りながら学び続ける人々であるとする。そのように考えるならば、立場に関わらず研修に関わるすべての人々が学び続ける当事者となり、そのような学び合うコミュニティを創造することが、地域の日本語教育人材の研修においてもゴールとなるべきであろう。

実際に、本事例を通して、外国出身者/ホスト側の住民、支援者/被支援者、講師/受講者といった非対称的関係性を超え、研修会あるいはラジオ番組制作といった媒介物を通して、すべての参加者が学びの当事者となり得る研修のあり方を示すことができた。他方で、個人の学びや変容といった観点からだけではなく、社会的相互作用としての学習の過程を描きとる必要もある。本稿ではこの点において不十分な点がある。今後の課題としたい。

〈謝辞〉本研究は JSPS 科研費 19K00700 の助成を受けて行った研究成果の一部です。研修の参加を通してデータの提供にご協力頂いた協力者の方々にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 佐藤郡衛・横田雅弘・吉谷武志, 2006, 「異文化間教育における実践性」『異文化間教育』23, 20-37.
- 2) 田中俊也, 2004, 「第7章 状況に埋め込まれた学習」『生涯学習理論を学ぶ人のために』世界思想社
- 3) 文化審議会国語分科会, 2018, 『日本語教育人材の養成・研修の在り方について (報告)』
- 4) 文化審議会国語分科会, 2022, 『地域における日本語教育の在り方について (報告)』
- 5) 三輪建二, 2009, 『おとなの学びを育む』鳳書房
- 6) Knowles, M. S., 1980, *The Modern Practice of Adult Education: From Pedagogy to Andragogy*. Cambridge: Adult Education. (堀薫夫・三輪建二訳 [2002]. 『成人教育の現代的実践』鳳書房)

- 7)Lave, J. and Wenger, E., 1991, *Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation*. Cambridge: Cambridge University Press. (佐伯胖訳[1993]. 『状況に埋め込まれた学習』 産業図書)
- 8)Wenger, E., McDermott, R and Snyder, W. M., 2002, *Cultivating Communities of Practice*. Boston: Harvard Business School Press. (野村恭彦監修, 櫻井祐子訳 [2002]. 『コミュニティ・オブ・プラクティス』 翔泳社)

関係人口が生み出す伊豆下田の景観施策

—大学・地域連携型授業の実践に向けて—

長谷川 隼人¹ 田島 悠史²

¹大正大学 教学マネジメント推進機構学修支援センター (DAC) 専任講師

²大正大学 表現学部表現文化学科 専任講師

(要旨) 本稿は、静岡県下田市をフィールドとする大学・地域連携型の授業の考案を目指すための調査報告である。報告では、下田市の景観施策(下田まち遺産)をとりあげて、その形成プロセスを関係人口という視角から再構成し、それを活かした大学・地域連携型授業の方向性を提示する。

キーワード: 関係人口、景観行政、小規模地域芸術祭、大学・地域連携、プロジェクト型学習(PBL)

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のこれまでの考え方や価値観を問い直す機会をもたらした。テレワークの進展にともなうワーケーションは、その一つである。「定住地がなくても移動する基盤があれば生活をしていける」、という状況が注目されるようになった。こうした社会への変化にとともに、新たな人と人との関係性、価値が注目されている。敷田らは、移動が作り出す他者との出会いや関わりを「移動縁」と名づけている¹。

本稿は、「移動縁」を活かした地域連携型の授業の考案を目指すための調査報告である。本稿執筆者の長谷川は、静岡県下田市の出身である。大学進学とともに東京に移動して現在に至り、遠居として下田に関わっている。他方、本稿執筆者である田島は、2005年に下田において、アーティストの一人としてインタラクティブなサウンドアート作品を発表した。それは、小規模地域芸術祭のマネジメントをおこなう田島のキャリアの出発点でもあった。2020年に本学に着任した両者は、前期

共通教育をペアで担当することになった。さらに、下田市は、本学地域構想研究所の連携自治体でもある。そこで、筆者らは、これらの縁を活かすために共同調査をはじめたのである。

調査を通して、下田市の景観施策をめぐる地域活性化のユニークな取り組みを発見できた。この事例は、学術的にほとんど取り上げられていない。それゆえに、本稿は、まず下田の景観施策の特徴や形成プロセスの紹介に主眼をおいて、関係人口という視角のもと事実を再構成している。そして、関係人口が織りなす過去の営為の延長上に、筆者らが模索する地域連携型の授業の方向性を位置づけている。

授業の具体的なデザインは、下田における協力者と連携をとりながら細部をつめる必要がある。その過程と実践の成果は、別途、報告の機会を持ちたい。本稿では、これまでの調査を活かして、現在の下田市の景観施策を活かすことができるプロジェクト型学習(PBL: project based learning)の方向性を提示する。

¹ 敷田麻実・森重昌行・影山祐樹編『移動縁が変える地域社

会—関係人口を超えて』水曜社、2023年、22–23頁。

2. 地域再生のキーワード:関係人口と景観

(1) 関係人口の概念整理

近年、関係人口という概念が注目されている。たとえば、関係人口は、国が取り組む地域創生事業のキーワードとして位置づけられている。実際、総務省は、図-1のように、地域との関わりと関わりへの想いという2軸のもと概念を整理している²。

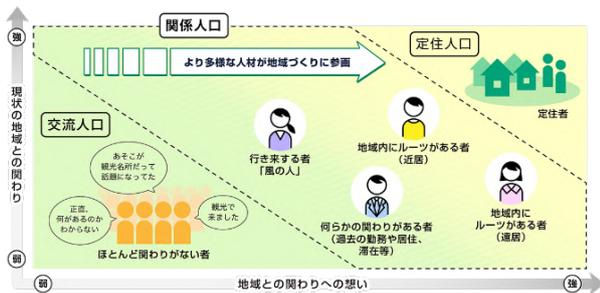


図-1 関係人口の類型 (総務省)

学術的にみると、関係人口は、定住人口でも交流人口・観光客でもなく、企業でもボランティアでもない、「特定の地域に継続的に関心を持ち、関わるよそ者」として定義される。また、①バーチャルな移動型、②来訪型、③風の人型(一時居住)、④二地域居住型、と類型化される。このように、関係人口が注目されるようになった背景には、社会の変化と地域再生という政策的な理由がある³。

まず、社会の変化としては、ミクロレベルにおけるアイデンティティの揺らぎによる社会関係資本の希求、マクロレベルでのモビリティの変化が指摘される。前者について詳述すると、若者の地方に対するまなざしの変容、都市住民の間で、生きる実感としてつながりに価値を見いだす気運が高まる中でふるさとや居場所を地域に見出そうとする傾向があるといわれる。後者に関しては、技術革新やインフラ整備によって都会と地方の物理的な距離が縮まったこと、ソーシャルメディアなど仮想空間の発達によって人々がつながりやすくな

った点があげられる。これら変化を受けて、特定の地域に継続的に関心を持ち、関わるよそ者の存在に光があてられるようになったのである。

次に、地域再生という政策的な理由については、過疎化が進む地域を再生する主体としての期待感があげられる。高度経済成長期の地域振興策は、行政が地域外の企業を誘致する開発によって外発的な発展を図るものであった。こうした政策が行き詰まるなかで、地域内の住民が主体となって地域の問題を解決する内発的な発展が注目された。1990年代以降、地方分権改革を進める国も地方行政のパートナーとしてボランティアやNPOを位置づけるように法整備をしてきた。だが、行政が住民を指導・啓発して課題解決にあたる実態は、大きく変化していないといわれる。それゆえに、地域社会の本質的な課題は、人口減少ではなく、住民の主体性の欠如にあると指摘される。こうした文脈のもと、地域再生に関わる地域住民の主体性を醸成する存在として関係人口の力に期待が寄せられている。実際に、関係人口が地域再生に影響を及ぼす事例分析が蓄積されている。

以上の研究動向を念頭において、次項では、下田市の関係人口の捉え方とともに、どのような課題を抱き、いかに向き合っているのか整理する。

(2) 下田市の関係人口の捉え方

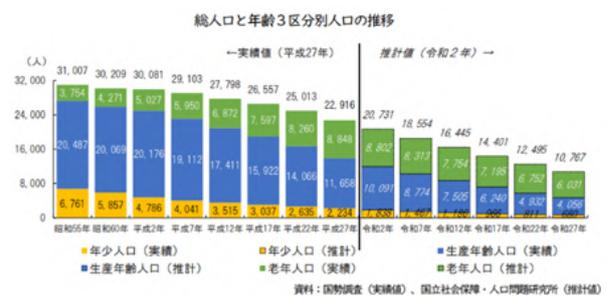


図-2 総人口と年齢3区分別人口の推移

下田市の定住人口は、図-2で示されているように、減少が続いている。2045年になると1万人

² 出典は総務省地域力創造グループ「関係人口ポータルサイト」 <https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html> (最終閲覧日 2024年1月15日)

³ 田中輝美『関係人口の社会学 人口減少時代の地域再生』大阪大学出版会、2021年、77頁。

にまで低下すると推計されているように、少子高齢化問題に直面している典型的な自治体である。

また、伊豆下田という地名ブランドで知られるように、下田市は、伊豆半島の南端に位置する観光地である。観光を主要産業とする下田市は、交流人口・観光客の動向に敏感である。図-3に示しているように、交流人口の増大を目標とする数々の年間イベントを実施し、催事入込数の統計をとっている。その全体的な傾向は、低下ないし横ばいにある。

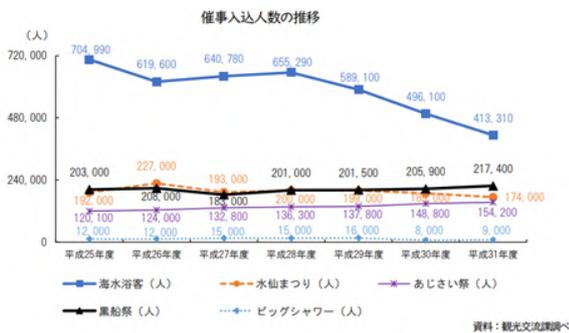


図-3 催事入込数の推移

そこで、下田市は、「地域事業者と連携し、観光業の担い手の発掘に努めるとともに、観光振興で活躍できる人材の確保、ワーケーション等を活用した関係人口の確保」を目指している⁴。

以上のことから、まず、下田市が観光振興に寄与する人材が不足しているとの問題認識を抱いていることがうかがわれる。また、地域活性化のためにワーケーションの受け入れ地となることに期待を持っていることがわかる。

関係人口は、先述したように、地域再生に関わる地域住民の主体性を醸成する存在として注目されている。この点を踏まえれば、下田の関係人口が増大することは、地域住民のまちづくりへの主体性を醸成し、結果として観光振興に活躍する人材不足の解消につながられることも期待できる。

関係人口を確保するためには、地域の魅力を高める様々な施策を進める必要がある。しかしなが

ら、現在の下田市は、地域の魅力の一つである観光資源を有効に活用できる人材が不足をしている。こうした平行線から脱却を図ることが下田市の課題の一つといえよう。

では、観光資源について下田市がどのように捉え、いかなる取組みをしているのか確認したい。

(3) 観光資源としての景観の保全・形成

観光資源とは、日本交通公社によると「人々の観光活動のために利用可能なものであり、観光活動がもたらす感動の源泉となり得るもの、人々を誘引する源泉となり得るもののうち、観光活動の対象として認識されているもの」と定義される。具体的には、山岳、海岸・岬、動植物、自然現象、史跡、寺社・教会、集落・街、温泉、食、芸能・興行・イベントなどの種別がある⁵。

これら観光資源は、景観という概念の一部に位置づけられる。景観とは、「山や川、里地里山といった自然の風景、建築物等の形態、色彩、意匠等が調和した都市の風景、伝統的な古い家屋の町並みといった歴史的風景等であり、もともと、その地域に暮らす人々が、保全し、あるいは形成をしてきた、ある特定の地域の特定の風景」と説明される。これまでの日本の景観政策は、関連省庁の所管にそった開発規制の枠組みのなかで保護や保全を目的とするものであった。だが、観光立国を狙う「美しい国づくり」という政策指針を受けて、良好な景観形成の促進を目的とする「景観法」が施行された⁶。

景観法は、景観という観点から旧来の縦割り行政の総合化を図っている。まず、景観行政の実施主体として政令指定都市・中核市ないし都道府県を位置づけ、それら景観行政団体がまちづくりのために景観計画を策定することを促している。そして、景観計画区域における建築や建設などを行う場合は、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出る等の義務を設けている。この仕組みによって都市や農山漁村等における良好な景観形成の

⁴ 図-2、図-3の画像の出典、引用先は、いずれも静岡県下田市編『第2次下田市観光まちづくり推進計画』(2021年3月)である。同書については、下田市ホームページにて閲覧可能(最終閲覧日 2024年1月15日)。

⁵ 日本交通公社「全国観光資源台帳とは」(<https://tabijtb.or.jp/>)(最終閲覧日 2024年1月15日)。

⁶ 小林正「我が国の景観保全・形成法制」『レファレンス』57巻1号(2007年)、参照。

促進を図ろうとしている。

景観行政団体は、都道府県知事の同意を得れば市町村がなることもできる。実際、2013年1月1日までに464の地方自治体が景観行政団体に移行している（政令指定都市・中核市を含めると568団体）。下田市は、2007年4月1日、全国の地方自治体のなかで60番目に景観行政団体に移行した（政令指定都市・中核市を除く）。静岡県内に限ると17の自治体が移行している（政令指定都市・中核市を含めると19団体）⁷。

以上みてきたように、現在の日本では、観光立国を目指して良好な景観形成を進めている。そこには、人々を誘引する源泉となり得る様々な観光資源も含まれる。下田市においても、静岡県内で熱海市、富士市、三島市、伊東市に続いて景観行政団体に移行したように、比較的早期から観光資源を活かす地域の魅力づくりとして景観施策を位置づけてきた。次節では、下田市の景観施策に焦点をあて、その取組みの特徴を見ていく。

3. 関係人口が生みだした景観施策

(1) 下田市の景観施策の特徴

2009年に下田市が策定した景観計画は、市長が選任した市民代表を構成員とする景観づくり市民会議と、市職員によって構成される景観計画研究会が協働して作成したものである。計画作成の際は、市民参加型の景観啓発イベント、幅広い市民を対象とするアンケート調査、地区別の意向調査などを実施した。このスキームは、国が定めた景観法運用ガイドラインにそったものであり、他の景観行政団体の取組みと大差はない。

下田市の特徴は、下田まち遺産というコンセプトや仕組みが景観施策に導入された点である。たとえば、下田市の「景観まちづくり条例」には、下田まち遺産という仕組みを景観行政の基軸とすることが明記されている。そして、下田まち遺産が多く存在するエリアを景観誘導ゾーンに設定し、

特に貴重な下田まち遺産が集積しているところを景観重点地区に指定している。

下田まち遺産の対象は、自然環境、歴史（幕末から近代にいたる歴史の流れのなかでつくり出されたもの）、人の暮らし（海や山などの自然や、歴史とともに歩み、受け継がれてきた人の暮らし）、文化（歴史、地域に根付いた祭り、行事、伝統芸能）である。これらのなかでも、①地域を象徴しているもの、②誇りに思うもの、③下田らしいもの、④次世代に継承すべきもの、という4つの要素を備えていることを基準として、住人から対象を公募し、「景観まちづくり市民会議」の選定を経て、下田市が市民共有の財産として認定ないし登録をおこなっている。



図-4 下田市の景観まちづくり方針

下田まち遺産は、2009年以来、154件が認定されている（2023年3月13日時点）。認定されたまち遺産のなかでも、所有者等が現状を維持し、積極的に保全・活用などに取り組んでいくことに同意したものは、登録まち遺産とされる。こちらは、14件が登録されている（2023年3月13日時点）。登録まち遺産となっている建造物の修正や改修は、ふるさと納税を原資とする景観まちづくり基金から助成を受けることができる。そして、下田市は、図-4に示しているように、下田まち遺産を市民共有の財産として「未来につなげていくこと」を目的として、「知る、創り・育てる、支える」の三

⁷ 景観団体への移行日は、以下サイトを参照。国土交通省「景観行政団体」https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000025.html 最終閲覧日 2024年1月15日。また、景観法運用ガイドラインについては、以下を参照。

国土交通省・農林水産省・環境省編『景観法運用指針』平成16年2月 <https://www.mlit.go.jp/common/001231012.pdf>（最終閲覧日 2024年1月15日）。

本柱を景観まちづくりの方針としている⁸。

このように、下田の景観施策は、下田に暮らす人々のなかから観光資源にもなり得る風景を発掘してもらい、それらを下田で暮らす次世代が受け継げるように、下田市がサポートする仕組みになっている。次項では、このユニークな下田の景観施策が生まれた理由について、南豆製氷所という近代の産業遺構の保全と利活用をめぐる運動に注目して説明する。

(2) 南豆製氷所の保全・利活用をめぐる運動

南豆製氷所とは、大正時代に設立された製氷工場である。明治時代末期に漁業用の氷の需要が増大した下田では、地元有志らが出資し、1923年（大正12年）に伊豆製氷冷蔵を設立した。同工場は、株主の変更にともない南豆製氷所と改名し、2004年まで操業を続けた。



Map data ©2024 Google 撮影日：2012年6月

図ー5 廃業後の南豆製氷所

下田港の河岸に位置する旧南豆製氷所は、国道に面し、伊豆急下田駅から近い下田市街の入り口にあった。南豆製氷所が廃業すると、下田市商業協同組合（以下、市商連と略記）は、駐車場用地とするために建物と土地を購入した。建物の隣側には、すでに市商連が管理する駐車場があった。他方、南豆製氷所は、近代の製氷設備が残されており、図ー5からも分かるように建築材に貴重な伊豆石を使用していたため、文化遺産としての価

値も考えられた。そこで、市商連は、新たな観光資源化も視野にいて、第3セクターである下田TMO（Town Management Organization）に活用案の検討を委託した。

こうした中、旧南豆製氷所では、2005年3月に東京に拠点をおくNPO法人・地域再創生プログラムが主催するまちづくり座談会（下田再創生塾）、写真家による展示やメディアアーティストグループによるインスタレーションから成るアートプログラム『fusion point—融点Vol.1』が開催された。本稿冒頭で紹介した田島が参加したアートイベントは、これに続いて8月に開催された日韓友情年2005事業「Dance and Media / LIVE 2005『建築/サウンド/パフォーマンス』」（Dance and Media Japan主催）である⁹。これらイベントに触発された市民の一部は、南豆製氷所の保存・利活用を支援する南豆製氷応援団を結成した。

旧南豆製氷所を軸としてつながる諸団体の活動は、相互に関わり合いながら、次第に行政をまき込んでいった。たとえば、下田TMO・南豆製氷応援団・地域再創生プログラムは、2005年末、『まち遺産の活かし方—下田・旧南豆製氷所の再生について』（東京）、『まち遺産を考える—南豆製氷フォーラム』、『まち遺産を未来へ—市民提案発表会』（下田）を下田市と共催した。これを契機として、市民有志グループ（南豆製氷応援団）、下田TMO、南豆伊豆石トラスト（NPO）、地域再創生プログラム（NPO）が中心となり、下田まち遺産連携会議とよばれる会議体が結成された。この会議は、外部に開かれたものであった。ゆえに、市職員や一般市民も参加した。

これら動きを受けて、下田市長は、旧南豆製氷所の保存・利活用のために市が購入する意向を表明した。だが、市議会は、市長の意向に反対した。当時の下田市は、財政健全化のために市職員給与カットなど行財政改革を進めている最中であったためである。こうした中、市長の知り合いといわ

⁸ 下田市建設課編『下田まち遺産手帖』vol.22（2023年3月1日）、8頁。

⁹ この事業も建築家でNPO 地域再創生プログラム副理事長の新堀学氏が深く関るものであった。なお、当時の活動の一端は、以下を参照されたい。新堀学「まちの温度を上げる

—伊豆下田市南豆製氷所アートプログラム『fusion point—融点 Vol.1』報告』2005年4月1日（<https://forum.10plus1.jp/renovation/forum/repo003-simoda/report003.html>）（最終閲覧日 2024年1月15日）。

れる県外在住のA氏は、2年間は市に無償貸与することを条件として、旧南豆製氷所の購入を申し出た。これを受けて、市商連は、2006年6月にA氏に南豆製氷所を売却した。旧南豆製氷所は、A氏から下田市が期間限定で借り受けることで解体を回避された。そして、市から委託された南豆製氷応援団に管理されることになった。南豆製氷応援団は、老朽化した壁や天井の補修作業をおこないながら製氷室や貯蔵室などのスペースを活かしたワークショップやイベントなど企画・運営を展開した。さらに、2007年8月には、下田市の要請のもと文化庁の有形文化財に登録された。

しかし、2008年9月に貸与期間の満了を受けて所有者A氏に管理が返還されると、旧南豆製氷所は、安全な利用が難しいとして閉鎖された。この事態を受けて、下田市長は、「景観行政団体である下田市としては絶対残していきたい建物という判断をせざるを得ない」との見解を示しながらも、「大変残念ながら市民の間には大きなまだ盛り上がりがないと、こういう評価をさせていただいております」との認識を示した¹⁰。

当時、下田まち遺産連携会議の南豆製氷活用グループは、旧南豆製氷所がある下田市旧町内の商店街1500軒を対象として、補強・改修・活用に関するアンケート調査を実施していた。その結果、回答者の56%は保存に肯定的な意見であるものの、募金にせよ公費にせよ保存のための資金負担については、いずれも過半数を割っていた¹¹。また、下田市旧町内を対象とするアンケート調査は、1955年の市町村合併前の周辺旧5村の住民の意向を必ずしも反映していたわけではなかった。たとえば、当時、ある市議会議員は、「これ（旧南豆製氷所）はあくまでも今現在個人の所有物ですし、その個人の所有物がある団体の方々が利活用したいからやっているだけのことであって、我々や市は関係ない（中略）南豆製氷問題と下田市、いわゆる行政、ここの線引きだけはきっちりしておいたほうがいい」と市長へ申し入れていた¹²。これは、当時の下

田市の在方の認識の一端を示唆する。旧南豆製氷所が所在する下田旧町内に生活拠点を置く当時の市議会議員は、定数13のうち3名であった。所有者Aの個人管理にもどった旧南豆製氷所は、こうしたなかで解体がすすめられて、2015年4月に有形文化財の登録が抹消された。

旧南豆製氷所の保全が失敗に終わった直接的な要因は、長期的に安全に保存・利活用するための修繕、耐震化等の資金を確保できなかったことにある。当時、下田市は、市長のリーダーシップのもと財政再建を進めていた。起債などによる予算の捻出は、市議会の同意を得る上で大きなハードルであった。旧南豆製氷所の下田市への無償貸与が終わり、A氏が自己管理する私財となったことは、市民共有の財産という公共的性格を弱め、市当局の関与をより困難にした。この状況下で市長が政治決断を含めて関与を継続するためには、より強い民意が不可欠であった。

だが、旧南豆製氷所の保存・利活用に向けた住民の関心や支持は、必ずしも高くはなかった。そのひとつの理由として、市町村合併以前からの下田の在方のコミュニティ意識の残存があげられる。つまり、下田市特有の歴史的経路によって、地域を一体とする高い視座のもと、景観を活かすまちづくりに向けて協働しようとする意識の醸成が阻害されていたと考えられるのである。そこに、緊縮財政にともなう節約意識、2011年の東日本大震災にともない老朽化が進む南豆製氷所を倒壊のおそれのある危険な施設と見なす風潮が重なった。いずれにせよ、住民が自ら進んで地域の残したい景観を発見し共有する、そして未来に向けて地域全体として保全に協力する、という意味における主体性と協働性は、十分に育まれていなかった。

(3) 関係人口が生み出した遺産

とはいえ、下田まち遺産連携会議は、上記したような課題の解消につながる仕組み、すなわち住民一人ひとりが未来に遺したい風景を探し、それ

¹⁰ 「平成20年6月定例会会議録 第2日(6月27日)』『下田市ホームページ』、上掲。

¹¹ 『朝日新聞(静岡全域)朝刊』30面、2008年7月19日。

¹² 「平成20年6月定例会会議録 第1日(6月26日)』『下田市ホームページ』、上掲。

らを市民共有の財産と位置づける景観施策の原型を準備していた。本項では、この点について言及しながら下田市の景観まちづくりに関係人口が与えた影響についてまとめる。

下田まち遺産連携会議は、2006年6月、内閣府の助成をもとに、旧南豆製氷所を含む下田のまちなみ形成の調査計画を開始していた。たとえば、同年9月に実施した下田まち遺産調査では、市内外の参加者が旧町内の1,300軒を対象に建物を記録して歩いた。また、同年10月には、下田まち遺産大学を開催して、伊豆石に似た軟石を用いた建築群をまちづくりに活かしている札幌から講師を招いた講演会「札幌軟石物語」を実施した。同年12月には、歴史的建造物の修復実験を実施して南豆製氷貯氷庫の屋根を対象に市民参加による修繕活動をおこなった。さらに、2007年1月には、有識者を交えてまちなみ形成に関する伊豆のまちなみ座談会を開催し、参加者意見交換の場をつくった。

下田市は、これら活動が着実に積み重ねられるなかで、2007年4月に景観行政団体に移行し、景観条例や景観計画の策定をすすめたのである。下田市景観まちづくり条例の前文には、「下田に携わる私たち全てが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進する」という文言が記載された。この文言が物語るように、下田まち遺産というコンセプトは、下田まち遺産連携会議の活動によって生成されて、景観施策にビルドインされたのである。

第2節で整理したように、本稿は、地域再生の主体形成として関係人口の影響に注目している。この視角から下田市の景観行政の形成過程をあらためてまとめたい。旧南豆製氷所の保全・利活用問題に端を発した下田まち遺産連携会議には、地元の第3セクター、東京を拠点とするまちづくりNPO、有志市民グループ（南豆製氷応援団）および市職員が参加している。この会議は、「よそ者」を地域のアクターとつなげて、継続的に関与するプラットフォームとして機能した。そして、これは、単なる情報ネットワークではなく、下田の景観保全という目的を共有する社会関係資本として捉え

られる。

この社会関係資本を構築するうえで特筆すべきは、南豆製氷応援団の活動である。筆者は、2023年10月、2024年1月に2回ほど中心的なメンバーであった英みどり氏にお話を聞く機会を得た。英氏は、もともと下田の自然に魅力を感じて移住した住人であった。旧南豆製氷所の最初期のアートプログラムに刺激を得て、その後に有志市民として同所を拠点とする様々なイベントの企画・運営に携わった（表-1を参照）。南豆製氷応援団の精力的な活動は、旧南豆製氷所をシンボル化し、これを支持する人々を有機的に結びつけ、それが下田まち遺産連携会議を支える原動力となった。

表-1 南豆製氷応援団が実施した主なイベント

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 伊豆石の勉強会・ 南豆製氷再生についての市民フォーラム・ 南豆製氷を起点にしたまちあるき・島あるき・ 内外のアーティストの作品展・ ミュージシャンによるライブ演奏会・ 映画上映会・ 全国的なイベントに呼応したキャンドルナイト・ アースデイ・イベント・ 参加型のイベント・ 定期的な詩の朗読会・ 土日祝日の一般公開・ 建物内外の定期的な清掃など |
|--|

英氏自身は、保存活動が契機となって下田まち遺産がはじまり、今や歴史的建築物や風物など150件以上が登録されるようになったことや、市の景観まちづくり条例にもまち遺産の観点が盛り込まれていることをあげて、人々の情熱が大きく物事を動かす力になると語っていた。下田に移住した英氏も、保存運動を契機として、現在でも地域再生のキー・パースンの一人として活躍を続けている。

以上みてきたように、下田市の景観施策は、下田の景観保全に関心を持った在京NPOなどのよそ者が継続的に関わり続けるなかで形成された。それら人々の関与は、地域内住民の景観保全に対する関心を高め、景観施策に関わる人材を育成する

ことになった。これら活動は、市の景観行政の仕組みとして受け継がれた。

また、これら活動に関わる人々のなかには、地域内よそ者（新規の移住者）が存在した。地域内よそ者は、アウトサイダーの視点で地域を観察可能であり、よそ者と古くから地域に暮らす人々を媒介できる貴重な役割を果たし得る。今回の調査からは、以下の2点の重要性を見出すことができた。1つは、よそ者が継続的に関与するためのプラットフォームに新規の移住者を巻き込むことである。次に、そうした新規移住者が持続的に力を発揮できる環境を用意することである。

4. おわりにー地域連携型授業の方向性

本稿は、下田をフィールドとする地域連携型の授業の考案を目指すため、関係人口と景観施策というキーワードで調査の結果をまとめてきた。現在の下田市は、関係人口を確保するために地域の魅力を高める様々な施策を進める必要がありながらも、地域の魅力の一つである観光資源を有効に活用できる人材が不足をしているという課題感を抱えている。この課題に対して下田市では、下田まち遺産という仕組みを導入して、地域に暮らす住民が主体的に景観まちづくりに関わり、それを市がサポートする枠組みを用意してきた。このユニークな取り組みが生まれた背景には、旧南豆製氷所の保全・利活用をめぐる下田市内外の人々に関わる運動のダイナミズムがあった。下田まち遺産は、景観まちづくりに主体的に協働的に関わる仕掛けであり、そこに暮らす市民の一人ひとりが地域の魅力づくりを担う一員となることを期待するものといえよう。

では、こうしたユニークな仕組みがあるにもかかわらず、なぜ観光資源を有効に活用できる人材が不足しているという課題感を現在も抱いているのか。この点に関連して、下田まち遺産の現状について関係者にヒアリングをしたところ、次のような問題が浮かんできた。それは、これまでに数多くの下田まち遺産が登録されてきたものの、対象や種類が広範であり、件数も増えるなかで整理が追いついていないという点である。また、下田

まち遺産の存在が下田で暮らす若い世代に十分に浸透していないという声もあった。仕組みがつけられてから15年が経過するなか、下田市の側にも景観施策を見直す動きが生まれつつある。

下田に縁のある筆者らは、地域連携型の授業を考案・実践するに際して、地域の資源を消費して終わることがないように留意している。そのために、関係人口が生み出した下田まち遺産の仕組みを活かし、これからの下田にかかわる人を創出することが重要と考える。そこで、筆者らは、上述した諸課題を念頭において、地域連携型の授業デザインの実現を進めたい。

本学の学生は、1年次の必修科目「社会の探究」にて地域の課題を発見しアイデア的解決を目指すプロジェクト型学習（PBL）の導入授業を経験している。この科目は、長谷川が授業設計や科目運営などを統括している。また、田島が所属する表現学部では、2020年度より「もうひとつの街物語」というテーマのもと、学外活動を前提とするPBLを開講している。そこで、2名の教員の経験を掛け合わせて、下田をフィールドとする表現学部のPBLの実現を検討したい。

その際、筆者らは、数多くの小規模地域芸術祭をマネジメントしてきた田島の知見を踏まえて、「表現者（学生）が下請けになる」パターンにならないようにしたい。「やりたい表現は地域住民や教員にあり、学生たちはそれをなぞるだけ」といわれる取り組みは、すでに他大学などでも多く実施されている。このような下請け型PBLでは、筆者らが意図する地域に継続的に関与するよそ者の創出を期待できないだろう。

したがって、筆者らが目指すPBLでは、「下田まち遺産を何度でも、好きなだけ用いて自由な表現を創作せよ」といった開かれたテーマを設定したい。学生たちが下田まち遺産をオープンソースとして独自の表現に用いることができるなら、自らの表現を希求するために下田に繰り返して通う機会を生み出せる。なかには、田島のようなキャリアの出発点となる者が続くかもしれない。

また、筆者らは、大学生の自由な創作活動を通して、下田の若い世代が下田まち遺産の隠れた魅力を再発見することも期待している。そのために、

PBLの学修成果を地元の高校生などに発表することも一案である。たとえば、大学生の学修成果発表をふまえて、生徒一人ひとりが自らのキャリア（生き方）にひきつけながら、地域の未来像を自由に描き、それらをシェアしながら未来像を実現するための課題を見つける、そして課題解決に向けたアクションプランを考える、といったワークショップを大学生とおこなうことなどが考えられる。大学生との連携によって、伊豆半島を俯瞰できるような高い視座から地域のあり方、協働のあり方を模索できることを期待したい。

もちろん、以上の目的を実現するためには、何

よりも教員と学生と地域の三者の信頼関係の構築が不可欠である。今回の調査を踏まえて、授業の実践に向けて丁寧な協議を続けたい。

付記

本稿執筆の調査は、一水会の研究助成にもとづいておこなわれている。また、調査の際は、南豆製氷所応援団代表の英みどり氏に貴重なお話を聞く機会を設けていただき、資料のご提供をいただいた。この場を借りて深くお礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 敷田麻実・森重昌行・影山祐樹編『移動線が変える地域社会—関係人口を超えて』水曜社、2023年。
- 2) 田中輝美『関係人口の社会学 人口減少時代の地域再生』大阪大学出版会、2021年。
- 3) 長谷川隼人「地域を対象とするプロジェクト型学習の授業設計 —社会の探究を通じた学びと成長」『地域構想』5巻（2023年3月）。

避難行動要支援者「個別避難計画」作成

豊島区をフィールドとした都市型モデルの創出

佐藤 和彦

大正大学 地域構想研究所 研究員

(要旨) 大正大学は東京都豊島区と避難行動要支援者の個別避難計画作成を促進する共同研究に取り組んでいる。本学の役割は、コミュニティの希薄化が進行している都市部において、既存のコミュニティだけに依存することなく、区域内のあらゆる関係者(福祉関係者、在勤・在学者など)を取り込み、福祉防災コミュニティによる都市型モデルを創出していくことにある。本稿では、モデル的に高田地区での取り組みを進めた令和5年度の取り組みとその成果について紹介し、今後の方向性について考察する。

キーワード: 避難行動要支援者、個別避難計画、防災リテラシー、福祉防災まちづくり、コミュニティ

1. 豊島区との共同研究について

令和5年5月、大正大学は本学が立地し、かねてから連携関係にある東京都豊島区と「豊島区と大正大学との災害時要配慮者対策の推進に係る共同研究に関する覚書」を締結し、災害対策基本法(以下「災対基本法」という)によって市区町村長の努力義務とされている避難行動要支援者(以下、「要支援者」という)の個別避難計画を作成するために必要な仕組み及び体制づくり並びに社会実装に関する共同研究を開始した。

豊島区内では、地縁型コミュニティである町会・自治会がくまなく組織されており、その総数は129団体である。

町会・自治会は、各種交流イベントや資源リサイクル・町内美化活動などの自主的なコミュニティ活動を展開している。さらに、豊島区では町会・自治会が自主防災組織と位置付けられており、地域防災の中核的な担い手としての役割を併せ持っている。

しかしながら近年、町会・自治会の加入率は50%を割り込み、役員の高齢化・担い手不足などの課題が生じ、コミュニティの希薄化が懸念されている。

豊島区では、数年前から保健福祉部を中心とし

て災害時要援護者(豊島区では独自条例で定義されているため、本稿ではこの用語も使用する)対策の検討を深めてきたが、個別避難計画作成など困難な課題への取り組みを具体化するにあたり、本学の知見を活用することが望まれ、共同研究を開始することとなった。

共同研究を推進するにあたっては、住民に「他人事」ではなく「自分事」と捉えてもらうこと、防災上の課題と矮小化せずに福祉やコミュニティ再生など広い視点で捉えてもらうことを重視しつつ、都市型モデルの創出を目指すこととしている。本稿では、令和5年度に高田地区を中心にモデル事業に取り組んだ成果を報告し、今後の方向性について考察する。

2. 個別避難計画作成の進捗状況

総務省消防庁による最新の調査結果¹⁾では、全国1,741市区町村のうち個別避難計画の作成に着手している(一部作成済み)自治体は1,323団体、76.0%と順調に増えてきている。一方で、要支援者全員分の個別避難計画の作成を終えた自治体数は151団体、8.7%にとどまっており、全国的に見ても計画作成が思うように進んでいないことが伺える。

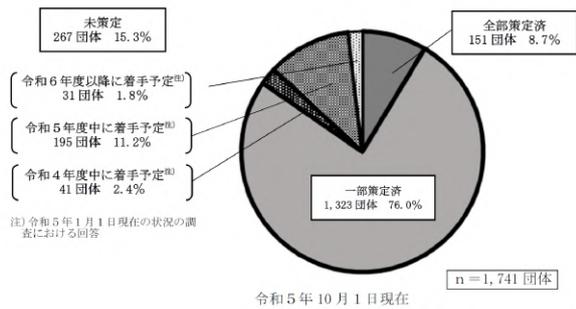


図-1 個別避難計画の作成状況（消防庁資料）

内閣府は、計画作成を巡る課題として“庁内外における防災・福祉など関係者との連携、福祉専門職の参画、避難支援等実施者の確保”²⁾が困難であることなどを挙げている。

豊島区においても、上記のような課題は共通している。ただし、かつて豊島区の防災課長を務めた筆者の肌感覚としては、上記のほかにも根深い課題があると考えている。

第一の課題は、個人情報の壁である。災対基本法は要支援者名簿情報について「避難支援等の実施に必要な限度で(中略)避難支援等関係者（筆者追記：自主防災組織など）に対し、名簿情報を提供するものとする」(第49条の11第2項)と義務的に規定しており、要支援者の命を守るために個人情報を活用するという立法趣旨が明確に示されている。

しかし、行政や地域住民の意識の中には、個人情報の活用について慎重になる傾向がいまだに色濃く残っている。

また、要支援者の側にも自分の情報を近隣の人に詳細に知られることには抵抗感を抱く人も少なからずいるだろう。

要支援者、支援者などすべての関係者に対して、個別避難計画の意義や個人情報の正しい活用に関して理解を深める働きかけが必要である。

第二の課題は、住民の側に個別避難計画の作成は行政から「地域に丸投げされ、押し付けられた」という受け止めが強く残っていることだ。

確かに行政は、ともすると要支援者名簿や計画作成のマニュアル、様式案などを自主防災組織に示して、共助の取り組みとして個別避難計画作成を要請するという対応をしがちである。かつての豊島区の進め方も同様だった。このように住民発

意でなく行政発意で進める場合に、押し付けられ感が伴うのは避け難いように思われる。

とはいえ、丸投げ感・押し付けられ感は、個別避難計画を他人事として捉えている裏返しだとも言える。自分事として、地域の課題として捉え直してもらい働きかけが必要である。

第三の課題は、避難支援に対する過重な負担感である。経験上、地域住民が抱く負担感には二種類がある。一つ目は、支援者には要支援者の命を守るために命がけで支援活動を行うことが要求されるという負担感である。二つ目は、寝たきりなど自力での移動が困難な要支援者に対しても地域住民が支援することを要求されるという負担感である。要するに、専門機関の救助隊員並みの活動が要求されるという負担感である。

地域住民に求められているのは、可能な範囲での支援活動であることを丁寧に説明して、誤解を解いていく必要がある。

これらの課題を克服しながら個別避難計画作成を円滑に進めていくには、多少時間がかかっても、地域住民や関係者に丁寧な説明と協議を繰り返して、合意形成を図っていく必要がある。

高田地区でのモデル実施にあたっては、主に第二、第三の課題に焦点を当て、3つのステップを踏んでいくことで、参加した住民が個別避難計画作成の意義や地域全体での取り組みの必要性に気付き、福祉防災まちづくりにつながっていく防災教育プログラムの構築を試みた。

3. 個別避難計画とは

(1) 避難とは

本論に入る前に「避難」の定義及び支援者の役割について整理しておきたい。

<安全確保行動の分類>

| 行動の視点 | 安全確保行動 | 具体的な行動例 |
|------------|-----------|---------------------------------|
| 緊急的な行動 | 待避 | 自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる |
| | 垂直移動 | 屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する |
| | 水平移動（一時的） | その場を立退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する |
| 仮の生活をおくる行動 | 水平移動（長期的） | 住居地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活をおくる |

図-2 安全確保行動の分類（中央防災会議³⁾から）

中央防災会議の専門調査会³⁾は、「避難とは安全確保行動である」と定義し、具体的な分類として“命を守るための緊急的な行動”と“一定期間仮の避難生活を送る行動”の2つに大別したうえで、細分化して4類型を示している（図-2）。

この定義のうち、命を守る“緊急的な行動”についてもう少し考察してみると、ハザード特性に応じて行動の内容に違いがあることがわかる。風水害などリードタイムを確保しやすいハザードの場合、災害が発生する前に安全な場所へ移動することが典型的な行動であるのに対し、突発的に起きる地震津波の場合には地震が発生した後に、いち早く安全な高台に移動することが求められる。本稿では、前者を「事前避難」、後者を「事後緊急避難」と呼ぶ。

さらに地震に伴う津波リスクを想定する必要性が低い地域では、自宅が被災した住民は揺れが収まってある程度落ち着いた段階で避難先への移動を行うことになる。本稿では、これを「事後避難」と呼ぶ。

以上の考察に基づいて個別避難計画の避難支援内容を検討してみると、事前避難をする場合には「早期の避難の呼び掛け」「避難先までの付き添い」などが典型的であろう。

事後緊急避難をする場合の避難支援は「率先避難しながら要支援者に避難を呼びかける」ことが優先され、「避難先までの付き添い」などは無理なく安全に実施できる場合に限られる。

また、津波リスクのない地域で地震発生後に行う事後避難の場合の支援は「安否確認」「救出」「避難所等への移送」などが典型的となり、事前避難の場合の支援とは内容が大きく異なる。

個別避難計画作成にあたっては、以上のように当該地域で想定されるハザード特性に対応して避難支援の在り方が変わることには注意を払う必要がある。

(2) 避難行動要支援者とは

災対基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を要配慮者と定義し（第8条第2項第15号）、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら

避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を要支援者と定義している（第49条の10第1項）。

具体的にどのような住民を要支援者とするのか、国による具体的な判断基準は定められておらず、市区町村の判断に委ねられている。

豊島区の場合、総人口約30万人のうち要配慮者は約6.8万人に上ると推計されている（外国人を除く）。さらに、要支援者については8類型を定めており、名簿登載者数は約4,900人となっている（図-3）。

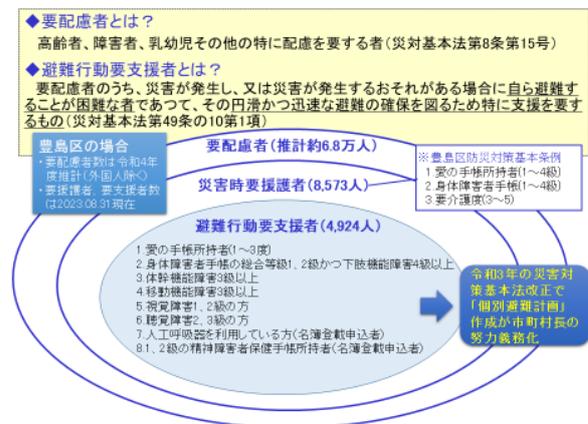


図-3 豊島区の要支援者（佐藤作成）

(3) 豊島区における個別避難計画

豊島区において個別避難計画の作成対象となる要支援者は、前述のとおり約4,900人である。

個別避難計画の内容は、要支援者の心身の状況や家族の状況に応じて多様になるが、どのようなハザードに対応するかによっても異なってくる。

豊島区内では、首都直下地震が発生した場合には区内全域が震度6弱以上の強い揺れに襲われることが想定されており、区内共通のハザードである。ただし、海から離れているため津波は想定されていない。風水害については、神田川の洪水が想定される高田地区、その他内水氾濫が想定されている地区、土砂災害警戒区域が指定されている地区などがあり、要支援者の居住地がどこであるかによって、個別避難計画の内容が分かれてくる。

豊島区内では、事後緊急避難の必要はないと考えられるため、①地震発生時の事後避難に対応した個別避難計画、②風水害発生時の事前避難に対応した個別避難計画、③前記①②の両方に対応し

た個別避難計画、計3パターンの計画作成を進めていくことになる。

なお、令和5年度においては、本学と豊島区との協議の結果、区内で唯一神田川の洪水リスクがある高田地区において、事前避難を想定した個別避難計画の作成に向けたモデル事業を展開することとした。

モデル事業を実施するにあたっては、以下の点に配慮した。

a) 丁寧な情報把握と意思確認

モデル地区に居住している要支援者全員に対して、豊島区が基礎調査を実施し、同居家族の有無などの詳細な生活状況の把握を行うとともに、個別避難計画作成の意思確認を行った。

基礎調査には、対象者151人のうち77人（回答率51%）から回答を得た。

b) モデル作成は区職員が担当

そのうえで、個別避難計画の作成を希望する要支援者に対しては、地域包括支援センターと情報交換しながら、区職員が直接アプローチして個別避難計画をモデル作成した。地域丸投げから脱却し、必要に応じて区も直接に関与していくこととしたのである。令和5年の年末までに1件の個別避難計画が作成されており、年度末までに数件の作成を進めて行くことが予定されている。

c) 地域の防災リテラシー向上

地域住民向けに、本学の研究者が防災講座と2度のワークショップを実施して、地域の防災リスクへの理解、適切な避難について考える機会を提供した。本学としてはこのプロセスを通じて、6年度以降の本格的な全区展開をにらんで、地域全体の防災リテラシー向上を図るための防災教育プログラムの開発を試みたことになる。

4. 豊島区モデル事業

以下では、高田地区でのモデル事業のうち、本学が担当した防災教育プログラム開発について報告する。

防災教育プログラムは、防災リテラシー向上に必要な3つのステップを踏まえて構成することとした。

第一ステップでは、地域の災害リスクを正しく理解し、自力での避難が難しい人に配慮した福祉防災まちづくりの重要性を学んでもらう座学の防災講習会を開催した。

第二ステップでは、災害リスクを理解したうえで、防災の原点である“自助”について考え、どうすれば自分の身を守ることができるのかを体験的に学ぶワークショップを開催した。

第三ステップでは、災害リスクを理解し、自分の身を守る方法を学んだうえで、自力で避難することが難しい要支援者を地域全体で守ることについて考えるワークショップを開催した。

この3ステップを通して参加した住民は、自然に個別避難計画の必要性やコミュニティ全体での取り組みが欠かせないことを理解してくれるだろうという仮説に基づく構成である。

(1) 第一弾:防災講習会

第一弾として豊島区の災害リスクについて理解を深める防災講習会を開催した。

- ・日時：令和5年8月5日（土）14:00～15:30
- ・会場：豊島区立雑司が谷地域文化創造館（多目的ホール）
- ・参加：80人（定員100人）

講習会の効果を測定するため、受講前と受講後にアンケートを実施した。回答数は84件であった（区職員の回答も含む）。

受講者の内訳は、町会・自治会役員や民生児童委員が32%、一般区民が35%、その他が33%となっている。

先着100名

防災講習会

大正大学 <主催：大正大学地域構想研究所 共催：豊島区>

激しさを増す自然災害！あなたは大丈夫？
～豊島区の災害リスクを知る～

2023年
8月5日 14:00-15:30

会場：雑司が谷地域文化創造館 多目的ホール
費用：入場無料（事前申込制）

第一部
14:05～14:35
「豊島区を襲う自然災害と防災
～一人も取り残さずに生き延びるために～」
講師：加藤 照之（大正大学地域構想研究所客員教授）

第二部
14:35～15:05
「災害から生命を守るまちをつくらう
～1人を支えることができる地域づくりをめざして～」
講師：宮崎 敦子（大正大学社会共生学部教授）

◆第二部終了後、質疑応答・意見交換を行います

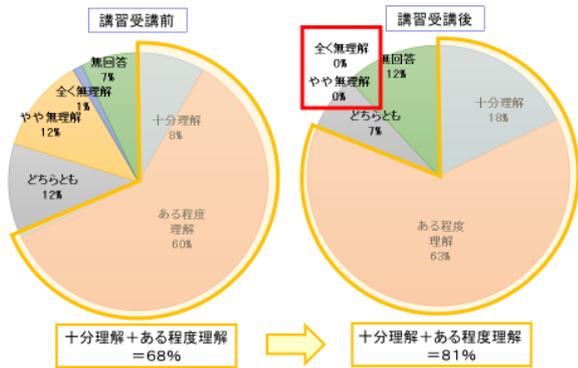



お申込み 豊島区福祉総務課災害対策グループ
お申し込み 03-4566-2428
申込期限 03-3981-4303
8月2日（水）正午 メール：A0015209@city.toshima.lg.jp
お問合せ 大正大学地域構想研究所 03-5944-5482（平日、9:00～17:00）

図－4 防災講習会募集チラシ

防災講習会の実績（アンケート速報）

問1「あなたは、ご自宅の災害リスクについてどの程度理解していますか」（択一）



図－5 防災講習会アンケート結果（リスク理解）

災害リスクの理解度については「十分理解」「ある程度理解」が開催前の68%から終了後には81%にまで増えた。一方で「やや無理解」「全く無理解」の回答は開催前の13%から終了後には全く無くなった（図－5）。

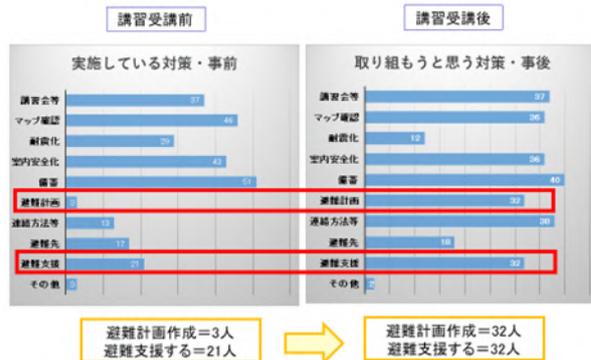
さらに、とるべき対策については、期待していたとおり「個別避難計画作成」が受講前後で3人から32人へ、「避難支援する」が21人から32人へと増えた（図－6）。

講習会を通じて、参加者が災害リスクを正しく認識し、取り残しのない防災を進める重要性について理解を深めたことが確認できた。

1 マイタイムラインとは、台風が接近し河川の洪水発生が予想される場合等に備えて、各個人が自分は、どのような状況

防災講習会の実績（アンケート速報）

問3「あなたは、命を守るためにどのようなことをしていますか（複数）」



図－6 防災講習会アンケート結果（対策）

(2) 第二弾：防災ワークショップ

第二弾として、災害から自分の命を守る防災行動を学ぶため、豊島区と大正大学が共同制作した「わが家のひなん計画」（豊島区版マイタイムライン¹⁾の作成を行うワークショップを開催した。

- ・日時：令和5年9月24日（日）10:00～12:00
- ・会場：豊島区立雑司が谷地域文化創造館（第2会議室）
- ・参加：34人（定員50人）

大正大学 防災ワークショップ
作ってみよう!
「わが家のひなん計画」
～神田川氾濫、土砂災害などから身を守る～

◆台風や大雨による大きな災害は、豊島区でも起きる恐れがあります。災害を正しく知り、わが身と家族を守る「わが家のひなん計画」（マイタイムライン）を作ってみませんか。皆さん奮ってご参加ください!

日時：令和5年9月24日（日）10:00～12:00
会場：雑司が谷地域文化創造館 第2会議室
費用：無料 ※事前申込制（定員50人） 申込期限 9/20(水)
(申込多数の場合、高田地域を優先に抽選)

【申込み】豊島区福祉総務課災害対策グループ
☎ 03-4566-2428
FAX:03-3981-4303
メール:A0015209@city.toshima.lg.jp

【問合せ】大正大学地域構想研究所
☎ 03-5944-5482(平日、9:00～17:00)

↑モバイル申込



主催：大正大学地域構想研究所
共催：豊島区
(豊島区洪水・内水ハザードマップより)

図－7 防災ワークショップ募集チラシ

当日は、豊島区のアザードマップや東京都が公開している防災アプリ（図－9）で自宅の予想浸

になったら、どの避難所に、どうやって（誰に助けってもらって）避難するのかを予め決めておく防災行動計画である。

水深を確認するなど、参加者の自宅の具体的な災害リスクを自分で調べながら「わが家のひなん計画」(図-8)を作成してもらった。

「わが家のひなん計画」は、個別避難計画を補完する資料として作成したもので、①誰が、②どのリスクに対して、③どこに、④誰と一緒に(誰に手伝ってもらって)逃げるのか、を記載するだけで手軽に作成することができる。



図-8 当日使用した「わが家のひなん計画」様式



図-9 防災アプリイメージ(東京都HPから)

本人・家族が個別避難計画を作成する場合には、この様式を用いて簡潔に作成し、それを豊島区に提出してもらい、区が保有している要支援者情報を追記すれば個別避難計画を完成させることができるだろうと考えている。

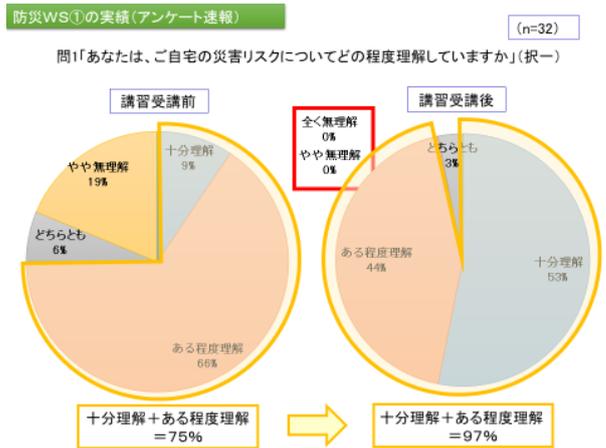


図-10 防災WSアンケート結果(リスク理解)

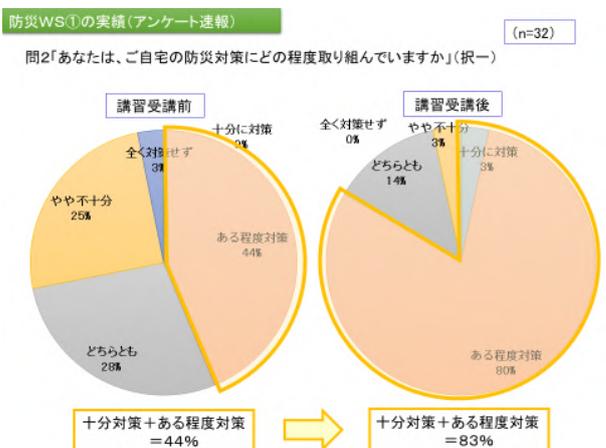


図-11 防災WSアンケート(取り組み状況)

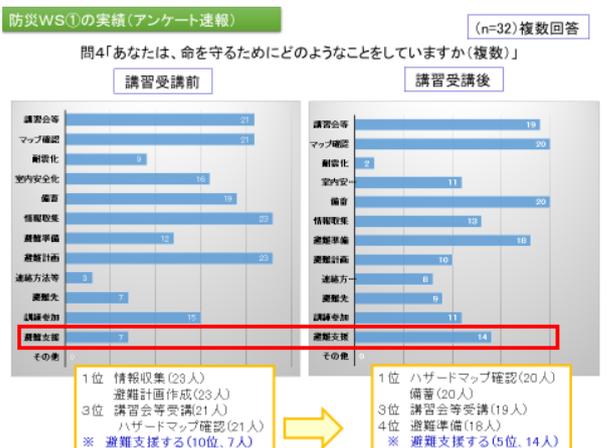


図-12 防災WSアンケート結果(対策)

アンケート結果は上々であった。リスクの理解については「十分理解」「ある程度理解」が受講前の75%から97%とほぼ全員に増えた。加えて、受講前に19%いた「やや無理解」が一人もいなくなった(図-10)。自宅の防災対策の取り組み状況については、受講前に44%にとどまっていた「十分対策」

「ある程度対策」が倍近い83%にまで増えた。「わが家のひなん計画」づくりを行ったことが、対策の進展と受け止められたものと考えている（図-11）。

とるべき対策については、「避難支援する」が7人から14人へと増えた（図-12）

座学で聴講するだけの講習会に比べて、体験型のワークショップは当事者意識を高め、理解や満足度を深める成果を上げたと評価している。

（3）第三弾：防災ワークショップ

第三弾として、地域全体で一人も取り残さずに生き延びるための福祉防災まちづくりについて考えるワークショップを開催した。

- ・日時：令和6年1月28日（日）09:30～12:00
- ・会場：豊島区立雑司が谷地域文化創造館（多目的ホール）
- ・参加：24人（定員50人）

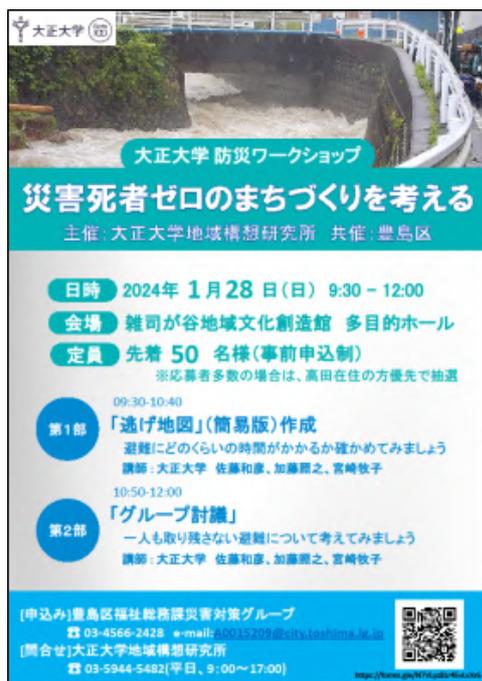


図-13 防災ワークショップ募集チラシ

第三弾のワークショップは、来年度以降に目指している高田地区での福祉防災コミュニティ立上げを視野に入れて、前2回に比べて高田地区の町会・自治会等を優先して募集をかけ、福祉関係の事業所などにも積極的に参加を呼び掛けた。

この結果、前2回と比べて町会・民生委員が47%、

福祉事業所が21%と合計68%を占め、一般区民は29%とやや構成が異なる結果となった。

なお、第三弾を実施するにあたっては、第一弾、第二弾などこれまでに実施したワークショップ等の参加者からファシリテーターとなる協力者を募集した。その結果、4人が応募してくれた。4人の協力者は、事前打合せから参画し、当日は各班のファシリテーターとして大いに活躍してくれた。一連の企画を通じて、得難い協力者を獲得できたことは、今後に向けて大きな成果であったと考えている。

ワークショップ当日は、参加者を4班に分けて実施した。全体は2部構成で、第1部では風水害時の指定避難所である目白小学校までの避難時間を調べる簡略版の「逃げ地図」⁴⁾作成のワークを行い、ファシリテーターから結果発表を行ってもらった。

「逃げ地図ワーク」は時間の関係で簡略化し、すべての班で目白小学校を起点として20分程度でどのエリアまで高齢者が避難可能なのかを検証してもらった。

具体的には、逃げ地図で提唱されている高齢者の歩行速度129m/3分間に基づいて、地図の縮尺に合わせて長さ6.8cmに切った皮ひもを用いて白地図上の距離を測り、赤色から茶色まで3分毎に経路上を色鉛筆で塗り分ける作業を行ってもらった。

すべての班に高田在住者や近隣の在住者を配置したため、土地勘を生かして斜度のきつい坂や工事中で通行できない階段などの情報が飛び交った。ぬり絵気分を楽しみつつも真剣に作業が行われ、高齢者が目白小学校まで行くのがいかに大変なことか、実感を持って確認してもらうことができた。

第2部では班ごとに、第1部で確認した避難困難なエリアに住んでいる高齢者等は、どのように避難すれば助かるのかを話し合ってもらった。そして、参加した区民に発表を行ってもらった。

第2部でも大変熱心な意見交換が行われ、高台の目白小学校に上がる途中の寺院で一休みしたらどうか、民間のビルを避難所にできないか、少しでも早く避難するためには情報が重要なので情報を得る手段を関係者が共有すべきだ、など活発な意見交換が行われた。発表者も要領よく発表してく

れて、短時間ではあったが中身の濃いワークショップとなった。

アンケート結果では、受講前と受講後で顕著な変化は認められなかった。あえて言えば、地域みんなの命を守る対策に関する質問で、「地域の全員が『わが家のひなん計画』を作成し、かつ地域の避難計画（コミュニティタイムライン）も作成して、防災訓練を繰り返していく」という回答を選んだ割合が42%から54%に向上した（図-14）。

大きな変化は見られなかったが、必ずしも悲観的に評価してはいない。第三弾への参加者のうち前2回の受講経験者（どちらか1回含む）が15人と過半数を占め、初参加の人も民生児童委員や福祉事業所からの参加が多く、もともと防災に関心の高く一定の知見を有した層が参加したことが影響したものと捉えている。

防災WS②(アンケート速報)

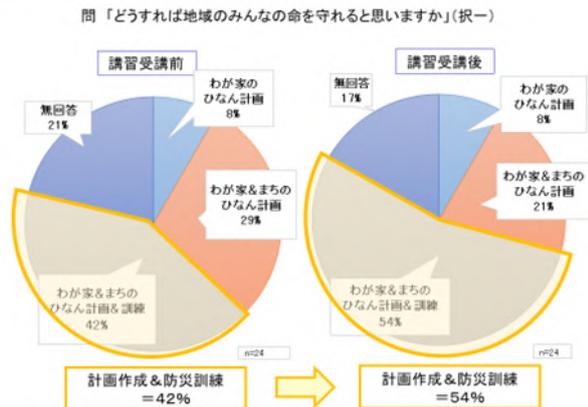


図-14 防災WS②アンケート結果（みんなを守る）

アンケート結果には表れないが、別の方法で参加者の意識の変化、防災リテラシーの向上を確認することができた。

ワークショップの最後に、今後、高田地区において町会・自治会の壁を越えて、福祉関係者（民生児童委員、福祉事業者）、地元の事業所や学校などにも加わってもらい、地域での防災対策について勉強会や議論の場を設定していくことを提案したところ、参加者は大きな拍手をもって賛同してくれたのである。

5. モデル実施の評価と今後の展開

(1) モデル実施の評価

結論から延べると、モデル実施を通じて、3ステップの防災教育プログラムは、豊島区の課題（個人情報への壁、地域丸投げ感・押し付け感、過重な負担感）のうち、地域丸投げ・押し付け感の解消に大きく寄与することが確認できたと考えている。

第一弾で災害リスクを学び、自分もいざという時には避難しなければならない地域に住んでいるのだと理解する過程を通じて、個別避難計画を自分事、地域の課題として捉える意識が生まれた。

そして、第二弾で自宅の災害リスクを具体的に把握し、適切に避難するための手法として「わが家のひなん計画」の作成を経験したことで、より深く自分に引き付ける効果を生んだ。

第三弾のワークショップで、高田地区には指定避難所までの避難が困難なエリアが存在することを実感し、対策について議論する中で、自分たちにもできることがあることに気付いていった。このことは、専門機関ではない地域住民でもできることがあり、それをやっていけばいいのだという意識を生み、過重な負担感を一定程度解消する効果を生んでいる。

以上のことから3ステップの防災教育プログラムは豊島区の課題を解消するうえで有効であると評価している。

その一方で課題も残っている。

第一の課題として挙げた個人情報の壁については、モデル実施の中では深掘りしていない。この点は、今後の課題である。

また、3ステップの防災教育プログラムは、全体として多くの時間を要することが難点である。加えて、事前避難が有効な風水害を前提として構成されているため、高田地区以外での有効性には疑問が残る。

地震が主な想定ハザードである他地区に展開する場合には、地震への対応と、回数増に対応したプログラムの簡素化が必要である。

(2) 今後の展開

令和6年度においては、高田地区でのモデル実

施の成果を生かしさらに活動を深めていくとともに、区内の他地域においても防災教育プログラムを順次開催し、個別避難計画の作成を本格的に促進していく予定である。

高田地区においては、モデル実施を通じて町会・自治会役員や民生児童委員などのキーパーソンに対して、地域住民だけでなく事業所や学生などを巻き込んで幅広い人材を結集して防災対策について学び、議論する場を設けることに一定の理解を得ることができた。このことを足掛かりとして、来年度以降に福祉防災コミュニティを生み出し、コミュニティ全体で要支援者の避難支援などに取り組むまちづくりを推進していきたい。

一方で、他地区では半日から1日程度に簡素化した防災教育プログラムを展開して、「わが家のひなん計画」をベースにした個別避難計画の作成を促していく予定だ。

なお、区内全体で個別避難計画作成を呼び掛け

ていくにあたっては、すでに主体的に個別避難計画作成に動き始めている町会・自治会の活動を尊重していく必要がある。先進事例として紹介するなどしながら、特定の方式を押し付けるのではなく、主体的な活動を尊重できるよう配慮していきたい。

そのほか、本研究所の客員教授が地元住民の一人として個別避難計画作成を先導している藤沢市（辻堂地区）との交流などにも取り組み、ともに個別避難計画作成の都市型モデル構築に向けた道筋を探求していくつもりである。

都市型モデル創出の挑戦は始まったばかりであるが着実に前進し、より具体的な成果を上げて行けるよう引き続き努力していきたい。

最後に、本研究にご協力いただいた皆さん、講習会等にご参加いただいた皆さんに深甚なる感謝をささげて、本稿を終えたい。

皆さん、本当にありがとうございました。

参考文献

- 1) 内閣府・消防庁：個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について（フォローアップの結果）、pp2、2023.
- 2) 内閣府：「個別避難計画作成モデル事業 成果発表会」資料、pp. 2、2023.
- 3) 中央防災会議：災害時の避難に関する専門調査会報告、pp. 11-13、2012.
- 4) 逃げ地図づくりプロジェクトチーム：災害から命を守る『逃げ地図』づくり、ぎょうせい、pp. 216、1989.

少子高齢社会の遺骨の行方

—死後の無縁化に関する一考察—

小川 有閑¹、池邊 文香²

¹大正大学 地域構想研究所 研究員

²せいざん株式会社 取締役

(要旨) 少子高齢化が進む我が国では、イエ制度がくずれ、葬送や墓の在り方が変化してきている。身元が判明していても葬儀や納骨を執り行う親族がない、「引取人のいない死亡者」が増加し、継承不要の墓を求めるニーズが高まっている。これらは、死後の無縁化の拡大を示唆するものと考えられる。

こうした住民の不安をサポートすることは、地域福祉の一環として行政がその役割を求められてきたが、そこには最低限の葬送、遺骨の安置・納骨までしか射程に入っていないと考える。人は死後も誰かに偲ばれる「弔われる権利」があるとするならば、行政サービスではカバーしきれない。現在、経済的理由で「弔われる」ことを諦めてしまう層も出現している。そこに寺院(宗教法人)は手を差し伸べるべきではないだろうか。現状の課題とともに、その可能性を提示し、議論の端緒としたい。

キーワード: 葬送、墓、イエ制度、死後の無縁化、永代供養

1. はじめに

令和5年版『高齢社会白書』によると、我が国は65歳以上人口が総人口の29%に達し、75歳以上人口(1936万人)が65歳から74歳までの人口(1687万人)を上回っている。かたや、2022年の出生数は77万人、合計特殊出生率は1.26と少子化もやむ気配がない。

少子高齢社会となった我が国では、近代以降のイエ意識・イエ制度、そしてそのなかで当たり前とされてきた生活スタイルが成り行かなくなっている。子供世帯と同居する老親は減少する一方で、子どもを持たない高齢夫婦や未婚の高齢者は増加しており、老後・死後の世話を誰がするのか問題になっている。

「終活」という言葉も、少子高齢化の副産物と

言えよう。筆者(小川)は終活を「自分自身の死を迎える前、心身および金銭の余裕のあるうちに、死の前後に生じる諸課題の整理をし、その解決策を検討・実行すること¹」と定義したが、頼れる家族がいない、いたとしても迷惑をかけたくないから、これまで家族や地域の習慣に任せておけばよかったことを自分でやるしかないのだ。明るい老後といった前向きな意味を付与されがちな「終活」だが、「無縁社会」や「老々介護」、「孤独死」といった言葉と表裏一体であり、老後・死後の不安の大きさが、ある種の「終活」ブームを生んだと推察される。

本稿では、少子高齢社会における死後の問題を考察する。死んだ後のことはどうでもいいとは、人はなかなか思えないし、どうでもいいでは済まされない。誰かが処理をしなければならぬから

¹ 小川(2017)

だ。自分の葬儀はどうするのか、自分の遺骨はどうなるのか。葬送や墓はイエと密接に結びついてきたものだけに、今、イエ制度の崩壊とともに、種々の課題が生じている。

たとえば、2018年に刊行された『現代日本の葬送と墓制』は副題に「イエ亡き時代の死者のゆくえ」と掲げられている。編著者である森謙二は、「戦後の民主化において、家族のなかで『個』の尊重や均分相続制度は徐々に浸透していったにもかかわらず、家族の連続性を維持しようとする人々の意識は20世紀最後の10年くらいまで大きな変化はみられなかった²」と指摘し、「少なくとも家族の連続性を維持しようとする意識のなかに、イエ的伝統³」があり、「多くの家族においてはアトツギによる家族の連続性が当たり前のように行われてきた⁴」が、少子高齢化のなかで、アトツギの確保が困難になり、「もう、家族の連続性を維持する必要性を多くの人々が感じなくなった⁵」と分析している。これが「イエ亡き時代」なのだ。

自分が死んだ後は家族や親類縁者が葬儀を執り行い、遺骨を埋葬してくれる、年忌法要で自分のことを定期的に偲んでくれる。そんな「吊われる」死後を誰もが描いていた。「イエ亡き時代」の今は吊ってくれるアトツギが不在となり、誰にも吊ってもらえない、いわば「死後の無縁化」という不安を抱きながら老後を暮らす人が増えている。

では、そのような不安を受け止めるのは誰の仕事なのだろうか。遺体・遺骨の処理を福祉行政として考えれば行政の役目かもしれない。だが、「吊い」ということを考えると宗教の役目かもしれない。『広辞苑』には、「吊い」とは「人の死を悲しみいたむこと」、「吊う」とは「亡き人の冥福を祈る」とある。単なる処理ではない、「吊い」までを射程に入れ、イエ亡き時代の遺骨の行方を考えてみたい⁶。

2. 遺留金等に関する実態調査より

(1) 引き取られない遺骨の増加

2023年3月、総務省行政評価局が『遺留金等に関する実態調査結果報告書』(以下、『報告書』)を公表した⁷。この調査は、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化を背景として、近年、一人暮らしの高齢者などの死亡に際して、埋火葬を行う者がおらず、死亡地の市区町村(長)が行うことが増えたこと、それに伴い死亡人の遺留金品の処理・保管に苦慮する市区町村が増えていることから、その実態把握を目的としたものである。すなわち当該調査実施は「死後の無縁化」が社会課題となっていることの証左ともいえるだろう。本章では、『報告書』に記された無縁死者の増減傾向や背景を概観し、現状把握を行うこととする。

引き取り人のいない死亡人の埋火葬は、主に3つの法律に基づいて処理されている。

①行旅法(行旅病人及行旅死亡人取扱法)

住所、居所又は氏名が分からず、かつ引取者がいない死亡人は行旅死亡人とみなし、死亡地の市区町村が遺体の埋火葬を行う。

②墓埋法(墓地、埋葬等に関する法律)

主に身元が判明しているものの埋火葬を行う者がいない場合、死亡地の市区町村長が遺体の埋火葬を行う。

③生活保護法

困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、葬祭扶助が行われる。葬祭を行う扶養義務者自身が困窮している場合にも葬祭扶助が行われるが、それは当該調査では除外される。ここでの「引き取り人のいない死亡人」には二つのパターンがある。(1)被保護者が死亡した場合に、その死亡人の葬祭を行う扶養義務者がいない場合、(2)死者(被保護者問わず)に対してその葬祭を行う扶養義務者がいない場合に、その

² 森(2018)169頁

³ 森(2018)169頁

⁴ 森(2018)170頁

⁵ 森(2018)170頁

⁶ 主に1-3、5章を小川、4章を池邊が執筆する。

⁷ https://www.soumu.go.jp/main_content/000870888.pdf

遺留金品で葬祭を行うに必要な費用を満たすことができない場合に、その葬祭を行う者（友人や大家など）がある時は、その者に対して、葬祭扶助を行う。

身元判明・身元不明、生活保護受給・不受給、葬祭人あり・なしの組み合わせで、対応する法律が異なることになる。（表－1）

『報告書』によると、2018年4月1日から2021年10月末日までに、3法合計で105,773件が発生、内訳は行旅法2,852件、墓埋法10,154件、生活保護法92,767件であった。（ただし、生活保護法のなかには扶養義務者かつ葬祭人に葬祭扶助を行ったケースも含まれている）また、総務省は71の市区町村を対象に実地調査を行い、経年傾向も尋ねており、それを表にしたものが表－2である。

表－1 引取人のいない死亡人に対する三法の対応表（『報告書』をもとに作成）

| | 生活保護受給者 | | 生活保護受給者以外 | |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 葬祭人あり | 葬祭人なし | 葬祭人あり | 葬祭人なし |
| 身元判明 | 生活保護法 | 墓埋法または行旅法 | 生活保護法 | 墓埋法または行旅法 |
| 身元不明 | | | 生活保護法 | 行旅法 |

表－2 三法の適用死者の増減傾向（『報告書』をもとに作成）※数値は市区町村数

| | 増加傾向 | 横ばい傾向 | 減少傾向 | 不明・事例なし | 合計 |
|-------|------|-------|------|---------|----|
| 行旅法 | 7 | 23 | 3 | 16 | 49 |
| 墓埋法 | 31 | 15 | 1 | 10 | 57 |
| 生活保護法 | 18 | 24 | 3 | 5 | 50 |

それぞれの増減理由も『報告書』には記載されている。

①行旅法

横ばい：発生件数が少なく、経年変化が現れにくい等

増加：親族等との関係の希薄化や高齢者人口の増加等

減少：警察の死亡人鑑定技術の向上等

②墓埋法

増加：親族等との関係の希薄化や単身高齢者の増加等

横ばい：身寄りのない高齢者の親族関係や生活状況等が、例年同じような傾向であることや、相続人が不存在の案件は一定数あるものの、増減している状況ではないこと等

減少：親族の引取りがあったこと。

③生活保護法

横ばい：保護世帯数が減少している中で高齢者世帯数が増加していることや、被保護者世帯の類型等に大きな変動がないこと等

増加：生活保護を受給する高齢者世帯の増加や引取りを拒否する親族の増加等

減少：扶養義務者に少しでも葬祭に関わりたいとの意思があれば、原則葬祭扶助を行わないことや、親族へ交渉し、親族が葬祭を執行する事例が増加したこと

増加傾向が目立つのは墓埋法だが、墓埋法が適用される死亡人は原則として「身元判明×葬祭人なし」である。これは本稿で検討対象とするところの「死後の無縁化」と合致する死亡人である。その増加理由も含めて、少子高齢化の影響が色濃く反映されている現状であることが分かる。

（2）増える行政の負担

さらに、『報告書』では遺骨の保管状況にも触れられている。行旅法・墓埋法に基づく葬祭の遺骨は、「遺骨の引取者がいない場合又は引取りを拒否された場合は、やむなく市区町村が遺骨を保管していると考えられる」、生活保護法による葬祭扶助支給のうち、第三者が葬祭人であった場合は、「葬祭人が遺骨を引き取るとは限らず、遺骨の引取者がいなし場合には、同様に保護の実施機関が、やむなく遺骨を保管していると考えられる」と推

表－3 引き取られない遺骨の保管状況（『報告書』をもとに作成）

| | | 2018年3月31日 | 2021年3月31日 | 2021年10月末日 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 行旅法 | 保管している市区町村数 | 240 | 296 | 303 |
| | 保管柱数 | 4,766 | 5,485 | 6,055 |
| 墓埋法 | 保管している市区町村数 | 228 | 290 | 300 |
| | 保管柱数 | 15,283 | 19,050 | 19,331 |
| 生活保護法 | 保管している市区町村数 | 173 | 208 | 219 |
| | 保管柱数 | 25,429 | 32,210 | 34,462 |

測されているが、「やむなく」という表現に行政側の苦渋さが込められているように感じられる。

遺骨の保管状況は表－3に記したが、いずれの遺骨も増加傾向にある。僅差であるが、増加率をみると、ここでも墓埋法の柱数の増加が目立つ。引取者のない遺骨は自治体が運営する墓地・納骨堂や役所内の倉庫、宗教施設などに保管されているが、遺族があらわれて引き取る可能性が捨てきれないため、容易に他の遺骨と合葬することができない、納骨費用を誰が負担するか明確でないなど、自治体も苦慮していることが報告されている。今後も引き取られない遺骨の増加傾向が続くことが予測される中、自治体の負担軽減が課題となっていくだろう。

3. 都立霊園による死後の無縁化対策

ここでは、都立霊園の公募状況から死後の無縁化の傾向・対策を考えてみたい。

都立霊園には、青山霊園、谷中霊園、染井霊園、多磨霊園、小平霊園、八王子霊園、八柱霊園があり、毎年、新規利用の公募が行われ、8月に抽選会が開かれ、利用者が確定する。墓のタイプは主に、以下に分けられる。

- ①一般埋蔵施設（区画割された土地に「〇〇家之墓」といった墓石を建てるタイプ）
- ②芝生理蔵施設（芝生の下に納骨スペースがあり、墓石を設置するタイプ）
- ③立体埋蔵施設（地上納骨室に20年間個別の骨壺で安置した後に地下カロートに共同埋蔵、青山、谷中、染井に設置）
- ④長期収蔵施設（大型の納骨堂内のロッカー式納骨棚に収める。使用期間は30年で、都度更新可

能。多磨霊園に設置）

- ⑤合葬埋蔵施設（一つの大型墓所に共同埋蔵。20年間個別の骨壺で安置した後に共同埋蔵する「一定期間後共同埋蔵」とすぐに共同埋蔵する「直接共同埋蔵の2種」）

- ⑥樹林型・樹木型合葬埋蔵施設（低い丘状に木々を植えた場所に、遺骨を入れた布袋を共同埋蔵する。遺骨のまま、もしくは、粉骨を受け付ける。小平・多磨に設置）



図－1 多磨霊園樹林墓 1号機（筆者撮影）



図－2 多磨霊園樹林墓 2号機（筆者撮影）

これらのなかでは、合葬埋蔵施設と樹林型・樹木型合葬埋蔵施設が本稿に関連するものだ。令和5年度の「申し込みのしおり⁸」には、他のタイプの墓所には記されていない特色として、どちらにも「生前に申し込むこともできます⁹」、「お墓を継ぐ人がいない方も申込できます。」と記されている。

都に納める使用料をみても、立体で60万円、一般であれば数百万円という高額な支出になるところ、多磨・小平の合葬埋蔵施設で1名6万4千円、多磨の樹林型に粉状遺骨であれば1名2万8千円とリーズナブルな設定になっている。

合葬埋蔵施設は小平霊園に1998年に1号機、2008年に2号機、多磨霊園に2003年、八柱霊園に2013年に開設。樹林型・樹木型は小平霊園に2012年に、多磨霊園には樹林型の1号機が2021年、2号機が2022年に開設されている。開設時期は、墓の継承や死後の無縁化が社会的課題となった時期とおおむね符合すると言ってよいだろう。

申し込みにあたっての遺骨の体数設定からも社会のニーズが読み取れるようだ。合葬埋蔵施設は1体・2体・3体の3区分、樹林型・樹木型埋蔵施設は1体もしくは2体の2区分となっており、合葬は「個人（1体用）、又は夫婦（事実婚関係を含む）・パートナーシップ関係・親子・兄弟姉妹（2体用・3体用）で申込みできるお墓です」、樹林型・樹木型は「2体用で申し込む場合は2体の関係は『夫婦（事実婚関係を含む）』『パートナーシップ関係』『親子』『兄弟姉妹』に限ります」と説明が付されている。

公開されている2022年度、2023年度の申し込み件数は以下ようになる。

・2022年度
合葬埋蔵施設・樹林型・樹木型の合計10,642件¹⁰
上記以外の合計4,926件

・2023年度
合葬埋蔵施設・樹林型の合計11,271件
上記以外の合計4,179件

合葬・樹林型・樹木型は生前申込が可能、つま

りまだ遺骨がなくても申し込める一方、その他の墓は手元に遺骨がある者という申込条件の違いがあるとはいえ、継承不要の墓のニーズが高いことがうかがわれる。特に八柱に比べてリーズナブルな多磨・小平の合葬・樹林型・樹木型に対する生前申込数が非常に多くなっており、支出を抑えつつ死後の無縁化に備える人々の存在が想起される。墓を継承してくれる後継者がいないため、死後に無縁化する可能性が高い夫婦や親子、個人がこうした墓を求めていることが想像できるだろう。

行政による終活支援、死後の無縁化対策としては、横須賀市の「エンディングプラン・サポート事業」、「わたしの終活登録」が先駆け事例として知られており、槇村や八木橋による研究¹¹もなされているが、都立霊園による安価な継承不要墓の提供もまた、行政による死後の無縁化対策と言ってよいものだ。

4. 現場から見る遺骨の行方問題

ここまで提示されてきた通り、日本では遺骨の納骨・埋葬が社会問題化してきている。これには大きく2つの背景がある。一つは日本の人口動態の変化に伴う墓地の形態変化、もう一つは家単位を前提とした供養から個人単位の供養への意識の変化だ。

（1）人口動態の変化に伴う墓地の形態変化

「イエ」を前提とした墓の継承困難な世帯が増え、生活者の需要としては継承を前提としない墓形態に傾いている。

「イエ」を前提とした墓とは、個人や夫婦のみではなく、より広く家族や親族の遺骨を埋葬している墓だ。一般的な契約内容は「永代使用」を約束するとされているが、実際は墓の名義人が存命かつ年間管理費の支払い等の条件を満たす限りは期限を定めずに使用できる権利を約束しているだけで、無条件に使用権利の永続を保証しているも

⁸ https://www.tokyo-park.or.jp/reien/download/pdf/2023_reiennshiori.pdf

⁹ 他のタイプの墓は、手元に遺骨があることが申込の条件となっている。

¹⁰ 2022年度は小平霊園の樹木型の募集があったが、2023年度は無かった。

¹¹ 槇村(2018)、八木橋(2020)

のではない。「永代使用」の権利を維持するためには管理料、または宗教法人が管理する墓地の場合はそれに相当する寄付金を納め続ける仕組みになっているので、支払いが滞れば永代使用権は失われる。

近年、この仕組みによる墓地の維持管理が難しくなり、「継承を前提としない墓」への改葬が増えている。永代供養(墓地継承者が不在でも宗教法人が供養を行う)を必要としている生活者と永代供養を付帯した墓を提供している寺院を繋ぐ事業(筆者が所属するせいざん株式会社が運営する「納骨堂サポートセンター」)を運営している立場から見ても、その流れは顕著である。

特にコロナウイルス感染症の流行以降、改葬の相談が増えており、厚生労働省の統計¹²を見ても、2002年に全国で72,040件だった改葬件数が、2022年には2倍以上の151,076件と数字にも現れている。(図-3)



図-3 全国改葬数の推移 (筆者作成)

日本の総世帯数と墓地区画数から見ても、改葬の必然性・必要性はあきらかだ。総務省によると2023年時点での日本の総世帯数は5431万世帯、今後の人口減少に伴い、世帯数もピークアウトを迎

え、2040年に向かって減少していく。一方で「イエ」を前提とした永代使用権の継承が必要な墓の区画を設けている墓地は、2021年時点で870,705ヶ所¹³である。墓地の経営主体は地方公共団体、公益社団・財団法人、宗教法人、個人、その他の5分類。その他は詳細不明のため除くとして、地方公共団体、公益社団・財団法人、宗教法人の総数89,536ヶ所は、霊園とされる墓地で数百~万単位で墓地区画数を設けている。

各霊園の区画数は明記されていないため、ここでは平均値を仮に1000区画として、日本の墓地区画数が8953万6千区画と仮定する¹⁴。なお、経営主体が個人の墓地70万8,893件とは墓理法が整備される以前に、個人の庭や山などの私有地に1つまたは複数の墓が設けられた「みなし墓地」を指している。

概ね9000万区画が日本の墓地区画の総数とすると、現時点で世帯数よりも永代使用権の継承を前提とした墓の区画数の方が多いのだ。今後、世帯数は減少し、単身世帯が増加していくのだから、現時点での改葬数はむしろ少なく、日本の世帯数と墓地の区画数の相対を見ても、改葬が今後加速するのは自然な現象であり、むしろ増加しなければいけない。

なぜなら、改葬がされないということは、放置墓の増加に繋がらねないからだ。1人で複数の家の墓を管理する生活者の多くは、遠方の墓地の管理をしている。その場合には、墓地管理費、掃除や墓石のメンテナンスのための移動や依頼費、親族との連携など、精神的・肉体的・金銭的負担は計り知れない。そして、こういった負担に耐えられない生活状況や年齢になると、放置墓の増加につながる。筆者が墓や遺骨に関する相談業務や

¹² 厚生労働省 令和4年衛生行政報告例 埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数、都道府県—指定都市—中核市(再掲)別 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E6%94%B9%E8%91%AC&layout=dataset&stat_infid=00040111952&metadata=1&data=1

平成14年衛生行政報告例 埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数、都道府県—指定都市—中核市(再掲)別 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E6%94%B9%E8%91%AC&layout=dataset&stat_infid=000002485991&metadata=1&data=1

¹³ 令和5年9月「墓地行政に関する調査—公営墓地にお

る無縁墳墓を中心として」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000901290.pdf?fbclid=IwAROWO2AD1pEq3cCmcgBwQe3VbODSPRwghSojmAk0N1FeywxAqlyBJYmVHro

¹⁴ <公営霊園の区画数>東京都立多磨霊園 68,000区画、名古屋市立八事霊園 28,000区画、大阪市立瓜破霊園 12,287区画、福岡市平尾霊園 4,222区画

<公益社団・財団法人・宗教法人の区画数>所沢聖地霊園 23,000区画、平和公園 昭和22年、279寺 189,030区画を移転し、以降区画数不明、南大阪霊園 7,200区画、ニューメモリアルパーク小倉霊園 約4000区画、寺院境内地の霊園は100~1000区画程度が主

講演を行っている、「1人で9つの位牌供養と3つのお墓を管理しているがどうすればいいのか」「1人で6つのお墓の管理をしているが1つにまとめることは可能か」といった生活者からの悩み相談は珍しくなく、増えつつある。

また、墓地経営者にとっても放置墓は深刻な問題だ。改葬されないまま放置された区画が増加すると、霊園の運営維持に大きな影響を及ぼしかねないからだ。永代使用権を所持する生活者が墓石を建墓したまま、かつ遺骨を埋葬したまま連絡が取れなくなり、管理費も支払われなくなった場合の対策として、墓地規則には永代使用権の抹消が明示されている。永代使用権を抹消するということは、墓石を撤去し、埋葬骨を合葬墓などに移し、土地を更地に戻すことになるが、墓地経営主体が費用も手続きも負担することとなる。

公営であれば税金を財源に負担するしかなく、民営および宗教法人は組織の資金から捻出するしかない。放置区画数の激増は、墓地経営の維持にも影響を及ぼしかねないのだ。このような事情から生活者と墓地運営者の双方にとって継承を前提しない墓は必要な形態となっている。

(2) 供養に対する価値観の変化

既存の「イエ」を前提とした墓を継承できる生活者の減少の他に、納骨・埋葬の問題の背景にあるのは供養に対する意識・価値観の変化だ。

都市部への人口流出増、核家族化、少子高齢化、非婚化、離婚増加、単独世帯の増加といった人口動態の変容、それに伴う供養文化（宗教儀礼や習慣・風習）の非継承を受けて生活者の供養に対する価値観は多様化している。

筆者が所属するせいざん株式会社では納骨堂サポートセンターを2005年から運営し、今年（2024年）で20年目になる。継承を前提としない1人又は2人用の墓を求める声は、2023年の相談件数のうち67.46%と過半数を占めている。前述した改葬需要に伴い近年は3名以上を希望する声もあるが、それでも全体の3割程度に留まっている。

1人用の墓を希望する場合は、自身の埋葬先を生前に決めたい、子がない親戚や離縁した両親のいずれか、年齢が幼ない故人などさまざまだ。

2人用の墓の場合、その内訳は「自分と配偶者」「両親」「親子」などが目立つ。墓は何代も前の先祖を供養するためのものではなく、身近な関係にあった2代・3代までの家族を弔うものになってきていると言えるかもしれない。改葬が必要な場合も「両親の遺骨だけ住まいの近くに移し、あとの先祖は今の霊園の合葬墓に移すか新たな墓地の合葬墓に移したい」といった相談もある。

継承を前提としない墓を求める理由は、子供がいないからというものが当然多い。一方で、子供がいても未婚・嫁いでいる、子どもたちが地元に戻ることはないから子どもたちの住まいの近くの墓地に契約したい、などがよく聞かれる。

また、生活者が継承を前提としない墓に求める内容も様々になっている。大まかに以下のように分類できる。

- A. お墓参りをするつもりがないので距離の遠近を問わず遺骨を収めたい
- B. お墓参りはしたいが供養（四十九日・一周忌などの法要）は不要
- C. お墓参りをしたいし供養（四十九日・一周忌などの法要）も必要

更に、A～Cを前提に付随して宗教行為についての希望は以下の2つに分類できる。

- a. 生活者・故人または家の宗教と異なる宗教行為での供養でも問題ない
- b. 生活者・故人または家の宗教と同様の宗教行為での供養を希望する

この分類のかけあわせのいずれに該当するかは夫婦、親子、兄弟などでも個々に異なる。さらに生活者の費用のある・なしによっても選択する遺骨の預け先が変わってくる。このように、故人と生活者の関係性、生活者の宗教観、生活者自身の経済状況によって抱える課題や要望は多様化している。家としての墓や宗教は希薄化しつつあり、供養に対する個人の価値観に応じた継承を前提としない墓の選択が進んでいる。

(3) 継承を前提としない墓形態

「イエ」を前提とした墓地の改葬先、または新

規に墓を設ける生活者の選択肢となってくるのが継承を前提としない墓である。選択肢の代表例としては、永代供養墓、合葬墓、納骨堂、樹木葬、散骨（自然葬、海洋葬）などがある。

このうち、行政が管理・運営している公営墓地では合葬墓、納骨堂、樹木葬の形態が多く見られる。NHKが2024年に首都圏一都三県の人口10万以上の97の自治体に、公営墓地についてのアンケート調査を行った結果、合葬墓が2004年1月時点では9施設だったのに対し、2024年1月時点では36施設と4倍に増加している¹⁵。

厚生労働省の「墓地・火葬場・納骨堂数、経営主体・都道府県-指定都市・中核市（再掲）別」によると、納骨堂も2017年から2022年の5年で1285件増加している。（図-4）

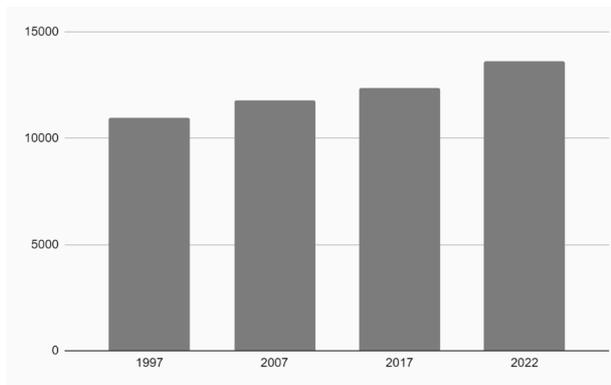


図-4 全国の納骨堂の推移（筆者作成）

また、宗教法人の敷地内で永代供養墓・納骨堂・樹木葬を新設し、檀信徒以外にも提供する動きは珍しくない。このように、継承を前提としない墓形態は認知され、世情の需要に応じて公営・民営を問わず増加しつつある。

(4) 継承を前提としない墓形態の課題

前述のとおり人口動態の変容により、「イエ」を前提とした墓地の需要と供給が噛み合わなくなったと言える。さらに供養の価値観の変化に伴って跡継ぎの有無を問わない形態の墓は多様化しながら増えつつある。

一方で、まだまだ継承を前提としない墓は過渡期にあり、墓地運営者による制度設計や運営・管

理に不安な点が見受けられる。現在の継承を前提としない墓の運営状況の中で、生活者にとって特に問題と考えられることは大きく三点ある。

a) 経営指針と管理体制

継承を前提としない墓形態は、血縁の中に祭祀継承者となる人物がいない単身者や子を持たない夫婦を中心に生活者の要望に呼応する形で1990年前後に台頭した。1989年の妙光寺の永代供養墓「安穩廟」を皮切りに、1991年葬送の自由をすすめる会による「自然葬」、1999年岩手県一関市の祥雲寺（現・知勝院）で「自然再生型の樹木葬墓地」が続き、当時は斬新な「新しいお墓の形」として注目された。

それから30年近く経過し、今では継承を前提としない墓は一般的になりつつあるが、見落とされがちなのがその経営・管理体制だ。生活者の多くは、遺骨を預かる事業に対して、万が一のことがおこるようずさんな経営がなされているとは思っていないだろう。しかし、2022年10月には、札幌市で納骨堂を運営する宗教法人「白鳳寺」が実質的に経営破綻し、納骨堂利用者への十分な説明もないまま閉鎖され、契約者が墓参り不可能な状態となり、遺骨返還も進まない事態に陥った。

筆者が所属する会社では、寺院の運営管理支援を行っており、これまで200以上の寺院に足を運んできた。取引先の寺院の多くは墓地や継承を前提としない墓を運営しており、大きな問題はほぼない。ただ、取引先以外の寺院の墓地経営・管理状況について相談を受けて見聞きするに、白鳳寺の事件のように表沙汰になっていないだけで、実質的に経営破綻や契約不履行になりかねない経営・管理体制は存在する。しかしその多くが生活者には開示されていないため、生活者は事情を知らぬままに契約し、墓地運営者・付帯内容・管理費などの変更が発生し、不信感や不満を抱く状況になっている。

2000年12月6日に発表された厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について¹⁶」では、26項目に

¹⁵ 樹木葬 納骨堂 新設相次ぐ 公営「合葬墓」20年で4倍に 東京 神奈川 埼玉 千葉で
(シリーズ「人生のしまい方 あなたは」2024年02月20日)

<https://www.nhk.or.jp/shutoken/chiba/article/019/15/>

¹⁶ 厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0413-2.html>

渡って墓地経営・管理に求められることが明示されている。日本全国の寺院の永代供養制度を支援している立場から、重要項目と思われるものを以下抜粋する。

- ・ 墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められること。
- ・ 経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされていること。
- ・ いわゆる「名義貸し」が行われていないこと。
- ・ 当初から過度な負債を抱えていないこと。
- ・ 中長期的収支見込みは適切であること。将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること。
- ・ 契約内容が明確であること。
- ・ 使用期限に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。
- ・ 契約に際し十分利用者に契約内容が説明されるようにすること。その前提として、契約書及び重要事項の説明書が作成されていること。
- ・ 料金に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。

これらは計画段階から組み込まれてしかなるべき項目だが、特に宗教法人を中心とした民営の場合に、遺骨の預かり・埋葬・管理は公共性が高い事業であるという認識がないまま計画・実行されているケースが一定数存在する。

民間会社が寺院の管理土地内で樹木葬や納骨堂を開発・販売・運営するケースなどはまさに「名義貸し」に該当するうえに、「当初から過度な負債を抱えていないこと」や「中長期的収支見込みは適切であること。将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること」などに反する企画・運営になっていることもある。その結果、白鳳寺のような破綻にいたるケースもある。

または、破綻までは至らなくとも契約不履行になりかねないずさんな管理や、運営母体が経営難になったことよって契約不履行へいたる事例も確認している。墓という特殊性ゆえに、生活者にとっては判断しにくい不透明さを孕んでいることもまた事実である。

遺骨を預かり、供養・管理することは公共性ある福祉的行為だという認識が欠落し、組織継続を目的とした収益事業でしかないと外部から捉えられかねない実例が存在する。その、経営許可をくだす条件として、墓地運営主体の規模からは過剰とも思えるほどの厳密な手続きを求める自治体が増えていると推察する。

墓地を設ける資格を持つ宗教法人を中心とした組織の行い次第では、今後さらに他地域・他組織が生活者の求めに応じて墓地提供しにくくなる可能性がある。その結果、生活者に不利益を与える事態になるなら、それは避けなければならない。継承を前提としない墓を内包した墓地をすでに運営している、または、これから運営を検討している宗教法人を中心に墓地経営資格がある組織には、厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」に則った企画・経営・運営が求められる。

b) 契約不履行になりかねない契約内容

墓地の継承者がいない生活者が、継承を前提としない墓地を契約する場合は、前述した通り多々ある。墓地運営者と生活者が契約を取り交わす際に契約書を締結するのが通例だが、その書面内容は運営組織によって厳密な契約書類の場合もあれば、覚書や誓約書、果ては書類が存在しない場合など統一されていない。

その形式の如何に問わず共通しているのは、誰が墓地運営者の元まで埋葬を約束した者の遺骨を持ち込むのか？という点が欠落していることが多いことである。この場合、自分の終の棲家として墓を契約していたとしても、本人が亡くなった後に遺体および遺骨は行政預かりになり、無縁仏扱いされてしまう可能性が多分にある。本人が自身の資金で用意していた埋葬先があるにも関わらず、契約内容が不履行になるうえに、行政の財政的な負担にもなる。

人が亡くなった場合の大まかな流れとしては以下の通りとなる。

故人の死亡→医師から死亡診断書取得→行政に死亡届提出・火葬許可証取得→24時間以上の遺体保全→葬儀・火葬・遺骨化→遺骨埋葬先へ移動→埋葬。

なお、葬儀の喪主を務める者が存在しない場合は、日本の法律上、生前に何も法的な準備をしなれば、行政によって税金を財源とした墓埋法第9条により行政が火葬等を行い、葬られる。その流れは以下となる。

遺体の保管→火葬→遺骨の保管→合葬。

(遺体・遺骨の保管場所、期間は行政により異なる)

例えば契約書類に「死亡通知人」や「緊急連絡先」欄を設けておけば対策できるかと言えば十分ではない。欄に記載された人物と墓地運営者が一度も面識がないまま数年から数十年経過し、契約者が亡くなった場合に連絡が来ないことがある。欄に記載された人物がすでに亡くなっていたり、墓地について認識していなかったりすることがあるからだ。

では、契約者が死亡した段階で墓地運営者に知らせが来るように病院や介護施設などと連携しておけば遺骨が手元に来るかと言えば、そうとも言えない。日本では死亡届は戸籍法 87 条で、「同居の親族」「その他の同居者」「家主」「地主」または「家屋もしくは土地の管理人」「同居の親族以外の親族」「後見人」「補佐人」「補助人」「任意後見人」のいずれかしか届け出られないと定められている。

死亡届人が存在しなければ、行政預かりとなり、火葬された後の遺骨の行先は、行政に墓地運営者が訪ねても殆どの場合、家族・親族でないことと個人情報であることを理由に開示されず、手詰まりとなる。契約した生活者の死亡を知ったとしても遺骨の場所を知りようがないため、現状は遺骨を迎えに行き埋葬したくともできない。

対策として考えられる方法はいくつかある。契約書に遺骨を届けてくれる人物を登録する仕組みを設ける。埋葬先を契約者から死亡届を提出する権利がある人物複数名に周知してもらう。終活事項の事前登録を受けている横須賀市など行政主体の終活支援サービスやNPOの生前契約サービスの存在を契約者に伝え、埋葬先として登録を促す。契約者本人が生前の間に死亡通知を依頼した人物に墓地へ足を運んでもらい、埋葬先である認識を

持ってもらおう。

いずれも叶わない場合は、墓地運営者が主体となって死後事務委任契約や遺言書など法的な手順を経て、遺骨を迎えに行く権利を得る方法がある。2019年に活動を開始した日本弔い委任協会では、寺院が生前に檀信徒の喪主不在の不安を軽減するための仕組みを発信している。「死後のことを檀信徒に依頼されたが対応や法的な側面に不安がある」として、すでに200ヶ寺以上の寺院がこれまで講座参加やマニュアルによる知識習得を行っている。

c) 家族・親族以外の故人を弔う権利の欠如

故人と血族及び婚姻による関係性を有する者だけが故人の弔いに関する決定権を持っているのが日本の実情だ。これに伴って墓地運営者側が「祭祀に関しては家族・親族の意向に従う」としている場合が一般的である。しかし、これは弔いが閉じられがちな現代の社会状況を考慮すると、弔い手を家族・親族に限定することで弔う権利を奪っている状況とも言えるのではないだろうか。

祭祀実施・不実施を決定し、葬儀の参列者・お墓参りする人物などを限定するのは喪主を務める故人の家族・親族だが、日本の家族関係も多様化している。中でも遺骨の「無縁化」に繋がりがやすい家族関係は、戸籍上は家族・親族であっても、弔う権利を放棄・拒否したいという関係性だろう。

それは第2章で述べられている通り、行政が預かる約6万柱におよぶ遺骨の多くは、身元が分かっているという状況に現れている。筆者が供養の相談窓口に立ってから15年ほど経つが、故人と身内であっても不仲・疎遠・貧困を理由に弔う責任を放棄したい、弔う権利を拒否したいという声は当時から多数ある。さらに経済的困窮者が増える近年の世情から、今後引き取り手のない遺体・遺骨が増えることが想定される。

家族という基盤が盤石ではなくなっている時代だが、一方で「家族よりも家族」という関係性を築く生活者も台頭してきている。長く共同生活をしている事実婚のパートナー(LGBTQ含む)や友人や仕事仲間、コミュニティ仲間などである。コミュニティ仲間には、例えば菩提寺と単身世帯の檀信徒の関係性も該当する場合がある。

しかし、彼らの関係は法的に家族・親族ではないので、血族及び婚姻による関係性にある者が葬儀場や遺骨埋葬先について情報を開示しなければ故人を弔う場に足を運べない。また、法的な家族・親族が遺体・遺骨の引き取りを拒否し、行政預かりとなった場合、故人が生前に法的手続きをとっていないければ、彼らが引き取ることはほぼ不可能だ。遺体や遺骨を引き取り、弔いたい人がいても「無縁化」してしまうと言える。

深い関係性を築いた人が亡くなったという事実を認識する機会や弔う機会を奪われるということは、弔う権利の剥奪と言える。故人との関係性が深いほど、遺された人は大きなグリーフ(悲嘆)を抱えることとなり、そのグリーフと向き合う機会としての故人への供養を奪うことに繋がる。弔えなかった人が抱くグリーフを放置することは心身への悪影響に繋がりがねず、彼らの人生にとってその影響は計り知れない点を留意しなければいけない。

喪主に家族葬を理由に参列を拒否され、墓地の場所も教えてもらえず、親族を介して何年もかけて墓地の場所を特定した人や、行政の委託をうけて遺骨を預かっている葬儀社の元にお参りにくる仲間や親類の姿を筆者は何度も見てきた。そしてみんな異口同音に言う。「ようやく会えた」と。

他方で、遺族や行政に拒否され葬儀参列もお墓参りもできず、亡くなった人がこの世にいない事実をうまく飲み込めず精神的にまいってしまい、自身の終活の話をしているはずが、亡き人を想って静かに泣いている人もいる。

このように戸籍上の家族・親族以外にも故人と深い縁を持つ人物が存在する社会を前提にした際、家族・親族以外の弔う権利や機会が奪われている社会について考える必要がある。引き取り手のない遺体数や遺骨数、放置される墓地数を見ても、家族・親族のみによる弔いは制度疲労をおこしている。その結果、弔う責任を軽減するために生まれたのが、継承を前提としない墓なのではないだろうか。

そうであるならば、家族・親族以外の弔う権利も現状に即したものにすることがあるだろう。「無縁社会」を嘆く前に、法的にはただの他人だが、

家族・親族よりも確かなつながりを有している人々の弔う権利にも焦点を当てるべきではないだろうか。弔う権利の前提を家族・親族だけから深い関わりがあった人々にも広げることで「無縁社会」は抑制できる。そのためにはどうすればいいのか。誰しもが弔いたい人を弔える仕組みを、墓地運営側の規定面と法的側面から構築する必要がある。

(5) 弔われる権利をひらく

最後に、弔われる権利について言及しておきたい。「費用がないのだけれども丁寧に供養してくれるお寺を紹介してほしい」、「家の近くのお寺にお墓を持ち、お墓参りできるようにしたいが建墓費用がない」など生活者から相談されることはよくある。何らかの形で供養されたい、弔われたいという想いをもちながら、経済的理由で諦める人がいる。

状況別に分類すると大きく4つに分けることができる。

- ①弔いにかかる費用があり、弔い手になる家族・親族が存在する
- ②弔いにかかる費用があり、弔い手になる家族・親族が存在しない
- ③弔いにかかる費用がなく、弔い手になる家族・親族が存在する
- ④弔いにかかる費用がなく、弔い手になる家族・親族が存在しない

①については故人と家族・親族間で弔いについて理解しあうプロセスを経ていれば、特筆すべき問題はない。②についての問題点は「b) 契約不

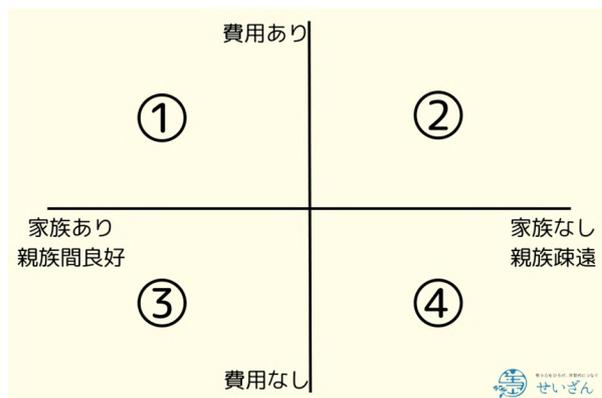


図-5 弔われる側の4類型

履行になりかねない契約内容」で前述したので割愛する。③と④は家族の有無に関わらず、資金がないことで吊われることを諦めている層となる。

資金がない場合は、吊われることを諦めて行政預かりの結果「無縁化」し、資金があれば吊われる選択肢が広がるという現状で本当に良いのだろうか。相談を受ける立場として、違和感を覚える。

現状、人々の吊われる権利を貧富に関係なく保証できるのは、宗教法人にしかできないことだと考える。なぜなら、故人の経済状況やその人生の如何を問わず、「全ての命は尊く、吊われるに値する」ことを宣言してくれているのが宗教だと考えるからだ。

横浜市中区の「寿地区」で日雇い労働者として働いていた人々を無料で供養している徳恩寺(横浜市青葉区)の合同墓「千秋せんしゅうの丘」。ホームレスの人々の仕事をつくり、自立を応援する「ビッグイシュー日本」の販売者のための共同慰霊碑を建墓した光照院(東京都台東区)と大蓮寺(大阪市天王寺区)。この他にも、地域に根ざした寺院が生活困窮者である檀信徒のための供養費用を捻出するための基金を設け、希望者には無償で葬儀行ったうえで遺骨を預かっている事例もある。継承を前提としない墓は、「人は誰しも吊われる権利がある」ということを保証する仕組みとして、今後ますます重要度を増していくものと思慮する。本章(4)で提示した課題に留意しつつ、死者を「無縁化」させないための社会的・公共的な吊いを、宗教法人が主体となって展開していくことを期待したい。

5. おわりに

第2章において、総務省の調査をもとに引き取り手のいない死亡人、特に身元が判明していながら誰も吊う者がいない死者、つまり無縁化する死者が近年増加傾向にあること、第3章においては、都立霊園の応募状況から、死後の無縁化にそなえて、継承不要な墓を求めるニーズがきわめて高いことを明らかにし、少子高齢社会に遺体・遺骨の行方が混沌としている現状を示した。そして、納

骨堂の管理や永代供養墓の紹介事業、寺院に対する死後事務委任の知識普及事業に従事する池邊から、墓をめぐる現代日本の諸相と課題が提示され、単なる遺体・遺骨の処理ではない、「吊い」の価値について提言をした。

本稿執筆にあたっての問題関心は、遺体・遺骨について社会福祉・地域行政の観点から論じられる際に「吊い」の視点が欠けているのではないかということにあった。遺骨が放置されず、生前契約などで行政の手でしかるべき場所に納骨されるということは、困窮者支援としての行政サービスや支出抑制の点でも評価されよう。また、都立霊園のように、住民の多くが求める安価で継承不要な墓を提供することも、住民にとっての安心につながり、公営墓地の一つの在り方を示すものと考えられる。

だが、それらは最低限の葬送と遺骨の安置・納骨という時点をゴールとしているように思われる。第4章で池邊が述べているように、人には「吊う権利」「吊われる権利」があるのではないか。それは宗教的価値観を多分に含むもので、行政サービスにはなじまないものであることもたしかだ。(都立霊園の合葬墓や樹木墓は年に1回献花式が開催されているが)

そこで、我々は長年、死に関わってきた寺院(宗教法人)に期待をかけたい。現状、池邊が示すように、家族・親族の有無にかかわらず、経済的余裕がないために、「吊われる」ことをあきらめてしまう層があり、その受け皿が行政サービスとなっている。寺院に無償サービスを求めるわけではないが、吊い手がおらず、死後の無縁化に不安を抱く人々に、死後の吊いを約束して安心を得てもらうことができるのは、寺院をおいてほかにはないだろう。

行政サービスと寺院のサービスは対立するものではなく、住民が任意に選択できるものであろうし、相互が連携して、住民の安心構築のために協力関係を築くことも、今後は必要となってくるかもしれない。本稿が意識喚起、建設的な議論の契機となれば幸いである。

参考文献

- 1) 小川有閑「超高齢社会に果たしうる仏教の力」, 『大法輪』 2017年3月号, pp. 74-77.
- 2) 山田慎也「納骨堂の成立とその集会的性格」, 鈴木岩弓・森謙二編『現代日本の葬送と墓制 イエ亡き時代の死者のゆくえ』 pp. 63-87, 吉川弘文館, 2018.
- 3) 槇村久子「単身化社会・無縁化社会の進行と葬送・墓制の三つの方向」, 『現代日本の葬送と墓制 イエ亡き時代の死者のゆくえ』 pp. 88-114, 吉川弘文館, 2018.
- 4) 小谷みどり「誰が死者を弔い、墓を守るのか」, 『現代日本の葬送と墓制 イエ亡き時代の死者のゆくえ』 pp. 115-130, 吉川弘文館, 2018.
- 5) 森謙二『「イエ亡き」時代の墓地埋葬の再構築のために』, 『現代日本の葬送と墓制 イエ亡き時代の死者のゆくえ』 pp. 169-191, 吉川弘文館, 2018.
- 6) 八木橋慶一「地域福祉における『終活』支援と行政の役割—横須賀市の事例から—」, 『地域政策研究』 22 (4) , pp. 101-114.
- 7) 総務省行政評価局『遺留金等に関する実態調査結果報告書』, 2023.
https://www.soumu.go.jp/main_content/000870888.pdf
- 8) 令和5年度東京都立霊園使用者の募集 申し込みのしおり
<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/download/pdf/2023reienshiori.pdf>
- 9) 厚生労働省 令和4年衛生行政報告例 埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数, 都道府県—指定都市—中核市 (再掲) 別
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E6%94%B9%E8%91%AC&layout=dataset&stat_infid=000040111952&metadata=1&data=1
<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/download/pdf/2023reienshiori.pdf>
- 10) 平成14年衛生行政報告例 埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数, 都道府県—指定都市—中核市 (再掲) 別
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E6%94%B9%E8%91%AC&layout=dataset&stat_infid=000002485991&metadata=1&data=1
- 11) 令和5年9月「墓地行政に関する調査—公営墓地における無縁墳墓を中心として」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000901290.pdf?fbclid=IwAR0W02AD1pEq3cCmcgBwQe3Vb0DSPrWghSojmAk0N1FeywxAqIyBJYmVHro
- 12) 樹木葬 納骨堂 新設相次ぐ 公営「合葬墓」 20年で4倍に 東京 神奈川 埼玉 千葉で, シリーズ「人生のしまい方 あなたは」 2024年02月20日
<https://www.nhk.or.jp/shutoken/chiba/article/019/15/>
- 13) 厚生労働省「墓地経営・管理の指針等について」
<https://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0413-2.html>

調査・事例報告



音声 AR「Locatone」を活用した地域観光 DX を 推進する実証事業とそれに伴う考察

北條 規

大正大学 地域構想研究所 教授

(要旨) 新型コロナウイルス感染拡大により、急速かつ強制的に社会のデジタル化の環境整備が進む中で、様々なデジタルツール・サービスも利用できるようになってきた。観光地に限らずそうでないエリアにも持続的な誘客のためにデジタル技術を活用する機運が高まりを見せている。今後、コロナ禍で停滞した観光地の付加価値化を高め、持続的な観光地経営を確立するためにも、DX 推進による新たなビジネスモデルが求められている状況である。全国各地でデジタルコンテンツの新たな取組が実施されている中、本稿では観光 DX 化の広まりを受けて、大正大学の学生チームによるスマートフォン専用の音声 AR アプリ「Locatone」を活用した実証事業について取り上げる。また、デジタルツールを活用した実践的な活動を通して学んだ成果、ICT 技術（音声 AR）の地域観光における有効性について考察する。

キーワード: 音声 AR、観光 DX、Locatone、デジタルトランスフォーメーション

1. はじめに

観光立国を目指す我が国は、2006年に閣議決定された観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の観光立国実現に関する基本計画では、2020年訪日外国人を4,000万人、旅行消費額8兆円、リピーター数2,400万人と定め、訪日外国人の地方への誘客を図り地域経済を下支えする計画を立てていた。しかし、2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大によって目標はあえなく打ち砕かれてしまった。大きな経済効果をもたらすと期待されていた東京オリンピックも一年延期となって開催されたものの、ほとんどが無観客という異例の大会となり、オリンピック特需は幻に終わってしまった。2019年には3,200万人まで順調に右肩上がり伸びてきた訪日外国人も2021年には25万人まで激減し、旅行消費額も4.8兆円から1,200億円まで大幅な落ち込みを経

験したわけである。これを受けて政府が2023年3月に閣議決定した第四次基本計画によると、①持続可能な観光地域づくり戦略 ②インバウンド回復戦略 ③国内交流拡大戦略 の3つの戦略を打ち出している。これまでの基本計画では人数にこだわってきたが、「質」の向上に転換し、一人当たりの旅行消費額をいかに増やすかに重点を置いている。そして目標を確実に達成していくために観光産業の革新策として地域社会・経済が一体となった高付加価値化を図ることを挙げ、観光 DX の推進と観光人材確保・育成も併せて主要施策として観光業の復活をバックアップしている。

さて、DX 推進による新たなビジネスモデルが求められている中、大正大学学生チームは2021年～2023年の3年間、コロナ禍で行動制限がある中でもスマートフォンによる音声 AR 「Locatone」アプリを活用した実証事業を継続

してきた。本稿は、実証事業の6作品についての概要を記載し、藤枝で実施した実証事業のモニタリングツアーを基に今後の音声ARガイドがもたらす効果について考察する。

2. 観光地における新たな潮流

(1) 観光庁・観光DX化の推進

新型コロナウイルス感染拡大は非接触・非対面という行動変容を生み出し、人が移動することによって成り立つ観光業のビジネスモデルを根底から揺るがした。裾野の広い観光業界の低迷は地方経済の疲弊を生み、人口減少を加速させ、地方の活力や競争力減退につながる危険性を内在している。そのような中、政府は観光庁を中心として日本が目指す未来社会といわれるSociety5.0時代に向けて、観光資源と最新技術を組み合わせた従来とは異なった観光モデル構築を目指している。観光庁によれば観光DXとは、業務のデジタル化により効率化を図るだけでなく、デジタル化によって収集されるデータの分析・利活用により、ビジネス戦略の再検討や新たなビジネスモデルの創出といった変革を行うものと位置付けられている。旅という非日常の心躍る体験の魅力を、従来のモデルにない新しい観光の形として最新のデジタル技術ICT(情報通信技術)を活用してさらに高め、旅行者や地域をより豊かにすることを目指している。そのICT活用の中で注目されているのがAR(拡張現実)とVR(仮想現実)である。

(2) ARとVRによる非日常体験

AR(拡張現実)とは「Augmented Reality(アグメンティッド・リアリティ)」の頭文字をとった略でスマートフォンやARゴーグル、グラスなどのデバイスを介して、現実世界を立体的に読み取り仮想的に拡張する技術のこと。スマートフォンを平面にかざすと立体的な画像を映し出したり、アプリでポスターをかざした際に画面上で動き出すなど、現実を拡張したコンテンツを楽しむことができる。一方のVR(仮想現実)は「Virtual Reality(バーチャル・リアリティ

ー)」の略で、「仮想現実」とも言われる。VRの特徴は目の前にある現実とは違う仮想空間を、あたかも現実世界で体験できる技術である。視覚のみならず、嗅覚や触覚、聴覚、味覚など五感にも訴えかけることで没入感が得られる点に特徴があると言える。

このふたつの技術を観光に応用すると、まるで現地に行ったかのような観光体験ができたり、非日常的な体験ができたりする。例えばVR観光なら観光地に足を運ばなくても、遠隔から現地の景色やショッピングを楽しめる疑似観光体験ができる。現地の魅力を発信したことで、後日実際に来てもらえるリピーター開拓につながる可能性もある。それに対してARは、GPSと連動させることで観光スポットに近づくと自動で音声ガイドが流れ、音楽や効果音での演出など観光地でのリアルな旅行体験に付加価値を創出することができる。最後のゴール地点までいくとインセンティブを獲得できたり、スポットごとに謎解きを入れてコンプリートを目指させたりすることで、設定したルートを離脱させないで辿らせる動機付けを提供することができる。ストーリーとゲーム性を持たせることでこれまでにない新しい体験を提供することも可能となるわけである。

(3) ICT活用アプリが続々登場

このようなICTを活用したアプリが観光市場に相次いでデビューしてきた。(図-1参照)歴史と文化再現系、エンタメ系、音楽系、街歩き系、ご当地系など地域の実情やターゲットに特化したものなど様々である。その主なも

| アプリ名 | 開発企業 | 特徴 |
|------------------------|----------------|--------------------------|
| Locatone | ソニー(株) | 音によって仮想世界を拡張するエンタメ系AR |
| おともたび | (株)omoto | 地元人が音声で案内する数語型音声ガイド |
| 藤菜毛 | (株)藤菜毛 | 街歩き音声ガイド |
| JR九州のD&S列車 | NTTドコモ×JR九州コラボ | 風景に合わせた観光ア情報を車窓に映し出す |
| TOWN WARP | VR観光コンソーシアム | 観光スポットを360°で撮影されたVR動画で体験 |
| FIRST AIRLINES | FIRST AIRLINES | VRを活用した航空疑似体験 |
| Profound Tourism オンライン | 凸版印刷 | 伝統文化を学べるオンライン観光ツアー |
| AR TOUR~OCEAN~ | 学研ホールディング | 魚類3DCG |

図-1 ICTを活用したコンテンツ事例

のを紹介する。特徴はそれぞれ異なっているが、防災系とも組み合わせたものも登場するなどインバウンド含めた安全な旅を意識したものも多くなっています。また、利便性は高まると考える。

3. 音声 AR が旅の形を変える

(1) Locatone の概要

Locatone とは、SONY が開発した音声 AR のアプリケーションで、位置情報を活用したシステムとなっている。ツアーを開始して、登録したスポット地点を訪れることで、スポット内に保存されている音声・音楽が自動で流れる仕組みとなっており、音声や音楽を聴きながら街を巡ることで街の新しい魅力や楽しみ方を発見することができる。

Locatone がアプリとして運用できるまでの制作課程はルートやスポット設計からストーリー組み立て、音声・音楽収録、実装まで多岐にわたるが、主なプロセスは下記（図-2）となっている。

Locatone アプリを活用した観光コンテンツはアプリケーション内で展開されており、テーマパーク内、公園、ミュージアムなど観光ガイド形式のものや、エンタメ寄りのコンセプトのものもある。中でも音声コンテンツと親和性の高いアニメ系やアーティスト系とのコラボでARサウンド効果を発揮しているものは人気となっている。

ツアー参加者は専用の機械を用意するのではなく、日常使っている自分のスマートフォンとイヤホンを用いて活用できるので、手軽にコンテンツを楽しめるような設計である。スマートフォン上で Locatone のアプリをダウンロード、参加したいツアーをクリックして旅がスタートする。

また、Locatone は日経トレンドィが毎年予測している「ヒット予測ベスト30」で、2024年のヒット予測として27位に Locatone がノミネートされており、今後も注目されるコンテンツとなっている。多くの地域で運用が開始されており、

今後も観光ツールとして Locatone を使った旅が増えると考えられる。

今回のコンテンツの制作において学生たちは下記のプロセスで作品完成までもっていった。

| ロケトーン制作プロセス | |
|-------------|---|
| 制作項目 | 主な内容・要素 |
| ① 地域資源調査 | 地域産業・地場産業 地元住民ヒアリング 観光資源 食文化・特産品 祭り・イベント 集落・エリアマーケティング |
| ② 自治体情報 | 地域課題 自治体施策 人口推移 学校情報 |
| ③ ツアー目的を設定 | 地域課題の設定 事前調査で得た情報を基に目的設定 |
| ④ ツアー構成作成 | 課題・目的に合わせた構成を作成 |
| ⑤ ストーリー | ①②からのストーリー案構築 |
| ⑥ スポット | スポットとルート設定 |
| ⑦ 登場人物 | ストーリーとキャスト |
| ⑧ スクリプト | 掛け合いの台詞 ナレーション |
| ⑨ 画像 | 各スポット画像撮影 コンテンツイラスト作成 |
| ⑩ テキスト | 音声ガイドやセルフのテキスト化 |
| ⑪ 音声収録 | 各キャストの台詞 ナレーション 効果音 |
| ⑫ ツアー実装 | 試験的にアプリに実装 |
| ⑬ テスト | スポットの発火位置確認修正 |
| ⑭ リリース | 本格的に運用開始 |
| ⑮ データ検証 | 参加者の行動履歴分析 |
| ⑯ 修正 | 不具合など修正 |

図-2 ツアー作成の手順

(2) 音声 AR「Locatone」による実証事業

実証事業で学生チームが制作した音声 AR「Locatone」アプリ 6 作品中 3 作品は、大学のある巣鴨エリアのストーリーを制作した。巣鴨エリアにはおばあちゃんの原宿で知られる都内でも有数の人気商店街がある。その商店街の人気店をルートのスポットに盛り込みながらそれぞれのストーリーが展開されていくコンテンツとなっている。一方の 3 作品は地方（今治市大三島×2、藤枝市）を舞台にしたストーリーとなっており、いずれも観光庁の「持続可能性の高い観光地経営の実現に向けた 観光 DX 推進緊急対策に係る実証事業」である。全国ではわずか 6 事業しか

採択されておらず、その中の1事業として選ばれている。

コロナによる制約で観光業が停滞して打つ手が見えないこの時期ではあるものの、非接触非対面でもツアーや街歩きを楽しめるこのアプリのパフォーマンスを最大限に引き出せるチャンスでもあった。デジタルネイティブ世代の学生たちならではの発想で、各コンテンツとも観光地ではないエリアで物語性を持たせて編集制作を行った。地域課題解決へのアプローチをベースに地域産業の活性化、歴史と文化の復興、人流の分散など地域に応じたテーマを設定して取り組んだ。



図-4 Locatone のホーム画面とツアーマップ

4. 学生考案の Locatone の観光モデル

(1) 制作したシナリオ

2021年から2023年の3年間で60作品を制作したが、各シナリオに共通しているのは「観光」コンテンツであり、ストーリー性を持たせているが選定したエリアを周遊して楽しむ観光ガイドを目的として作成されている。

しかし、観光ガイドを基盤に作成するだけでは既存の観光ガイドとは、差別化が図れないことから、作成されたシナリオには観光分野に他分野を掛け合わせた内容となっている。

下記の表は3年間で制作されたシナリオ名・エリア・観光と掛け合わせた他分野を表記した。

| | シナリオ | 主なエリア | 分野 |
|--|-----------------------|-----------------|----------|
| 黒鴨周辺地域 | | | |
| ① | 時空種苗街道 進め庚申塚・滝野川探検隊!! | 東京都豊島区西巣鴨・北区滝野川 | 観光×歴史 |
| ② | 探偵だいふく丸!~しおちゃんを探せ~ | 東京都豊島区黒鴨地蔵通り商店街 | 観光×商店街 |
| ③ | くノ一戦隊 ~黒鴨の街を取り戻せ!~ | 東京都豊島区黒鴨地蔵通り商店街 | 観光×訪日外国人 |
| 観光庁「持続可能性の高い観光地経営の実現に向けた観光DX推進緊急対策に係る実証事業」 | | | |
| ④ | 海と戦の物語 | 愛媛県今治市大三島 | 観光×教育 |
| ⑤ | あなたの知らない旅がある | 愛媛県今治市大三島 | 観光×移住 |
| ⑥ | 藤ちゃんば | 静岡県藤枝市 | 観光×地元産業 |

図-3 制作したシナリオの概要

上記のように、観光を基盤に様々な視点でのコンテンツを作成してきた。観光と他の分野の中では、様々な切り口がありその切口を学生ならではの視点で掘り下げ、シナリオを制作した。

(2) 制作事例①:時空種苗街道 進め庚申塚・滝野川探検隊!

- ・対象エリア:種苗屋街道周辺
(東京都豊島区西巣鴨エリア、北区滝野川エリア)
- ・シナリオ:江戸時代に栄えていた種苗屋街道の音声と古地図を活用し、当時の軌跡を現在の街道を歩きながら辿っていく物語となっている。
- ・制作時期:2021年
- ・スポット数:9スポット
- ・所要時間:約1時間
- ・制作学生:大正大学地域創生学部5期生有志5名
- ・地域課題:現在では、面影が少なくなっている種苗街道及び、江戸野菜の歴史的な遺産の認知度を向上するため
- ・協力団体:東京都北区/東京都豊島区/庚申塚商栄会/滝野川商店街/東京種苗/トキワソース/稲荷湯/亀の子束子西尾商店/日本農林社/SONY/CORGEAR



図-5 「時空種苗街道 進め庚申塚・滝野川探検隊!!」シナリオメインイラスト

「時空種苗街道 進め庚申塚・滝野川探検隊!!」では、東京都豊島区と北区にある種苗屋街道を舞台にしたシナリオである。種苗屋街道は、豊島区の庚申塚と北区の滝野川にあり、江戸時代に起源がある。この種苗屋街道を古地図と音声ARを用いて種苗屋街道の軌跡を辿っていくのが本シナリオの内容である。江戸時代、旧中山道の庚申塚から滝野川界隈は種子の町として賑わい、「種子屋街道」と呼ばれて栄えていた。し

かし現在は、巢鴨地蔵通り商店街以外の地域は賑わいと文化は消えつつある。こうした課題から歴史・文化の認知を向上させるため、街中で盛んに販売されていた種を主軸に歴史を再認識していただくために本シナリオを制作した。

スポットは9カ所あり、種苗屋街道の歴史を知るに重要な拠点を選んでいる。スポットの1つでもある「日本農林社」では、詳しい「種苗屋街道」の歴史について解説のパネルがあり、シナリオと組み合わせることで、歴史の深掘りができるように設計し、リアルとバーチャルの組み合わせ事例となっている。種苗屋街道であった時代を辿ることになるが、アプリ内にある古地図と現在の様子を見比べることで、街道の歴史を振り返ることができるようになっている。

(3) 制作事例②: 探偵だいふく丸！～しおちゃんを探せ

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・対象エリア：巢鴨地蔵通り商店街 ・シナリオ：巢鴨地蔵通り商店街での食べ歩きスポットを人気店舗から大正大学生が知る店舗までしおちゃんを始めとした登場人物たちと共に、巡っていく物語の構成となっている。 ・制作時期：2021年 ・スポット数：17スポット ・所要時間：30分-1時間 ・制作学生：大正大学地域創生学部5期生有志5名 ・地域課題：SNSやブログなどで周知されている店舗に顧客が集中してしまう課題解決のため、また周辺店舗の認知度向上を図るため ・協力団体：東京都豊島区/巢鴨地蔵通り商店街/庚申塚商栄会/千成もなか本舗/雷神堂 巢鴨本店/元祖塩大福 みずの/古奈屋 巢鴨本店/喜福堂/ブタまんズ/おいもやさん興仲 巢鴨店/巢鴨ときわ食堂 本店/ファイト餃子/巢鴨郵便局/手打ちそば 菊谷/巢鴨ときわ食堂 庚申塚店/題名のないパン屋 巢鴨店/SONY/CORGEAR |
|---|



図-6 「探偵だいふく丸！～しおちゃんを探せ」シナリオメインイラスト

「探偵だいふく丸！～しおちゃんを探せ」では、主に巢鴨地蔵通り商店街のスポットを紹介している。本シナリオを設計したのは、2021年のコロナ禍であった。このため対面でのガイドは困難な状況となってしまっており、非接触・非対

面という行動変容による課題を解決する目的で、本シナリオを設計している。

スポットは17スポット、商店街内にある食べ歩きスポットや人の飲食店を主に紹介している。その紹介には、人気の商品の紹介や店舗の歴史なども音声で紹介しており、スポットを訪れることで、耳で聞き・目で見て・味を楽しむといった五感で楽しめるように設計されている。

従来、巢鴨地蔵通り商店街を訪れる来街者は、ネット記事や SNS などから紹介された店舗を訪れる傾向があるが、この音声 AR では記事や SNS で紹介されている店舗のほかにも、通学で活用している本学の学生の視点を用いてスポットを作成しているため、ニッチな店舗も紹介した。そのため、他のガイドと差別化された内容となっている。

(4) 制作事例③: くノ一戦隊 ～巢鴨の街を取り戻せ！～

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・対象エリア：東京都豊島区巢鴨・池袋エリア ・シナリオ：くノ一戦隊である登場人物が不穏な空気に包まれた巢鴨のエリアのスポットを巡ることで、原因を解き明かしていく物語形式のガイドとなっているシナリオである。 ・制作時期：2023年11月 ・スポット数：11スポット ・所要時間：2-3時間 ・制作学生：すまもプロジェクトチーム・観光班8名 ・地域課題：本シナリオには、英語バージョンも制作されており、巢鴨地域の訪日観光客を対象にしている。現状巢鴨での、訪日観光客向けの観光ガイドは少なく、言語による観光の課題解決のため、本シナリオを作成した。 ・協力団体：追手門学院大学 地域創造学部菅原ゼミ・安本ゼミ/神田外語大学 /SONY/CORGEAR |
|--|



図-7 「くノ一戦隊 ～巢鴨の街を取り戻せ！～」シナリオメインイラスト

「くノ一戦隊 ～巢鴨の街を取り戻せ！～」は、巢鴨を舞台にした物語形式のシナリオである。巢鴨地域への来街者の中でもインバウンドはまだまだ少ない。同じ豊島区でみるとお姫様ロードやアニメイトがある池袋界限にはアニメやサ

ブカルチャーを求めて多くの外国人が訪れるが、巢鴨はおばあちゃん原宿とはいえ、訪日外国人の数は極めて少ない。このコンテンツでは池袋を訪れるアニメ好きのインバウンドを西巢鴨の種子地蔵界隈まで誘客しようと考えた。

本シナリオは人が集中しているアニメイト付近の池袋からスタートし、山手線を経由して巢鴨駅・巢鴨地蔵通り商店街に移動し、商店街にあるスポットを巡っていくルート設定となっている。

物語は、悪霊に憑依された種子地蔵をくノ一戦隊が救うスペクタクル性の高い内容だ。物語の世界観に没入しながら、商店街の有名スポットを巡る方式は、通常の観光音声ガイドとは違う目線で商店街を見ることができる。このことから、ICT技術を活用することで、新たな体験価値を創出することができる。

また、本シナリオでは訪日外国人向けに英語 ver. のシナリオも展開している。昨今、世界的な日本キャラクターの注目度と日本の文化である忍者、そして近年、訪日外国人が来訪している巢鴨地蔵通り商店街という3つの要素を組み合わせたのが本シナリオでもある。インバウンド増加を意識して英語 ver. にもトライしている。

(5)制作事例④:海と戦の物語

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・対象エリア：大三島（愛媛県今治市大三島） ・シナリオ：神事の歴史や瀬戸内の戦いなど多くの記録が残る大三島の歴史を島の高校生が辿っていき、島に残る歴史・遺産の形跡を巡りながら、新たな島の魅力を堪能するガイドとなっている。 ・制作時期：2022年8-12月 ・スポット数：13スポット ・所要時間：2時間 ・制作学生：大正大学地域創生学部4期生有志3名 ・地域課題：高校生が行う島の歴史を語る島ガイドの記録を音声データとして作成し、より島を訪れた観光客に島の魅力を知る機会を形成するため ・協力団体：観光庁「持続可能性の高い観光地経営の実現に向けた観光DX推進緊急対策に係る実証事業」/今治市/愛媛県立今治北高校大三島分校 島デザイン部/大山祇神社 /fais us reve/ADDRESS/ (株) サービスマーケティング/SONY/CORGEAR/大正大学地域構想研究所 |
|--|



図ー8 「海と戦の物語」シナリオメインイラスト

「海と戦の物語」は、しまなみ海道沿いの愛媛県今治市の大三島が舞台となっている。しまなみ海道は四国の愛媛県今治市から広島県尾道市までの瀬戸内海に浮かぶ5つの島々を7つの橋で結ぶ全長約60kmの海道。青い海と空、自然豊かな環境で、それぞれの島にも見どころが満載でサイクリストの聖地とも呼ばれ多くの人々が自転車で訪れる。

本シナリオでは、大三島にある県立今治北高等学校 大三島分校の「島デザイン部」に所属している4名の高校生と共にシナリオを制作した。また「海と戦の物語」は、「島デザイン部」の活動の一環である「参道ガイド」を参考にしている。

「参道ガイド」は、大三島の観光名所の代表格の大山祇神社に続く参道の歴史について「島デザイン部」の高校生によるボランティアガイドをさす。大山祇神社の歴史や参道沿いにあるお店の魅力を掘り起こし、途中クイズなども交えながら楽しく参道を案内している。その参道ガイドの内容を中心に大山祇神社に関連する施設を高校生の会話を通して全11カ所の歴史的なスポットとして巡るのが、本シナリオの内容となっている。

「島デザイン部」がある愛媛県立今治北高等学校 大三島分校は、全校生徒数が100人規模の高等学校であるものの、少子化が進み、分校の生徒数は減少。廃校の危機に直面している。こうした中で、分校が独自に発展させてきた参道ガイドという取組は「島デザイン」に入部した際に、部内の先輩が後輩に直接教え、毎年ブラッシュアップを重ねることで今日まで継続している。しかしながら今後、人口減少に伴いこのままでは、島内にある文化・歴史を持続的に管理・保全していくことは困難であるという問題意識からシナリオを考えている。今まで分校生が構築してきた島内の歴史ガイドを持続的に伝達していくために、ガイド内容をデジタル上で音声化し、文化・歴史教育として活用できるようにも考えて設計している。

一方でしまなみ海道の大三島を訪れるサイクリストは街道が通る東側から上陸して「道の駅・多々羅しまなみ公園」を目指す。そこからは世界

有数の斜張橋「多々羅大橋」をはじめ、瀬戸内海の景色を一望できる人気のビュースポットとなっている。しかし、島内には宿泊施設や飲食店が限られていることから、滞在時間は短く、西側の大山祇神社方面を巡回する割合は低いのが現状。サイクリストの滞在時間をいかにして延ばすかが地域課題にもなっていた。このコンテンツの設計では西側の参道の魅力や島に点在するパワースポットを巡るようにして、観光客の分散・巡回につなげ観光消費拡大にもつながるように工夫している。

(6) 制作事例⑤: あなたの知らない旅がある

- ・対象エリア: 大三島 (愛媛県今治市大三島)
- ・シナリオ: 移住者が多い大三島で、島の魅力や移住を決意した理由など観光しに来ただけでは聞けない話をインタビューするシナリオとなっている。
- ・制作時期: 2022年8-12月
- ・スポット数: 6スポット
- ・所要時間: 約2時間
- ・制作学生: 大正大学地域創生学部4期生有志3名
- ・地域課題: 移住者が多い大三島では、移住に関する情報が集中しているプラットフォームが少ない。この音声ガイドにより観光ガイドと移住に関する情報を両立して得ることができる構成となっている。
- 参加事業者 (移住者): 5団体
- 協力団体: 観光庁「持続可能性の高い観光地経営の実現に向けた観光DX推進緊急対策に係る実証事業」/今治市/fais us reve/ADDRESS/ (株) サービスマーケティング /SONY/CORGEAR/大正大学地域構想研究所



図-9 「あなたの知らない旅がある」

シナリオメインイラスト

「あなたの知らない旅がある」は、上記の「海と戦の物語」と同様の愛媛県今治市の大三島が舞台となっている。「海と戦の物語」とはコンセプトは異なり、本作品では、大三島に移住した移住者に大三島の魅力や移住したきっかけなどを伺うインタビュー形式となっている。

移住者にインタビューすることで、観光で島内を訪れた方々と同じ目線で域外から見た大三島の魅力と域内で生活する両面の魅力を紹介する事ができると考えた。前者の域外から見た魅

力と後者の域内から見た魅力を同時に比較して紹介することができるのが移住者の特徴であり、本シナリオではこれらの特徴を基盤とした観光シナリオで組み立てられている。

また、島の人口が減少しているものの、大三島への移住者が新たな事業を展開し、域内の活性化を促進している地域として有名だ。Cafe やパン屋、ゲストハウス、ワイナリー、ブリュワリーなど観光客にとっても住民にとっても魅力的な取組が移住者からもたらされていることでも注目されている。「あなたの知らない旅がある」というシナリオは、観光ガイドの役割をしつつ、移住者の生の声をガイドとして巡るので、移住促進のPRとしても活用できる側面も内在している。

上記にあるように観光と移住という2つの側面を持つ本作品は、他地域でも応用が可能であり、関係人口の拡大といった視点でも活用できる。また、長年地域で生活している人や地域で愛されている地域人や企業の方々をフォーカスしてインタビュー形式の内容でシナリオ化することも可能だ。

(7) 制作事例⑥: 藤茶んぼ

- ・対象エリア: 静岡県藤枝市
- ・シナリオ: 「お茶」文化が定着している藤枝市で、茶店や歴史遺産をオリジナルキャラクターの「お茶の妖精おちゃん」と共に巡り、「お茶」文化を理解していく物語となっている。
- ・制作時期: 2022年8-12月
- ・スポット数: 13スポット (エクストラ含め14スポット)
- ・所要時間: 約2時間
- ・制作学生: 大正大学地域創生学部5期生有志5名
- ・地域課題: 江戸時代に栄えた「お茶」文化は、現在では産業として衰退している。「お茶」に関する歴史・産業の認知度を向上させるため
- ・協力団体: 観光庁「持続可能性の高い観光地経営の実現に向けた観光DX推進緊急対策に係る実証事業」/藤枝市/旧製茶貿易商館/藤枝市郷土博物館・文学館/一言/真茶園茶町本店/nicica/カネカ柴田園/みちびと代表街道コンシェルジュ 渡辺 マサラ/よしもと住みます芸人 [静岡] ぬまんづ/fais us reve/ADDRESS/ (株) サービスマーケティング /SONY/CORGEAR/一般社団法人ミライヌ/大正大学地域構想研究所



図-10 「藤茶んぼ」シナリオメインイラスト

「藤茶んぼ」は、静岡県藤枝市の中心市街地で展開した。シナリオの中心となっているのが、「お茶」である。藤枝市では、地域産業として「お茶」産業が江戸時代ごろから盛んであった。しかし、近年ペットボトルの普及から、お茶を茶葉から飲む文化が衰退しているのと同時に、藤枝市の茶産業も衰退の傾向がある。この地域課題を解決する一つの手立てとして、本シナリオを企画した。

本シナリオは、藤枝市の産業である「お茶」やその関連の店舗や施設を主軸としたスポットを中心にルート設定している。14スポットある中、半分ほどが「お茶」に関連するスポットとなっており、ガイド内ではスポットに関する解説や茶産業についても解説されている。域内の主産業である「お茶」に関するスポットを巡ることで産業観光の促進にもつながり、域内外の認知度向上に効果が期待できる。

また、藤枝市では江戸時代に東海道の21、22番目の宿場町として発展した地域でもあるので、域内には400年前の面影を残している。本シナリオのスポットには、宿場町の跡も含まれているため、江戸時代から存続している茶産業や宿場町の跡地など江戸時代の暮らしを音声で学び・体験できるようになっている。

産業観光の側面を持ちつつ、域内の歴史を巡ることが可能な本シナリオでは、専門ガイドが不在でも位置情報と音声の活用により、地域歴史の発信と主産業のPRを促進することができる内容である。

5. 藤枝市「藤茶んぼ」ツアーから学ぶ観光DXの可能性

(1) モニタリングツアーの実施と検証

「藤茶んぼ」のアプリを多くの方々に認知してもらい、アプリを使いながらツアーに参加してもらうことで、藤枝の隠れたスポットの魅力を伝えること。そしてお茶に関係するルートを巡ってもらいながらお茶や和菓子の消費につなげることを目的としてモニタリングツアーを実施した。「藤茶んぼ」単体での実施ではなく、

今年で第21回を数える「お茶の香ロード」イベントにジョイントした形で事業を計画し実行した。

継続的に実施されている「お茶の香ロード」イベントの2023年秋は藤枝市の旧東海道藤枝宿周辺で、茶問屋が多く並ぶ街並みを生かし、茶文化の歴史やアートを発信する内容となっている。上伝馬商店街や茶町通り、木町通りの周辺で、商店や民家中心に絵画や陶芸が展示するほか、茶席、マルシェ、農産物販売など多彩なイベントが実施され、中でも一言カフェでは、呈茶、お茶の香ドリンク販売も行われる計画であった。多くの市民や観光客の方々が集まるイベントの日程に合わせて「藤茶んぼ」ツアー『おちやるん WALK@お茶の香ロード』を実施した。

藤茶んぼに設定してあるスポットとお茶の香ロードのイベント会場とルートが重なることを利用してツアールートを組み立てた。

(ツアールートは下記パンフ参照)



図-11 イベントポスター

ツアーをより魅力的に演出し、藤枝の隠れ情報を掘り起こして参加者に伝えるために、ゲストを招聘して実施した。特別講師には街道コンシェルジュ渡辺マサヲ氏を、そしてゲストに静岡の吉本住みます芸人「ぬまんず」を起用してツアーを盛り上げる工夫をした。

ツアールートは下記となっている。



図-12 「藤茶んぼ」のルート

(2) ツアー概要

- ・実施日：2023年11月12日(日)
- ・時間：10時～12時
- ・集合：蓮華寺池公園「とんがりぼう」
- ・参加者：15名



図-13 参加者の様子

今回のツアーであるが、元々観光地ではないルートを「藤茶んぼ」のストーリーに合わせて巡行していくわけであるが、地元でも知られていないスポットや地域資源と出会いながら巡れる魅力もまたこのツアーならではの。設定しているスポットに近づくと自動的にスマートフォンからガイド音声の効果音とともに聞こえてくる設計に加えて、街道コンシェルジュ渡辺マサヲ氏(旧街道をたどりながら出会う、人、暮らし、そして歴史を学ぶ旅を提唱)ならではの深掘りの解説が加わりツアーを盛り上げていた。時々クイズでの質問なども交えて参加者を引き込んでいき、NHKの「ブラタモリ」の番組のよう

に、スポットの歴史的な秘密や隠された謎などもあって魅力的な演出となった。

また、お笑い芸人のぬまんずの掛け合いやボケ・つつこみなども合間に入って、笑いをとりながらルートを巡行し、楽しいツアーとなった。

(3) ツアーの成果

Locatoneを活用した地域での取組は全国にあるが、大正大学地域創生学部・地域活性化サークルの学生たちが制作した「藤茶んぼ」は藤枝の地域課題の解決につながるようにシナリオを考え、ルート設計、スポット選定、ストーリーも課題解決に寄与できるように構成されている。

地域課題のひとつはお茶産業の衰退である。ペットボトルが主流となって急須でお茶を飲む生活スタイルが失われつつあり、茶葉の消費減少が生産者をはじめ藤枝の茶産業に影響を及ぼしているため、「おちやるん」を探しに藤枝の街を巡りお茶に関係するお店やエリアにスポットを設置して消費拡大につなげている。

もうひとつは観光客や来街者の分散化である。スターバックスや子供の関連施設、そして駐車場の利便性などもあって蓮華寺池公園に多くの人が集まるが、近隣のお茶産業の集積地でもある茶町や街道の商店には人が流入してこない状況になっている。ルート設計では多くの人々が集まる蓮華寺池公園をスタートとしながらも街道の歴史的な魅力を学び、茶町エリアにも分散されるように組まれている。

特に工夫したのは藤枝で毎年開催されている「お茶の香ロード」のイベントとタイアップしたことである。実行委員会の協力があったことでジョイントが実現して、お茶に興味関心を持つ観光客を呼び込むことができた。茶町の株式会社一言を経由させたことで呈茶のイベントにツアー客を参加させることができ、製茶職人の手もみも実演と体験を楽しむことができた。もともと設定されているLocatoneのシナリオにないコンテンツを付加することで、参加価値を増幅することができたことは収穫であった。他のイベントに相乗りする活用の仕方は藤枝のLocatoneの新たな活用可能性を見出すことができた。

6. 音声 AR ガイドの有効性

6 作品の実証事業を実施したが、Locatone の有効性を考察していく。

Locatone は観光コンテンツのプラットフォームとして活用されるケースが多い。今回の実証実験でいうと「②:探偵だいふく丸!~しおちゃんを探せ」のような観光に特化したものである。しかし、この位置情報を基にした音声ガイドは「④:海と戦の物語」や「⑥:藤茶んぼ」など教育現場の成果物や衰退傾向にある地元産業の記録を音声として残し、リアルとバーチャルの融合によって、リアルに近い状態で、後世に残すことができるツールとなる。

位置情報によって、スポットに関連する情報を保存できる Locatone の基礎のシステムは、観光以外でも活用が可能である。一例をあげるとすると、災害方面に活用ができると考える。ハザードマップと連携することで、音声で周辺の危険エリアを伝達することが可能であると考え。また、この言語を外国語に変換可能にすることで、日本語を理解できない外国人にも危険を伝えることができると考える。

教育・産業・災害と上記に挙げた観光分野以外の分野にもこの位置情報を基にした音声ガイドは様々な応用ができ、新たなコンテンツとして確立できると考える。

7. おわりに

従来の観光は新たな土地を訪れて、その地域の自然や景観、街並み、建造物、有名スポットなどを巡り・観るモデルが一般的でその地域特有の歴史や文化、壮大な美しさなどを観賞して楽しむスタイルが多かった。最近では、旅行に新たな価値を生みだして独自性を発揮して差別化を図る「ツーリズム」というスタイルが生まれてきた。エコツーリズム・グリーンツーリズム・サステイナブルツーリズム・ヘルスツーリズム・ダークツーリズムなど多岐にわたる。いずれも特定のテーマに則った体験が付加されて、現地での活動や学び、地元の生活者との交流なども楽し

みながら体験価値を高めたツアースタイルとなっている。

今回学生チームが地域活動の中で ICT によるデジタルツールである「Locatone」を活用して、新たな観光コンテンツを制作・開発した。新型コロナウイルス感染拡大の期間中であったが、非接触・非対面という制約の中でそれぞれのスポットを新たな視点で魅力化してストーリーの中に組み入れてツアーを完成させている。この観光ツアーは従来にないスタイルであり、スマートフォンというツールを活用しながら旅を楽しむ新しい発想のモデルである。

特定のエリアに物語性をもたせて、要所要所にスポットを設定してルートを設定。そのスポットを訪れると GPS の位置情報で音声や音楽が自動的に流れてくる。参加者はストーリーの展開にワクワクしながらルートを回りゴール(コンプリート)を目指す。ゴールに行かなければ解けない謎、ゴールに到達することで宝が見つかる、音楽や効果音でさらに物語が演出され、ストーリーの中に自身が参加した気分でツアーを楽しむことがこのサウンドARLocatone の魅力である。まるで映画のワンシーンあるいはテーマパークにいるかのような体験をユーザーに提供できるわけである。

今回の取組みにおいて学生の学習成果について整理する。今回のコンテンツ制作に関わった学生たちは大正大学地域創生学部の地域活性サークル「鴨合の集」のメンバーを中心にチーム編成した。その中で生み出された成果は下記となっている。

- ① 学生メンバーはそれぞれ興味関心分野を持っている。それは観光、地域活性化、街づくり、産業振興など個々によって異なっているが、今回の Locatone の観光コンテンツプロジェクトでの活動と組み合わせで二軸の視点でミッションをこなした。二軸視点でアプローチすることによってより地域課題に関して実践の中で学ぶことができた。
- ② 各取組エリアの地域住民への取材やヒヤリン

グを通して、座学ではできない実践的な活動ができた。そのことで地域課題を自分事として捉え、住民との合意形成やプロジェクト推進における協力関係を構築できる力が養われた。

- ③ Locatone を活用してモニターツアーを開催したが、実践的にツアー業務を担う中で、主催者と参加者の双方をマネジメントした。そのことで外部の視点と内部の視点を組み合わせた共同協業のノウハウを学ぶことができた。
- ④ スケジュールやタスク管理、キャストの手配、音声収録から演出、効果音まで全て学生だけの力で完成させた。これを経験したことで、社会が求めるプロジェクトや事業推進のスキルを習得した。
- ⑤ 全て限られた時間で制作していく中で、効率よく最短で完成させるために、タスクごとに予測して事前準備を行うこと、任されたことを各個人で責任もって実行し、チーム内での進捗管理も含めてお互いの情報の共有化と可視化を図るスキルを身に着けた。
- ⑥ デジタルネイティブで育った Z 世代の学生たちは、完成されたデジタルコンテンツを利用するユーザーでしかなかった。しかし今回の Locatone を制作してみて、デジタルツールやコンテンツの設計・基盤・プログラム等と接することにより、文系学生も情報系に興味関心を持つようになった。大学教育では「分離融合」が求められているが、それを実践で体験できた。

参考文献

- 1) 観光庁 DX 事業公式 web サイト
- 2) Locatone HP
- 3) 観光庁「DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進による 観光・地域経済活性化実証事業」および「持続可能性の高い観光地経営の実現に向けた観光 DX 推進緊急対策に係る実証事業」
- 4) 観光庁「観光 DX 推進プロジェクト」公式 web サイト
- 5) 観光庁 観光資源課新コンテンツ開発推進室 「観光庁 DX 事業」公式 note
- 6) 観光庁「観光 DX (kanko-dx.jp)」情報サイト
- 7) 観光庁「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進にむけた実証事業」ポータルサイト
- 8) トラベルボイス・観光産業ニュース web「観光音声メタバースコンソーシアム」
- 9) 観光庁「観光立国推進基本法」概要

一連のツアーで感じた Locatone の有効性について整理しよう。このツールで生み出される成果は下記があげられる。

- ① 観光地でもないエリアに誘客することができることから、観光地でないが魅力的なストーリーがあるエリアを新たな観光スポットに転換できる。
- ② ルートの設定で観光客の集中を分散させることができる。集中しているエリアから分散させたいエリア間にストーリーにマッチしたスポットを設定することで、ユーザーをストレスなく分散化することができる。
- ③ 参加者がコンプリートを目指すユニークなストーリーを組み立てることで、途中離脱させることなく終着点まで誘導できる。
- ④ 地域課題(藤枝の場合はお茶産業の衰退)の解決と組み合わせることで、普段足を運ばない店舗や施設に誘導が可能。併せて参加者の共感を得ることに連動できる。
- ⑤ 有料のサービスにはなるが、参加者の行動履歴を分析することが可能。滞在時間、ルート追跡などから設計したルートやスポット位置、スクリプト等の改善を図ることができる。

このプロジェクトを通して学んだことをさらに授業の中でも学生たちに機会を提供し、授業では学ぶことができない実践的な学びの場を創出していきたい。

大正大学公共政策学科3年生の自治体での インターンシップ型実習について

～2023年度の取り組みから～

本田 裕子

大正大学 社会共生学部公共政策学科 教授

(要旨) 大正大学公共政策学科では、秋学期(第3Q)に実習科目「フィールドワーク」を通じて、公共政策の現場を体験する学びを提供している。3年生の実習では、最低10日間の実務体験を主としたインターンシップ型の実習を行うことになる。実習先は自治体や本人の所属するゼミナールの関心領域に関連したNPO・団体・企業等を想定しており、2023年度の履修者87人の実習先を整理すると、自治体の役所21人、議会事務局1人、NPO・団体・企業63人、学内実習2人となった。公共政策学科では卒業後の進路として公務員を想定していることから、本報告では2023年度に自治体で実習を行った学生の取り組みを8事例紹介する。自治体によって特定の部署であったり、複数の部署であったりと実習のパターンは異なるが、学生たちは自治体での実習を経て、公務員になりたいという思いを一層強くしたことが確認できた。

キーワード: 実習、インターンシップ、自治体、公務員、大正大学公共政策学科

1. はじめに

大正大学社会共生学部公共政策学科は2020年4月に設置された学科であり、2023年度末で完成年度を迎えた¹。いわゆる「公共政策学」の中心領域である政治学、行政学、法律学に加え、観光振興、多文化共生、労働・福祉、環境共生といった実践的な分野の多様な学びができるということを学科の特徴としている。

学科の学びのアピールポイントとしては、1年生、2年生、3年生を対象に秋学期(第3Q)に実習科目(6単位)を開講していることが挙げられる。1年生では首都圏内の自治体、2年生では首

都圏以外の自治体を事例対象にして、グループに分かれての学びを展開している²。そして3年生では将来のキャリア志向や学びの関心領域をふまえて、学生1人1人がインターン型の実習に取り組むという設計である。このように、講義科目での「座学」の学びに加え、公共政策にかかわる「現場での体験」を重視していることが学科の学びの特徴となる。

本報告は、2023年度の3年生対象の実習科目の取り組み概要の報告を通じて、実習の意義や課題について検討する。なお、筆者はすでに『地域構想』5号において、2022年度の実習概要を紹介している¹⁾。公共政策学科では公務員志望者の学生

¹ 2024年4月からは改組により、地域創生学部公共政策学科となる。カリキュラム運営上は大きな変更はなく、本報告で取り上げる実習科目も引き続き実施していくことになる(ただし科目名は「フィールドワークⅠ～Ⅲ」から「公共政策実習Ⅰ～Ⅲ」に変更となる)。

² 1年生や2年生の実習では、グループに分かれ、教員が引率する形式となる。そして、いわゆる「調査型」、何らかの課題意識をもち、対象地域での調査(インタビュー調査、参与観察、必要に応じてアンケート調査)を通じた課題発見や実習前に想定した仮説の検証を行うことを目的とした実習となる。

が一定数いることから、本報告では、自治体での実習がどのようなものであるのか、自治体で実習をした学生の紹介を取り上げ、その現状と今後の課題を整理することを目的とする。

2. 2023年度の実習について

(1) 概要

実習では、職場体験・就労体験を通じて、実習先に関連するテーマについての現状把握や課題解決に向けた視点を学ぶ、すなわち、インターンシップ型学習を企図している。実習のテーマを『公共政策』に関する諸課題の様相を実態に応じて把握する」と設定し、具体的には、自治体の諸施策、公共サービス、まちづくり、観光振興にかかわる諸課題の様相を実態に応じて把握することを念頭においている。そして、実習を通じて自身の公共政策分野での学びを深化させることをねらいとしている。

3年生の実習では教員は引率せず、原則1人1人が職場体験・就労体験を通じて、実習先の地域や実習先のテーマの理解を深め、課題発見や仮説検証を行うことになる。

3年生の実習は、事前学習・実習・事後学習の大きく3つに分かれ、前述の通り、実習はインターンシップ型となる。実習は最低80時間（1日8時間×10日間）を設定した。実習にあたっては、交通費・宿泊費の補助として実費の上限7万円までは大学から補助が出た。

学生には、2023年4月10日、6月12日、7月24日にゼミナールの時間を使って全体ガイダンスを実施し、実習の概要、スケジュール、費用等について説明をした。学生たちには、8月上旬までに実習先を確定させる必要があることを伝えた。検討にあたっては、3年生は全員ゼミナールに所属しているので、担当教員と相談の上で決めていくこととした。なお、秋学期に3年生に進級する学生については、2023年度の実習に参加するか否かの確認を7月から8月にかけて行い、参加を希望する場合には実習先の相談を所属予定のゼミナール教員と相談の上決めることにした。

実習先は原則学生本人の希望する先となるが、

実習先から受け入れができないという回答も当然あり得る。また、交渉での先方の混乱を避けるため、自治体での実習を希望する場合は、学生が交渉をせずに、原則学科事務が先方との交渉にあたった。また、最後まで実習先が決まらない学生が複数人出てくることを想定して、学内での実習先の確保、および集団研修先の検討・確保も4月から8月まで行った。

(2) 学生の実習先について

2023年度の実習の履修者87人の実習先は、自治体の役所21人（首都圏の自治体13人、非首都圏の自治体8人）、議会事務局1人（茨城県取手市議会事務局1人）、NPOを含めた団体・企業63人、学内実習2人とした。学内実習としては大学図書館の協力を得て、「学びのコミュニティ」を含めた図書館業務の補助、「図書館総合展」への出展作業、「にぎやかな図書館祭（フェス）」（豊島区立図書館と共催）の補助等に携わった。

(3) 第3Qの展開について

2023年度の秋学期（第3Q）は9月25日～11月10日までとなる。前述の通り、この期間は、事前学修・実習・事後学修の3つに大きく分かれる。事前学修は9月26日から9月29日まで、実習は10月のうち最低10日間とし、事後学修は11月1日から11月10日までとし、11月9日は学内で実習報告会を行った。なお、実習は前述のように最低80時間（1日8時間×10日間）としているので、例えば実習先によっては1日の実習時間が短い場合もある。その際には合計で80時間になるように実習日を増やすといった対応をお願いした。

まず9月25日には、公共政策学科1年生～3年生が参加の大学および学科が主催する「出発式」を午前中に開催した。午後はWAmazing(株)で代表取締役をしている加藤史子氏の講演会を開催した。9月26日～29日は学科教員の専門領域に基づいたオムニバスによる講義の期間とし、公務員やビジネスマナーに関する講義も含めて行った。例えば27日午後には、大正大学地域構想研究所の片山善博所長による特別講義も行った（図-1）。外部からのゲスト講義としては、26日午後はJICAの職

員による国際協力の意義について、青年海外協力隊経験者による体験を中心に説明を受けた（図－2）。そして、28日午前には墨田区、江東区、葛飾区、足立区の人事担当者による、それぞれの区の説明を含め、自治体職員についての説明も受けた（図－3）。

事前学修の課題としては、所属するゼミナール担当教員が課す課題本1冊と学科として課す課題本1冊を読み、それぞれにレポートをまとめるという課題を課した。学科としての課題本は『失敗の本質—日本軍の組織論的研究』（戸部良一ほか著、中公文庫）を選定した。

最低10日間の実習は10月の中で実習先との調整でそれぞれが決まる。実習期間中は、学生は毎日日報を作成し、当日夜23時59分までにゼミ担当教員にメールやMicrosoft Teams等で提出し、フィードバックを含めたやり取りを行った。実習が終わり次第、報告書について、ゼミ担当教員の指導の下取り組むこととした。

事後学修は、報告書の作成・提出とともに、報告書の内容をふまえた報告会に向けた発表準備を行った。報告会は2つのゼミナールごとに4教室に分かれて、1人あたり発表7分、質疑3分でPowerPointを用いての実習報告を行った（図－4）。



図－2 JICA 職員による講義の様子
(2023年9月26日坂田あんず氏撮影)



図－3 自治体職員による説明会の様子
(2023年9月28日坂田あんず氏撮影)



図－1 特別講義（質疑）の様子
(2023年9月27日坂田あんず氏撮影)



図－4 事後学習：報告会での発表の様子
(2023年11月9日筆者撮影)

（4）成績評価について

成績評価について、事前学修での課題や実習期間中の日報、事後学修である報告書の採点をゼミ担当教員が行い、報告会の採点についてはゼミ担当教員と報告会の同教室の教員の合議により評価

を行った。また、実習先からも学生の主体性や報告・連絡・相談がきちんとできていたか等についてコメントをもらう形でフィードバックを得て、成績評価に反映させた。

3. 実際の実習について～8自治体の実習に参加した学生の事例から

ここでは、自治体での実習がどのようなものであり、実習を通じて今後の学びやキャリア選択に向けてどのような気づきがあったのか、紹介する。筆者の担当するゼミを含め、環境分野のゼミナールに所属する学生たちの8自治体での実習内容を取り上げる。文章はそれぞれ学生たちに寄稿してもらった。なお、自治体での実習を行うには、公務員を志望していることを前提条件とした。

(1) 学生A:東京都豊島区役所(環境清掃部)

ゼミを通して環境教育の分野に関心があることに加え、公務員志望であったため、それに関連する実習をしたい希望があり、ゼミ担当教員との相談を通じて、東京都豊島区役所の環境清掃部での実習を希望先として選定した。実習先との交渉はゼミの担当教員が直接行い、実習受け入れの承諾を得た。

実習日程は2023年10月16日～30日のうち11日間、受け入れ部署は環境清掃部に属する環境政策課、環境保全課、ごみ減量推進課、清掃事務所と多岐に渡り、環境政策課では5日間、それ以外の課では2日間ずつお世話になった。

実習内容は、まず環境政策課では環境教育と関わりのある業務を行っていることから主に、環境講座イベントのチラシのデザイン作成や「エコのわ」と呼ばれている環境情報誌の紙面作成を行った。その他にも、実際の環境教育イベントの参加や見学を行った。次に、環境保全課では工事現場内の騒音の調査や街中のごみ拾い活動を主に行った。次に、ごみ減量推進課では街中のごみ排出状況の調査とその調査を基に報告書と広報案作成を行った。最後に清掃事務所では、ごみ回収車に乗って街中のごみ収集作業を体験した。

実習を通じて、私は環境清掃部に関わる全ての

部署で業務を行ったことで環境全般の内容を学ぶことができた。その中でも、環境政策課は私が学んでいる環境教育の講義を業務といった形で学ぶことができたので、環境教育の一つの事例としてとても参考になり、貴重な体験だった。

(2) 学生B:東京都江東区役所(環境保全課)

環境問題など環境のことに関心があり、環境に関して実習で学んでいきたいということと、併せて自治体職員を志望していたため江東区役所を実習先として希望した。実習先との交渉は学科事務所にお願いし、実習受け入れの承諾を得た。

実習日程は2023年10月2日～17日の10日間であった。実習は、主に環境保全課調査係でお世話になり、河川水質調査や水鳥調査の同行、調査係ミーティングへの参加、江東区清掃事務所への訪問等を行った。環境保全課指導係では道路交通騒音振動調査に同行した。環境保全課美化係では、職員の方とともに江東区民祭りに参加し、イベントの作業を行った。最終日には10分程度の報告書をWordで作成し、環境保全課長及び各係長に向けて実習の報告を行った。

実習では係をまたいでの複数の調査に参加させていただき、区民の生活環境を保っていくためには、環境調査が重要であることを学ぶことができた。今後の卒業研究及び就職活動に向けて、身近な環境問題や公務員の仕事について考えるよい経験となり、実習を通して、さらに公務員になりたと思った。

(3) 学生C:千葉県野田市役所(自然経済推進部)

人と自然が共生するまちづくりに関心を持ち、併せて公務員を志望していることもあり、ゼミナール活動にて参加していた水田型市民農園を実施する千葉県野田市を紹介いただいた。実習日程は、2023年10月12日～10月29日のうち土日を含めた10日間で、商工労政課、農政課、スポーツ推進課で2日間、みどりと水のまちづくり課で4日間の実習であった。

実習では、自然経済推進部に属する各課における事業説明を受けた後、事務補助作業、主催イベントの補助、関連施設見学を行った。農政課、み

どりと水のまちづくり課が推進する環境保全型農業事業の一つである黒酢米生産では、その生産拡大における課題が見えてきた。野田市は国の特別天然記念物であるコウノトリをまちの豊かな自然環境のシンボルとした地域づくりを推進している。中でもコウノトリが採餌場所とする水田を無農薬化できる黒酢米は野田市が農家と共に行ってきた農法である。その黒酢米の生産拡大による自然環境づくりを推進するため、野田市は黒酢米生産に農家の負担がかからないよう経済的支援を行っていたが、農家の中には「自分の生産方法・商品にこだわりがある」などの理由から黒酢米生産を拒む人もいたようだった。実習を経て、こうした自然環境をめぐる人と人の関わり方とその合意形成の課題を学んだ。卒業研究では希少種と人間の関係を消費行動の視点から研究をしたいと考えている。卒業後は、環境省職員や自治体の都市環境分野の業務に携わることを志望している。

(4) 学生D:千葉県旭市役所

実習先は千葉県旭市の市役所であり、10月2日から16日の平日10日間、合計13の課でお世話になった(1日目:総務課、2日目:健康づくり課、3日目:議会事務局、農業委員会事務局、企画政策課、4日目:建設課、5日目:農水産課、6日目:行政改革推進課、秘書広報課、7日目:環境課、8日目:生涯学習課、9日目:市民生活課、10日目:体育振興課、総務課)。1日は午前9時から開始し、17時頃までの間で実習が終了するスケジュールとなる。

初日は総務課にて、市の紹介や市役所内の案内を受けた。基本の実習内容は各課での業務説明や管理している施設の見学とその説明を受けた。市役所内では、業務説明や窓口対応の見学をさせていただきながら、業務について質問を伺った。また、封入作業や市民の情報が載っている通知内容の確認を行った。市役所の外では、施設の管理についてどのような事務を行っているのかについて、お話を聞いた。また、保育所で開く交通安全教室の手伝いや広報誌に載せるインタビュー記事の作成に携わる等の貴重な経験を得ることができた。

旭市役所では、業務の内容について丁寧に教え

ていただいた。また、毎日異なる課での実習のため、内容も同じ日がなかった。それに伴い様々な職員の方から市や業務についてお話を伺ったため、それぞれの課の特徴等を比較もすることができた。そのため、実習としては、市の特色に沿った業務や施策が実施されているのかを調査することができた。また、個人の学びとしては、公務員を目指している私にとって、職員としてどのような力が重要になるのか勉強となった機会となった。

(5) 学生E:千葉県成田市役所

防災対策に関心があり、また、消防吏員を志望していることもあり、それに関連する実習をしたいという希望があったため、ゼミ担当教員との相談を通じて、成田市消防本部・消防署、成田市役所危機管理課での実習を希望先として選定した。実習先との交渉は学科事務にお願いして、実習受け入れの承諾を得た。

実習日程は、成田市消防本部・消防署で5日間(10月10日～10月13日、10月16日)、成田市役所危機管理課で5日間(10月17日～10月21日)の10日間であった。消防本部・消防署での実習は、施設や車両の見学、放水訓練、救助訓練、救急訓練などの訓練、特殊災害対応や指揮指令についての講義などを行い、危機管理課での実習は、成田市の防災、防災システム、自助・共助、帰宅困難者対策などについての講義や市内の避難所や井戸、備蓄倉庫や防災無線など市内施設の見学、成田国際空港で行った、航空機災害訓練の見学、自主防災組織リーダー研修会の運営手伝いなどを行った。

実習では、業務補助や見学だけでなく、訓練など実際の業務に近い実践的な学びをすることができたとともに、防災、減災のための防災意識の向上や自助・共助、防災対策への学びを深め、新たな知見を得ることができた。今後の卒業研究に向けては、防災に関する先行研究から学びを深めるとともに、インタビュースキルも磨き、さまざまな人たちの防災意識についてインタビュー調査を行っていきたいという展望を見出すことができた。

(6) 学生F:茨城県利根町役場

私は、生活環境と地域住民との関わりに興味関心があり、実家がある茨城県内の自治体職員を志望している。そこで、ゼミ担当教員との相談を経て、茨城県利根町の町役場を実習の希望先として選択した。実習先との交渉は学科事務にお願いし、実習受け入れの承諾を得た。実習期間は2023年10月4日～18日のうち10日間であった。

実習では、生涯学習課にて、利根町町民運動会の事前準備に取り組んだ。生活環境課では、霊園やドッグランの管理、空き家・空き地の現場確認と写真撮影、ゴミ集積所確認・塵芥処理組合搬入作業など、課内の主な業務に取り組んだ。また、太陽光発電設置に関する住民との打ち合わせの見学や利根浄化センターの出前講座などにも参加させていただいた。

実習を通して、自治体職員と地域住民の関わりはとても密着したものであり、実際の公務員の働き方に対するイメージをつかむことができた。町民運動会や太陽光発電設置に関する住民との話し合いの様子などから、職員と住民の時間を掛けて作られた信頼関係や合意形成の過程を学んだ。現場での柔軟な対応や合意形成に至るまでの丁寧なコミュニケーションは今後の学びに大いに役立つだろう。そして、公務員を目指す決意をさらに固めることができた。

(7) 学生G: 栃木県日光市役所

地方自治体での就職を希望しており、また祖母が日光市に住んでいるため子供の頃から日光市に訪れる機会が多くあり、日光市について興味を持ったため日光市役所での実習を希望した。実習期間は10月3日～17日の土日祝日を除いた10日間で、受け入れ部署は地域振興課、環境森林課、観光課、文化財課、農政課の計5つの部署である。

実習では、それぞれの課の業務について学び、関連施設や地域の見学を通して、日光市の行政の現状について現場での話を交えながら知ることができた。具体的には、観光課では実際に鬼怒川の観光地の視察を行い、環境森林課では、日光市の行っているゼロカーボンに向けた取り組みを学び、

実際にゼロカーボンパークとして登録されている日光国立公園の視察等を行った。

実習を通じて、日光市の地域ごとの特色や違いを学ぶことができた。また、様々な課で実習を行えたことで、公務員の特徴である異種分野の課の異動というものを短い期間ながら経験することができた。この経験は、地方自治体での就職を希望しているので、公務員として働くビジョンを明確にし、公務員を目指すモチベーションにも繋がった。

(8) 学生H・学生I: 秋田県鹿角市役所

鹿角市は大正大学と連携自治体³の関係にあり、「域学連携」の推進を目的とした「鹿角キャンパス構想」の取り組みをしている鹿角市について、学科教員から紹介していただき、鹿角市役所総務部政策企画課総合戦略室で実習を行った。なお、鹿角市での実習は私たちを含めて合計3名の学生が参加した。実習日程は2023年10月10日～20日の休日を除いて10日間であった。実習では「交流型サード・プレイスによる賑わい創出の可能性を探る」というテーマを実習先に指定していただき、若者が楽しめる活気ある街づくりに取り組むべく、交流型サード・プレイスに着目し調査を行った。鹿角市内のサード・プレイスを実際に訪れ、運営等に取り組む関係者にインタビューを行うことで共通点や特徴を整理した。また、地元高校生との実地調査により鹿角市の若者目線でのサード・プレイスについて意見交換を行い、鹿角市に合った形を探究した。最終日には15分程度のPowerPointのスライドを作成し、他市事例も含めて実習報告を行った。

実習を通じて交流の重要性を学んだ。実習テーマが交流に重きを置いていたこともあり、地域の方々と触れ合う機会が多かったため、身をもって人と関わり合うことの良さを知ることができた。また、企画立案をしていく上で現場を知るために対話でのコミュニケーションが必要であると実感した。インタビュー・他市事例の調査から、政策立案や政策提言に向けた論理的な思考の組み立て

³ 大正大学地域構想研究所「連携自治体」

<https://chikouken.org/renkei/#jichi2> (2024年1月2日閲覧)

方を学んだ。今回体験することができた政策提言までの流れを卒業研究などの学びに活かしていきたい。

4. 実習を通じて得られた効果と課題

履修者87人のうち、インフルエンザに罹患し、実習を中断した1人を除く、86人が大きな事故・ケガもなく、実習を無事に終えることができた。

自治体での実習がどのようなものであるのか、学生の報告から、自治体内で複数の部署を横断的に実習する学生もいれば、一つの部署で実習する学生もいたことが明らかになった。このように実習の形式がさまざまであるのは、受け入れる自治体に判断してもらうこととなる。そもそも予算編成に関わる時期である10月に時間を割いていただくことには多大な協力があってこそとなる。

ここでは、実習を通じて学生たちが得られた効果および、2024年度以降も実習を展開する上で担当教員および大学が検討しなければならない課題について挙げておきたい。

(1) 実習の効果を検討する

本報告では8つの事例から共通していたのは、学生たちは自治体での業務の一端にふれることができ、その経験を通じて、公務員志望の思いを強くしたことが挙げられる。学部3年生の秋は公務員受験対策の勉強をしている最中であり、その中で今回の実習を通じて自治体の業務の一端に関わったことは、学生たちの受験勉強へのモチベーションを高めることにつながったことが窺える。

そもそも今回の実習がインターンシップ型であり、職場体験・就労体験を企図していることから、将来のキャリア形成を考える上で有益な体験ができたことが大きいといえる。

併せて、ビジネスマナーを含めた社会人としての基本的なマナーを習得できたことにある。事前学修期間には、本学科の教員が行う社会人としてのマナーに関する講義を実施し、また7月の全体ガイダンスでも夏休み期間中に学生が読むビジネスマナー本の紹介も行っている。そして、本実習がインターンシップ型であることにも関係するが、

個々人で実習先が異なるため、交通費・宿泊費の精算を含めて、書類作成、領収書の管理を自ら行う必要があり、大学生の段階でこれらの事務処理を行う機会となった。

また、学生たちが実習先で関係するテーマの学びを主体的に学習することができ、卒業研究を含め、今後の学びへの意欲を高めることができたことにある。

そして、自治体からの評価もおおむね高評価であった。今回取り上げた8自治体で実習した学生の実習先の評価は15点満点でいえば、平均で13.8点であった。ちなみに86人全体の平均点は13.2点となる。実習先の評価として、記述欄には、例えば以下のようなコメントが得られた。

●勤務態度良好です。地方自治体公務員適正あります。話をよく聞き、必要に応じてメモをとるなど業務等を必死に覚えようとしている姿勢が伺えます。おとなしい性格なのだと思いますが、受け答えははっきりとできています。実習にもかかわらず、実務を実践していただき即戦力となりました。

●実習した各課から積極的に参加されていたとうかがっており、職員とのコミュニケーションも円滑に行っていました。

●積極的に業務に取り組んでおり、実習先の職員も大変助かったとのことでした。まじめで、業務態度も非常に良好とのことでした。

●10日間で多くの市民、職員、関係者と対応していただきました。誰と対応しても、笑顔で、積極的に話しかけていたことが好印象でした。(省略) 積極的に好奇心旺盛な姿勢は、自分自身が成長する上で必要なことですので、これからもその姿勢を忘れずに、広い視野を身につけて物事に取り組んでほしいと思います。

●これまで経験したことの無いことに対して、積極的に取り組む姿勢が見られた。今回さまざまな経験をしたと思われるが、興味のあることについて、今後も勉強を深めていって欲しい。

2022年度は実習先からの評価で「報告・連絡・相談」に課題があることが指摘されている学生が

少なからずいた。2023年度は実習前に「報告・連絡・相談」の重要性を認識させることを意識して指導したので、実習先の評価もおおむね肯定的な評価が得られていたように思われる。2024年度以降も引き続き工夫して指導していきたい。

(2) 2024年度以降実習を計画する上での課題

2022年度からの引き続きの課題であるが、実習先の選定・確保がまず挙げられる。2023年度も履修者が87人いるので、1人1人がどのような実習先を希望するのか、その決定に時間がかかることがあった。4月の全体ガイダンスを受けて、ゼミ担当教員との相談を経てスムーズに希望先が明確になる学生は多いが、中には希望する実習先が明確にならず、そのため実習先との交渉時間も十分確保できなかった学生もいる。

特に自治体での実習については自治体が人事に関する部署を含めて複数の部署で検討するため、想定以上に時間がかかることは2022年度の実習の経験上わかっていた。そのため2023年度は、学生には希望する実習先を決める際には、第1希望だけでなく、複数の希望先を検討する必要があり、学生にも交渉に時間がかかること、断られることは当然あることを事前に十分に伝えていたので、学生から不満が表面化することはなかった。

また、自治体では夏休み期間中に独自でインターンシップを実施していることが多く、本学科の学生のために個別に10月に実習を受け入れることが難しいとして協力を断られる理由となったケースも2022年度に引き続き数件あった。本学科は公共政策に関する学びを特徴とし、卒業後の希望進路に公務員を挙げる学生が多い。2023年度の公共政策学科4年生の進路として、卒業予定者111人中、2024年2月時点で自治体職員として進路が内定している学生は7人いる。これまで実習を受け入れた自治体も含めて、引き続き実習先の確保が必要といえる。

なお、2022年度の実習で検討課題であった予算については引き続きの検討課題となる。1人あたり交通費と宿泊費について実費のうち上限7万円まで大学からの補助が出る。実習先が自宅から通える距離にある学生については問題ないが、実習先

によっては7万円を超えてしまう。実習にかかる費用では宿泊費が費用の割合の多くを占め、特に近年の宿泊費用の高騰もあるので、安価な宿泊施設があるかどうかは実習先を決める上での重要な検討事項となる。

ちなみに、2023年度、自治体で実習した学生のうち、交通費・宿泊費で自己負担が多くかかった例としては千葉県旭市で実習を行った学生の例で、自己負担額はおよそ2万5千円となった。なおこの学生については本人の希望する実習先であり、近隣に安価な宿泊施設もなく、一般的な宿泊施設を利用するため自己負担が多くなることは学生本人も事前に了承していたが、自己負担が高額となったことは課題である。

最後に、実習中の安全対策についても引き続き最大の関心を払う必要がある。実習では幸いにも事故やケガは発生しなかったが、実習先によっては、デスクワークだけではなく、イベントの設営補助といった作業が含まれる場合もある。学生は公益財団法人日本国際教育支援協会「学生教育研究賠償責任保険」・「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、実習中の本人の傷病、学生に責任のある物損などは保険の対象となる。2024年度以降も引き続き実習先には安全対策を改めてお願いするとともに、学生本人にも作業の際には十分気をつけるように実習前に指導する必要はある。

また、安全対策に関連することとしては、災害への対策もあるだろう。実習を行う10月は台風上陸の可能性もあり、自然災害が発生しやすい時期である。また日本は地震国であるので地震災害についても十分想定しておく必要がある。実習前の全体ガイダンスの場面では、実習先がある地域の病院や警察・消防、避難所等の場所や連絡先を確認するように指導していた。2023年度の実習では期間中に台風を含めて大きな自然災害の発生はなかったが、引き続き留意しておく必要がある。

なお、今回はインフルエンザり患のため学生1人が実習中断となった。学科としては代替の実習先を急ぎょ検討し、学生本人にも相談したが、本人が2024年度の再履修を希望したため、2023年度の実習は中断となり、単位認定はできなかった。2024年度以降もこのような感染症等の病気による

実習中断、代替の実習先の検討・確保が必要になってくるので、これについては実習が開始されるまでに準備しておく必要もあるだろう。

以上、2023年度の自治体での実習を展開した上での課題を挙げた。本報告で取り上げた3年生の実習は、90人近くの学生が履修し、個々人の学びの領域や関心、卒業後の希望進路にできるだけ沿うように、学生のニーズも把握しながら実習先を決めていくことになる。2024年度以降もまた新たな視点での効果や課題が顕在化されることが予想される。本報告で挙げた効果や課題もふまえて、柔軟に対応していくことが求められる。

5. 付記

学生たちの実習を引き受けていただいた、すべての実習先の関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。また、実習実施にあたってご尽力いただいた大正大学の関係する各部署の皆様にも感謝申し

上げます。

本報告の執筆にあたり、自治体での実習について情報提供に協力してくれた9人の学生（五十音順：石井夢乃氏、尾形恵利佳氏、川田俊介氏、北澤陸氏、木村晴花氏、倉持陽菜氏、座波しほり氏、田村万里子氏、松谷慧汰氏）に厚く謝意を表します。そして、公共政策学科「フィールドワークⅢ」担当教員である先生方（鶴川晃先生、江藤俊昭先生、柏木千春先生、高瀬顕功先生、高橋正弘先生、塚崎裕子先生、村橋克則先生）および首藤正治先生には、3年生の実習を展開していく上で大変お世話になりました。まことにありがとうございました。

最後に、実習にあたって事務作業および学生対応の諸々にご尽力いただいた、学科事務の助手森恵美子氏、助手坂田あんず氏（2023年度）、副手三角由里氏（2023年度）にもこの場を借りて感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 本田裕子：2022年度の大正大学公共政策学科3年生のインターンシップ型実習の取り組みについて，地域構想，Vol. 5, pp. 108-117, 2023.

藤沢市辻堂地区における避難行動要支援者の 個別避難計画推進について

加藤 照之

大正大学 地域構想研究所 客員教授

(要旨) 昨年の報告では災害時における避難行動要支援者の個別避難計画について、これまでの国の政策の経緯や先行する実践の事例、考えうる課題等について報告した。筆者は自身の住まいである藤沢市の辻堂地区で個別避難計画の策定を実践してきたので、その活動の推移と見えてきた課題等について報告する。辻堂地区では地区防災協議会が主体となって個別避難計画の策定に取り組んでいる。取組は2022年夏頃より開始し、準備段階として、関係者の研修や市側との協議をふまえつつ、ワークショップなども交えて住民の意識を高める活動を行った。また、地区内の積極的に活動して下さる町内会をモデル町内会として先行して個別避難計画の作成を行った。こうした経験から学んだことをふまえ、地区内そして市内の町内会・自治会へと活動を展開していこうとしているところである。

キーワード: 避難行動要支援者、個別避難計画、藤沢市辻堂地区

1. はじめに

昨年、筆者は最近の自然災害において災害弱者の被害が大ききことからいわゆる避難行動要支援者の個別避難計画の推進が図られていることを紹介した¹⁾。近年の顕著な自然災害に伴い、災害弱者が健常者に比べて数多く犠牲になることが課題として取り上げられていること、そのための対策として災害対策基本法が改訂され、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が市区町村の義務とされたことなどを紹介し、この計画に対して行われている取組や課題について概説した。

課題としては、①防災と福祉の行政が縦割りでなかなか協調できない、②法律では“市町村の努力義務”となっているが、実際には自治体がやるには人手が足りない、③地域住民はあくまでもボランティアという意識が強く、困難な問題に立ち向かうことに対して忌避感が強い場合がある、④市民の取組として行うことが重要だが先頭に立って行える人材がいなくなかなか進まない、⑤要

支援者の状況は一人ずつ異なっており、また、協力する側も多く関係者がいるため計画の策定が難しい、⑥要支援者の側が、周囲からの支援を受けることに消極的、ないし、否定的であることがあり、理解を得ることが困難なことがある、など、いくつものハードルがあって、計画の推進が難しいことを指摘した。

筆者は、2021年4月に本学に赴任してきたが、それまで理学の立場から地震の研究などを行ってきたことから、本学においてはより防災の先端的な取組を行いたいとの希望もあってネットや防災関係者との意見交換から、この避難行動要支援者の問題が防災の上からも喫緊の課題であることを認識して取組をはじめたところである。最初はネットや各種文献調査などで昨年の記事を取りまとめたが¹⁾、やはり具体的な取組を行いたいとの思いもあり、筆者が住んでいる神奈川県藤沢市の辻堂地区の防災協議会のアドバイザーとして参画したことをきっかけとして、この取り組みを行いたいとの申し出を行って活動を開始した。本稿ではこ

れまでの1年半の取組の経緯や新たに見えてきた課題などについて触れてみたい。

なお、同時期には豊島区からも本学と同じ課題について相談を持ち掛けられたことから、こちらは同区の危機管理課長をされていた佐藤和郎研究員が対応することになり、こちらにも参加させていただき、同時並行で取組を開始した。辻堂地区の活動は住民組織からの活動であり、まさしく“共助”の取組であるが、豊島区の場合は“公助”の取組でもあり、その違いが大変興味深いものであるが、両方の取組には一長一短があるようで、どちらがよいか、はもう少し経験から学ぶ必要があるように思うので本稿では触れないでおく。

2. 藤沢市・辻堂地区の状況と災害リスク

藤沢市は神奈川県相模湾に面した、江の島を代表とする観光地を有する湘南地方の中核的な都市である(図-1)。東京・横浜などへの通勤者の多い近郊型都市であると共に、内陸部では近郊型の農業や自動車会社を中心とする工業などの地場



図-1: 藤沢市の行政区と地区。辻堂地区は東海道線辻堂駅の南側に位置する。数字は2024年1月1日現在の辻堂地区の人口。右側写真は江の島

表-1 2024年1月1日現在の藤沢市の人口統計

| 2024.1.1現在 | 藤沢市 |
|------------|------------------------|
| 人口 | 443,827人 |
| 世帯数 | 202,197 |
| 面積 | 69.56km ² |
| 人口密度 | 6,380人/km ² |
| 地区数 | 13 |

産業もあり、ある程度バランスした産業構造を持っているといえる。

人口は表-1に示すように44万人を超えており、人口の減少が国家的課題になっている中、藤沢市の人口は戦後一貫して増加傾向にある。辻堂地区は図-1に示すように、藤沢市の南西部にあって、東海道線辻堂駅の南側に位置する。駅前付近は商業地区であるが、その他はほぼ住宅街となっており、人口は4.4万人強(2024年1月1日現在)である。

このように、住民としてはとても住みやすい環境にあると言えるが、一方、自然災害リスクの面からみると、藤沢市は1923年関東地震の震源位置の真上に位置しており、関東地震に際しては甚大な被害を被った。神奈川県相模湾沿岸地域は全域がほぼ震度7に相当する揺れとなり²、藤沢市で

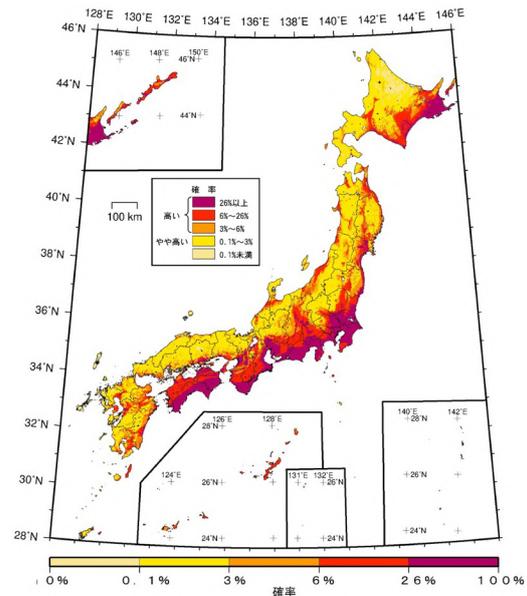


図-2 日本列島の地震動予測図。2020年1月を起点とした30年以内に震度6以上の地震が発生する確率を示す³

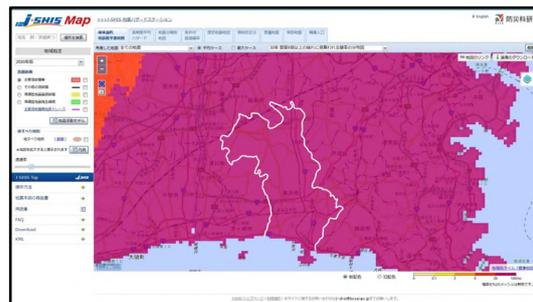


図-3 J-SHIS(地震ハザードステーション)による神奈川県地震動予測地図。色は図-1と同じ

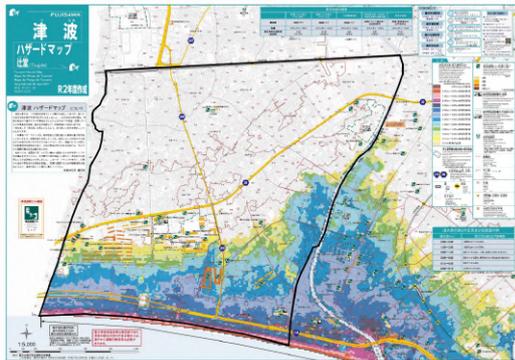


図-4 辻堂地区（黒枠内）の津波ハザードマップ

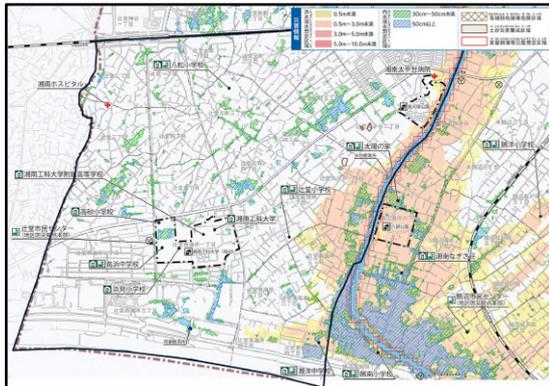


図-5 辻堂地区（黒枠内）の水害ハザードマップ

は多くの地域で建物の5割以上が倒壊したほか、相模湾沿岸地域には津波が襲来したため、これらによって多くの死者が出た。

図-2には日本列島の地震ハザードマップである地震動予測地図、図-3にはその神奈川県地域の拡大図を示すが、藤沢市のみならず南関東全域が地震リスクの大変高い地域であることがわかる。また、図-4は神奈川県が策定した津波のハザードマップであるが、沿岸だけでなく辻堂地区の東端を流れる引地川に津波が遡上することがわかる。シミュレーションによって示される最大水深は11mに達する。

図-5は水害のハザードマップである。辻堂地区では東側に隣接する鶴沼地区との境に引地川があって、この川が氾濫すると最大数mほど浸水する地域があるほか、地区の各所に内水氾濫の危険地域がある。一方、土地が海岸に近く平坦な地形であるため土砂災害の危険地区はほとんどない。

これらの辻堂地区の災害リスクをふまえた上で避難計画を作成していく必要がある。

3. 活動の経過

前述したように、筆者がこの問題に取り組んだのは2022年の夏ころからである。この年の2月に辻堂防災協議会からの依頼で「辻堂を襲う地震と津波に備えよう」と題した講演を行った。この講演で、はじめて避難行動要支援者の個別避難計画について触れることになった。これをきっかけとして同年5月に開催された防災協議会の総会においてアドバイザーとして地区の防災活動に参画することとなった。以下、筆者の活動経過を表-2にまとめておく。

表-2 辻堂地区における避難行動要支援者に関する個別避難計画策定の活動経過

| | |
|----------|--|
| 2022年2月 | 辻堂地区防災講演会で辻堂の災害リスクと共助の重要性を指摘、個別避難計画に関して説明 |
| 2022年5月 | 辻堂地区防災協議会にアドバイザーとして参画 |
| 2022年8月 | “個別避難計画”推進のための自主防災組織内の検討会の立ち上げ |
| 2022年10月 | 住民側組織（検討会）と市側担当者（危機管理課他）の意見交換 |
| 2022年12月 | ビデオ視聴を通じての理解深化と方針についての意見交換 |
| 2022年12月 | 藤沢市危機管理課と意見交換。「個別避難計画」の様式の作成を要請 |
| 2023年3月 | 市側から「個別避難計画」様式&作成説明書（案）の提示と辻堂地区をモデル地区としたいとの提案。検討会として受諾。辻堂地区での活動計画作成に着手 |
| 2023年6月 | 辻堂地区での活動計画（案）の提示とモデル町内会選定。避難行動要支援者への接触と説明を依頼⇒課題・問題点の洗い出し |
| 2023年9月 | 辻堂西地区民児協で講演とワークショップ |
| 2023年11月 | モデル町内会からの経過報告を聴取し、課題等の洗い出しを行う |
| 2024年1月 | 辻堂東地区民児協で講演とワークショップ |
| 2024年2月 | 検討会開催。今年度のまとめと次年度計画に向けて市側と協議 |

個別避難計画は当初から関係者がよく理解しているとは限らないことや、多くの関係者が協働しなくてはならない、という課題があるため、慎重な下準備や根回し等が必要になる。大雑把に言うと、次の3つの段階を経なくてはならないと考え

ている：①準備段階：個別避難計画を推進するための母体となる組織の構築。また、その中での勉強会や研修などを通じての課題の理解。市民組織と行政の間の連絡関係の構築。②始動段階：モデル町内会などの設定と少数人数での試験的な個別避難計画の作成。それらを通じての問題点の把握とよりよい計画作成の進め方の確立。③展開段階：本格的な計画作成への展開。地区内の町会等への協力依頼と活動推進に対するマネジメント。以下、これらの各段階の要点について述べる。

(1) 準備段階

表－2の我々の活動では、2022年8月の防災協議会内の検討会の立ち上げにはじまり、10月の市側との協議、12月のビデオ視聴の勉強会などがそれにあたる。こうした活動によって、個別避難計画の策定が“共助”原則にのっとって行うことや、行政と市民組織の連携の重要性、要支援者に対する接し方の理解、等が涵養されると考えている。ただ、この段階ではその理解が検討会内部に限定されたものであるため、これらのほかに防災講演会や民生委員・児童委員連絡協議会等の福祉関係組織での研修により、より広範な関係者への理解促進が求められる。

一方、市側の準備として、防災担当部局と福祉担当部局の連携も必要であり、行政当局内部でどのようなことが行われているのか、市民側からの希望・要望があるのか、など市民側組織と行政側組織が情報交換しつつ緊密に連携していく必要がある。しかしながら、これをどう組織化し、進めていくのか、については大きな課題がある。“共助”の枠組みの中で個別避難計画を推進するには住民組織の中にリーダーシップをとる人材が必要である。単純に町内会や自主防災組織に投げかけてあとはお任せということでは、うまくいかないだろう。この準備段階においては、各地域において“誰が”推進役となるのかについて、一定の役割付与のステップが必要となる。

(2) 始動段階

仮に、町内会や自主防災組織において、その地域において個別避難計画を進めることを決めたと

して、次に課題となるのは、どのように進めていくのか、について方針を決めておく必要がある。辻堂地区においては、地区の防災協議会の中に検討会が立ち上げられ、市側と協議を進めることから始めたため、藤沢市からモデル地区の位置づけを与えられた。また、市側によって個別避難計画の記入様式（図－6）が、記入マニュアルと共に渡されたので、これをどう使っていくのか、につ



図－6 藤沢市の避難行動要支援者の個別避難計画様式：(左) 表面、(右) 裏面

いて検討会内部で話し合った。

この結果、辻堂地区内で個別避難計画を積極的に推進してもらえそうな2つの自治会をモデル町内会として、試験的に個別避難計画の作成を実施してもらうこととした。

ところで、個別避難計画の作成においては次に述べる4つの条件が重要となる⁴。図－7にこれをまとめておく。

- (1)防災リテラシー
 - ・当事者自身が災害に関する情報を正しく理解する
 - ・3つのポイント「脅威の理解」「備えの自覚」「とっさの行動への自信」
- (2)タイムライン
 - ・あらかじめ時系列的に何をするのか考え、明らかにする
 - ・避難場所の設定や警報レベルに基づき、支援者や行動を起こすタイミング等を設定する
- (3)地域との調整
 - ・当事者、ケアマネージャー、自主防災組織や町内会関係者、市町村の防災・福祉担当者、等当事者の避難計画策定に関わる人が調整会議を設定し、タイムラインに沿って支援のあり方を調整し避難計画を策定する
- (4)避難訓練
 - ・個別避難計画に基づく避難訓練を実施する（避難訓練において避難計画を実行する
 - ・課題を抽出し、避難計画の改善につなげる

図－7 個別避難計画の作成の重要なポイント。NHK福祉ビデオライブラリーのDVD⁴を参考

a) 防災リテラシー

要支援者も支援者も、自分たちにどのような災害リスクがあるのかを知らないことには避難行動もままならない。ハザードマップなどを参考に、近くの川の洪水警戒区域なのか、内水氾濫の可能性はないのか、自分の住まいは津波ハザードマップの警戒区域内なのか、外なのか、等々の情報を得て、理解しておく必要がある。また、それに対する“自助”としての様々な対策（防災リュックなどの用意、食料・水などの買い置き等、また場合によっては家の耐震診断を行って、震度6弱以上程度でも倒壊の恐れはないのか、等）をできる限り実施して“安心感”を高めておく。これらの作業を通じて、要支援者自身に降りかかる脅威の理解、それへの備え、そして、災害が発生した時のとっさの行動ができるかどうか、について自信を得ておくことがまず第一に重要である。

b) タイムライン

タイムラインという言葉は、米国でのハリケーン襲来に際して、事前に対策を順次講じていく計画を前もって作成しておき、大きな被害を防ぐことができたことから出てきた言葉である¹。特に風水害の場合には事前にある程度将来予測が可能であり、台風や低気圧の接近において、注意報、警報などの気象情報がメディアを通じて流されるため、住民もそれに合わせて行動を起こすことが可能である。タイムラインという言葉は前記のように行政対応の時系列について用いられた言葉であるが、住民もそれに対応して、自らのタイムライン（マイ・タイムライン）を作っておくことが災害に際して被害を未然に防ぐことのできる重要な作業と言えよう。

図-8に示しているのは藤沢市におけるマイ・タイムラインの様式事例である。これは風水害の場合に適用できるように警戒レベルごとに何をすべきか、を各自で記入するようになっている。地震や津波の場合は、現象が急なので、災害発生前期間のタイムラインは作成が難しいが、それでも地震が発生してインフラが止まった場合にどうするのか、津波警報が出たらどうするのか、等を事前に決めておき、平常時の避難訓練などで確認し

ておくことはとても重要と考えられる。地震の場合は、発災後からの行動に対してタイムラインが設定される。この場合は、避難所等への避難行動くらいがとりあえずのタイムラインとなる。内閣府のガイドライン⁵には兵庫県のタイムラインの様式事例などもあるので参考にされたい⁴。

避難行動が完了したら避難所等での生活をどうするかという次のステップへと移っていくが、本稿は避難が完了するまでのことを問題としている。まずは、どう命をつなぐのか、というところが重要と思うからである。

このタイムラインについては要支援者と支援者がどの時点で避難を開始するのか、についてそのタイミングを合わせておく必要がある。風水害においては、気象庁から注意報や警報が発出されるが、それらが5段階の警戒レベルとして表現されている。図-8に示されているように、この警戒レベルに従ってタイムラインを作成するのがよいと考えられる。「警戒レベル1」では台風や低気圧が接近していることなどの早期注意情報が気象庁から出されてメディア等を通じて住民に周知される段階である。この段階では、我々はメディア等

図-8 藤沢市のマイ・タイムライン様式記入例

の情報に注意をして、自らの防災に心構えを高める段階である。「警戒レベル2」は大雨・洪水注意報などが気象庁より発表され、注意喚起がなされる段階である。この段階では要支援者も支援者も、自らの避難行動を確認し、いつでも避難ができるように準備を整える必要がある。個別避難計画においては、この段階で支援者が要支援者に連絡を取り、避難のタイミングや避難所までの行動について確認しておく必要がある。このことをタイムラインに両者が記載しておくことが望まれる。

「警戒レベル3」は気象庁から大雨警報や洪水警報などが出される段階であり、この段階で市町村から「高齢者等避難」の避難情報が発出される。注意しておかないといけないのは、警戒レベルと避難情報は同時に発出されるわけではない、ということである。市町村では気象庁からの情報だけでなく独自に雨量や河川の水位のモニターを行っている場合があり、避難所開設の準備等の関係もあり、これらを踏まえて避難情報を発出するということである。また、夜間の避難は危険が増大することから、早めに出すこともあるが、一方、深夜に警戒レベルが上がっても避難情報が出せないという状況も生じることがある。こうしたことから、住民としては過度に避難情報に依存することなく、早めに避難するように心がける必要がある。早めの避難といった場合、必ずしも指定の避難所が開設されていない場合も考えられるので、支援者や福祉関係者は避難所開設の担当者等と、平常時よりよく連携して、避難所の開設を早めにするとか、個別に避難する場合はホテルや宿泊場所など、避難所とは別の避難先を考えておくなどの対策をとることも考えたほうが良いであろう。

c) 地域の調整

以上のことをふまえて、要支援者、行政関係者、町内会、社会福祉協議会関係者、民生委員、等が調整会議を開催し、要支援者の個別避難計画を作成することとなる。図-6は藤沢市によって作成されている個別避難計画の様式である。様式は比較的簡潔で、表面は誰が（要支援者）、どこへ（風水害と地震・津波の場合に分けて記入）、誰と（2名の支援者）を記載し、裏面は配慮すべき避難支

援の留意点、避難場所への経路等の図、を記載するようになっている。裏面の避難支援の留意点の欄がこのくらいで十分か、等については、以下の避難訓練等を実際に行ってみて、よく確かめておく必要があるだろう。

一番難しいと思われるのは「誰と」（支援者）の選定であろう。個別避難計画を作成する対象者は「避難行動要支援者名簿」に記載されている方々であるが、多くは一人では避難が困難な方々であり、独居の方が大半であると考えられる。平常時に近隣住民とのコミュニケーションが取れている場合はそれらの方々をお願いするのがよいと思われるが、近所付き合いのあまりない方々が多いと思われる。平常時に一番身近にいるのは介護などで訪問されているヘルパーの方々であろうと思われるが、災害の際にはこれらの方々も被災されている可能性もある。一番よいのは近隣の方々であろう。平常時からの付き合いがない場合、その選考はなかなか困難かもしれない。そのような場合は無理に氏名を書き入れるのではなく、まずは避難訓練や安否確認訓練などを行って、そこでマッチングをするなどのことを考えてもよいだろう。また、当然のことながら、この様式の作成には要支援者の本人の承諾なく進めてはいけない。本人の理解と賛同があつて初めて有効な計画となるのである。

d) 避難訓練

記入された様式は要支援者本人、支援者のほか、民生委員や介護事業者、町内会関係者や市町村の担当部局で保管されることになる。しかしながら、これで完結ではない。書かれた避難計画が実際の災害時に機能するかどうか、について避難訓練を通じて確認しておく必要がある。地区等で企画される避難訓練に参加することなどを通じて確認し、必要であれば計画を改善していく必要がある。また、本人の状況も年と共に変化する可能性も高いので、毎年最低一度くらいは計画内容の確認を行う必要がある。いわゆるPDCAサイクルを回すという活動が必要である。このために各町内会や自治会では継続的に計画を見直すための恒常的な組織も必要と考えられる。

さて、こうした4段階をふまえて、個別の要支援者に対して避難計画を作成するわけであるが、いきなり地区全体なり、市町村全体の町内会に号令をかけて作業開始というわけにはいかないことは目に見えている。要支援者の側にどうアプローチするか、はかかなりデリケートな問題である。すでに課題として指摘されているように、要支援者は周囲からは孤立している場合が少なくない。こういう方たちにいきなり避難計画を作りたいので面会したい、と言ってもお断りされる可能性があるし、実際そのような事例を既に聞き及んでいる。面会を実現するには、普段から交流のある介護職員や民生委員からの声掛けをしていただくのがより適切であろう。とはいえ、それが誰であるのかわかっていない場合もある。そのような情報を開示してほしいと行政に依頼しても個人情報の壁があって簡単に開示されない場合もあるのではないだろうか。こうした問題に対する一つの最良の解決策というのではないように思われた。そこで、ともかく、やってみようということになり、辻堂地区でも比較的通常時から町内会で要支援者とのコミュニケーションを積極的に実施している2つの町内会をモデル町内会として、個別避難計画の作成をお願いした。依頼したのは2023年6月頃である。対象となる要支援者の数はそれぞれ6件程度と20件程度とかなり差はあるが、ともかくとりかかってもらうこととした。それから半年余りが経過し、どうやらそれぞれ全数に近い方に計画を作成していただけたとのことである。現在その成果を共有し、困難であった点、工夫した点、改良すべき点などについて情報を共有していただき、次年度に予定されている辻堂地区全体への展開をどのようにしていくかの検討を行おうとしているところである。

(3) 展開段階

モデル町内会での成功事例をふまえ、次の段階は辻堂地区全体に活動を展開していくフェーズとなる。既にこのための準備は進めており、そのために、まず民生委員の協力を得るためにワークショップを開催した。このワークショップでは、まず筆者が地元の災害リスクについて解説をし、続

いて図-7で示したタイムラインの様式を配布して、災害を想定しながら各自の思いつくタイムラインを記入してもらった。その際に、担当する要支援者への対応を考えながらタイムラインを作成するようにお願いした。こうした作業を通じて、災害が近づいてきている時に、どのように行動すべきなのか、について少しでも実感してもらい、ということを目指した。

一方、47ある辻堂地区の全町内会・自治会に対しても個別避難計画の作成を依頼しなくてはならない。本来の経緯からするとこれは藤沢市から依頼するというのがよいのかもしれない。しかしながら、そうすると、行政からの依頼ということになり、場合によっては忌避したいという意向が出てくる恐れもある。そこで、災害弱者に寄り添うという観点からは、この個別避難の実施が“共助”すなわち“ご近所による助け合い”という観点から行われるものである、ということ意識づけるために、辻堂地区防災協議会から各町内会・自治会への依頼、という形をとることを提唱している。この方式はまだ決定ではないが、既に協議会では賛同を得ており、今年度中には実施ができると考えている。

ここまでは、あくまでも地区のボランティア活動として実施していくのであるが、このあと、藤沢市の全地区に同様の活動を広げていく必要がある。できることならば他の地区においても、“共助”の観点からの取組を行ってほしいと考えているが、あいにくそこにいたるまでにはハードルが高いと考えられる。また、行政側としても、法令上は努力義務が課せられているわけであるから、何もしないというわけにもいかないだろう。現在、他地区への展開については藤沢市と協議中であるが、可能性としては、他地区への協力依頼は藤沢市からやっていただくこととし、説明会等の開催において私が同席して辻堂地区での活動について紹介する、というような形態を考えている。

4. おわりに

辻堂地区での個別避難計画の作成に関するこれまでの活動を紹介してきた。開始したのが一昨年

夏なのでほぼ1年半の活動であるが、まだ始動段階が終わろうとしているところであり、これからの展開段階でどのような課題が出てくるのか、は未知である。また、本稿では触れなかったが、“公助”が中心となっている豊島区での試みもほぼ同時並行的に進んでおり、両者の比較検討もこれからの課題である。これらの経験を踏まえつつ、“一人も取り残さない防災”のあり方について考えていきたい。

謝辞

本稿を草するにあたっては藤沢市の担当課や辻堂地区防災協議会及び個別避難計画を策定するために構成した個別避難計画検討会のメンバーの方々との意見交換が大変有用であった。これらの方々に謝意を表す。

参考文献

- 1) 加藤照之：災害時における避難行動要支援者の個別避難計画推進にあたっての課題、大正大学地域構想研究所紀要、第5号、1-8、2023.
- 2) 武村雅之：関東大震災 大東京圏の揺れを知る、鹿島出版会、139pp、2003.
- 3) 文科省地震調査研究推進本部、全国地震動予測地図、2020.
- 4) NHK厚生文化事業団：福祉ビデオライブラリー「ひとりも取り残さないために～インクルーシブ防災」(DVD2枚組)、2021.
- 5) 内閣府、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、pp125、2021.

新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行が 自殺と自殺対策に与えた影響

—学際的共同研究集会をもとに—

竹島 正^{1,2}、大塚 尚³、岡 檀⁴、勝又 陽太郎⁵、
小高 真美⁶、高井 美智子⁷、高橋 邦彦⁸、椿 広計⁴

¹大正大学地域構想研究所、²川崎市総合リハビリテーション推進センター、³東京大学相談支援研究開発センター、⁴統計数理研究所、⁵東京都立大学人文社会学部、⁶武蔵野大学人間科学部、⁷埼玉医科大学医学部救急科、⁸東京医科歯科大学 M&D データ科学センター

(要旨) 新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的流行の影響による自殺の増加が懸念されている。COVID-19の世界的流行下、流行後に自殺予防について検討するため、学際的研究者と自治体や地域の自殺予防・自死遺族支援の実践者による共同研究集会を開催した。実践者からは COVID-19流行下における支援の変化やオンラインによる取り組みとその課題、研究者からは COVID-19流行下における自殺の実態や若者・女性の自殺増加の問題、COVID-19流行以前からあった問題と流行によって顕在化した問題などの議論があった。本報告が地域における自殺対策の発展を含む地域づくりに役立てられることを期待する。

キーワード: 新型コロナウイルス(COVID-19)、自殺、自殺予防、地域、共同研究集会

目的

新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的流行の影響による自殺の増加が懸念されている。COVID-19の世界的流行下、流行後に自殺予防について検討するため、学際的研究者と、自治体や地域の自殺予防・自死遺族支援の実践者による共同研究集会を開催した。本報告はその概要と地域づくりに役立つ視点を紹介し、地域における自殺対策発展の資料とすることを目的とする。

方法

統計数理研究所公募型共同利用による共同研究集会を2021年と2022年に開催した。共同研究集会は、(1)学際的な知見の共有、(2)地域の自殺対策への貢献、(3)国及び地域における自殺予防・自死遺族支援への提言に重点を置いた。共同研究集会のプログラムは著者による企画委員会において検討した。共同研究集会名および開催日は下記のとおりである。

2021年度統計数理研究所公募型共同利用採択課題
2021-ISMCRP-5005「新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的流行下における自殺予防・自死遺族支援のための学際的・共同研究集会」(研究代表者 竹島正)
2021年10月29-30日

2022年度統計数理研究所公募型共同利用採択課題
2022-ISMCRP-5006「新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的流行後における自殺予防・自死遺族支援のための学際的・共同研究集会-自殺対策の持続可能な発展に向けて-」(研究代表者 竹島正) 2022年11月4-5日

本稿においては共同研究集会のシンポジウムを中心に、第一著者の責任において各発表者の報告のみの概要を結果にまとめた (所属機関は発表当時とした)。そのうえで、各シンポジウムの指定発言や全体討議のうち、地域づくりに役立つ視点を紹介した。

結果

1. 2021年共同研究集会

(1) シンポジウム I 「自殺予防・自死遺族支援の取組報告」

さまざまな場における実践と COVID-19の流行の影響の紹介があった。

a) 「自死遺族支援の現状と取組み」田中幸子(一般社団法人全国自死遺族連絡会)

自死遺族の自助グループは、会の持ち主が自死遺族本人であること、日程や開催のルールなどは自死遺族本人が決めること、「わかちあい」の時間は基本的に自死遺族本人のみの参加であると考えられる。自助グループは「悲しみは愛しさ」「悲しみと共に生きる」「悲しみもまた私たちのもの」として、悲しみに必要なものを3つのT、すなわち時(Time)、話す(Talk)、涙(Tear)で表している。自助グループにおける相談内容は、相続、税金、債務整理、精神科医療の相談、成年後見人、事故物件としての賠償金、労災申請、生命保険や住宅ローン、入院や就職の保証人、親族トラブルなど多岐にわたる。これらに対応するには総合的な支援が必要である。COVID-19流行下においてオンラインで「分かち合い」が行われるようになった一方、様々な会が休会になってしまっている。

b) 「行政の自殺対策の現状と今後の動向」橋本貢河(川崎市総合リハビリテーション推進センター)

川崎市において、COVID-19流行下における最重要ミッションが新型コロナウイルス感染症患者への治療・療養体制の整備と、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施であった。自殺対策についてはこれまで実施してきた普及啓発活動が継続できなくなり、手法を変えて実施した。2020年度の実績をみると、全体的予防介入は継続されたが、選択的予防介入は中止したものが多かった。個別的予防介入は工夫して継続された。発展したこととしてはオンラインでの情報共有が可能になったことである。2020年4-5月に実施された「川崎市こころの健康に関する意識調査」の結果によると、3年前の調査に比べて、こころの健康が悪化した状態にある人が倍増していた。COVID-19流行下での市民のこころの健康

状態の悪化が懸念される。

c) 「仕事・住まいなどの相談現場から」中村祐太(川崎市生活自立・仕事相談センター「だい JOB センター」)

2013年に生活困窮者自立支援法が公布され、同年から「だい JOB センター」はワンストップでさまざまな相談をまず受け止め、必要な社会資源につなげるという支援を開始した。COVID-19の流行下において、令和2年度は新規相談者が増加し、特に20代から50代の増加が顕著であった。また住居確保給付金事業の相談が年間200件から3,000件以上と激増した。ひきこもり、DV や自殺リスクのある方の相談も増えている。相談者像の変化としては、これまで所得が高かった方、外国籍の方、自営業の方が増加している。COVID-19の流行下で生活環境が一変した利用者が急増している。給付金がきっかけとなって援助希求が増えたともいえる。人生の選択肢を広げるかわりが重要である。

d) 「精神科医療現場から見た現状と今後」三木和平(三木メンタルクリニック)

COVID-19の流行下での人間としての自由の制限、社会的距離は孤立を招きやすい。自律神経失調、コロナうつ、コロナ不安が増えている。孤立による自殺を防ぐためには早めの相談・受診が重要である。コロナストレスへの対応としては、生活習慣を整えることや、可能な範囲で人との関わりや交流を持つのはやはり大切である。2021年1月から6月の日本精神神経科診療所協会による自殺実態調査速報(48名回答)によると、17例中6例にコロナの影響が考えられた。COVID-19による経済状態悪化、不安や恐怖、対人接触の減少などが原因と考えられ、感情障害が多い。今後の課題として、後遺症による影響も懸念される。また、これから日常生活が戻ってくる中での再適応のストレスの問題がある。

e) 「教育現場における現状と今後の取組」堀英太郎(一般社団法人愛知県臨床心理士会)

COVID-19流行の影響のよい面としては、子どもたちが毎日本温をはかるなど、体調管理の意識が向上していることがある。それを踏まえた上で、感染へのおそれによる学校での分断、先を見通せない不安、マスクの影響(表情がわからない、顔や名前を覚えられない)、集団生活の中止と社会性発達への影響、

ワクチン接種後の欠席・不登校の増加、タブレット学習による学力差（子供は大人の予想以上に学力評価を気にしている）などである。子どもの自殺予防においては、試験や課題の提出前は一層の注意が必要である。自殺予防教育は9割の子どもには伝わるが、残りの1割の子どもにはなかなか伝わりにくい。その子たちにどう伝えるかを考えることは重要である。今後は、地域全体を巻き込むことや支援者支援も重要である。自己肯定感や自己有用感の育成には、小学校低学年から「ほめる」よりも「自分でできた」という体験をしていくことが大切であり、それがレジリエンスを高める。

(2) シンポジウムⅡ「自殺の動向とメンタルヘルス」

疫学研究の研究成果等を紹介した。

a) 「世界における COVID-19流行下の自殺動向」上田路子(早稲田大学政治経済学術院)

COVID-19の流行下において、日本では、第1波において自殺死亡は減少したが、第2波において増加したと報告されている。しかし、他の国では、大体は増えていないというのが現状の認識である。例えば、フィンランドは2016年から2020年にかけて自殺者数は男女とも減少傾向、イタリアミラノ周辺では2016-2019年に比べて2020年は減少傾向、カナダは2020年に失業率は上昇したが自殺死亡率は上昇せず、ドイツライプツィヒでは COVID-19の流行下の自殺死亡率は制限の厳しかったときのほうが、制限がなかったときよりも優位に低い。日本の警察統計が早く公表され、それをもとにした研究成果に海外の研究者が関心を示している。

b) 「日本における COVID-19流行下での自殺の超過死亡:経時的变化と要因別検討」安齋達彦、高橋邦彦(東京医科歯科大学 M&D データ科学センター)

COVID-19の流行下の自殺者数の観測実数の増減ではなく、COVID-19感染症がなかったとした場合の予測値を出して、それと実際の差を見ていこうという「超過死亡」を検討した。年と月と失業率、人口で調整したところ、20代、30代で少し男性が増加し、女性はどの年代も少し増加していた。職業別では、男性は被雇用者/自営業者が増加し、女性では様々な職業で増加していた。原因・動機別では、健康問

題が最も多くて増加していたが、男性では経済問題、勤務問題で増加していた。警察統計は事件性の有無の捜査をもとにまとめられたものであり、自殺の背景や詳細情報には限界があることは考慮しなければならない。

c) 「日本における COVID-19パンデミック後の自殺率上昇の地域差及び性差:全国市区町村の産業構造に着目した分析」岡檀(統計数理研究所)

2020年の COVID-19の流行下の前後で全国市町村の自殺死亡率がどのように変化したかを分析した。2010年から2020年の11年間の自殺統計(厚生労働省)を参照し、極端に人口の少ない町村を除いた1,735市区町村について、総務省の国勢調査データから人口、世帯数、就業状況、産業構造等に関するデータを連結した。その結果、製造業に比べ、宿泊業・飲食サービス業では、女性の自殺率上昇度のばらつきが特に大きく、自殺率上昇の男女差が顕著であった。また静岡県を調べたところ、女性の自殺率上昇が特に高かった11の市町村のうちの8市町村は、宿泊業・飲食サービス業就業率の高い市町村であった。

d) 「COVID-19流行下での労働者のメンタルヘルスと援助希求行動」山内貴史(東京慈恵会医科大学医学部)

援助希求行動 (help-seeking behavior) とは、自分の置かれた困難な状況や問題を改善したり解決したりするために、他者からの支援やサポートを得ることを目的とした行動であり、ネガティブな内容の自己開示 (self-disclosure) を要するという側面がある。中小企業勤務の20~64歳の正社員を対象に、職場の協働的風土と両立支援の申出意図との関連について調査を行い、従業員規模別に検討した。その結果、会社の協力的風土、または被援助への肯定的態度の弱いところをベースにすると、協働的風土や被援助への肯定的態度が高くなると申出をしやすくなるという結果であった。職場環境改善プログラムによる職場風土の改善や、社内研修における両立支援の成功事例の情報提供などによる被援助への肯定的態度の強化などによって、両立支援の申出を促進できる可能性が示唆された。

e) 「メンタルヘルス・自殺動向における災害被災とコロナ流行の影響の類似点、相違点:東日本大震災被災地のモニタリング」大類真嗣(仙台市精

神保健福祉総合センター)

東日本大震災被災後と新型コロナウイルス感染拡大下での類似点・相違点を検討した。何らかの被災者を支援する制度が終了する時期に自殺死亡率が上昇する可能性があることを念頭に支援体制の構築が必要である。注意深くモニタリングを継続しつつ、対応することが求められる。

(3) シンポジウムⅢ「若年者への自殺予防の取組—生徒・学生への自殺予防教育—」

趣旨：生徒・学生への自殺予防教育に焦点を当て、その理論的枠組みや具体的な導入方法、そしてこれまでに蓄積されたエビデンスについて紹介した。

a) 「若年者への自殺予防教育の理論的枠組み—生徒・学生への自殺予防教育プログラム—」川野健治(立命館大学総合心理学部)

若年者への自殺予防教育について、企画者視点からフレームワークを提示した。危険因子の対策と保護因子のバランス、対象集団の見立て、今あるリスクと将来のリスクのどちらに焦点化するのか、そして主目標と副次目標の組み合わせを考慮するべきである。実践においても単独で考える必要はなく、例えばアメリカでは、学区全体でできること、スクリーニングでうつなどの傾向が発覚した生徒にグループでできる支援、グループ支援に良い反応が得られなかった生徒に個別で行う支援の3段階構成が主流でmulti-tiered system and support (MTSS) の概念に基づくものとなっている。

b) 「学校における自殺予防教育プログラム(GRIP)の導入例」川本静香(山梨大学教育学部附属教育実践総合センター)

GRIP という学校での自殺予防教育について、埼玉県志木市での実践と、山梨県中北地域の実践例を報告した。GRIP は学級や集団における援助の成立を目指しており、全5時間のフルバージョンの他、3時間のショートバージョンと小学生を対象とした小学生バージョンがある。学校現場は子どもたちの様子や授業時数等の要請に柔軟に応じられるプログラムを求める傾向がある。導入に際しては、GRIP を実施する目的の確認や調整が必要となるほか、授業者となる担任教師との合意形成がポイントとなる。加えて校内の環境づくりも重要であり、これらの事項をい

かに解決するかが課題である。

c) 「COVID-19流行下における大学生の自殺の傾向及び対策について」川島義高(明治大学文学部)

国内の大学教職員対象の自殺対策ガイドラインは、実施方法や内容が大学によって異なり、さらにその有効性の検証はされていない。米国の JED 財団と自殺予防リソースセンターが推奨する自殺予防とメンタルヘルスプロモーションの包括的介入モデルは「リスクの高い学生を特定する」などがあげられているが、この手法が大学生の自殺行動をどの程度予防するかを検証した研究はない。加えて、大学生の自殺予防に関するコクランレビューでは精神疾患罹患者を対象にした研究は除外されており、大学生対象の研究が網羅されていない。このような背景から、近年、大学生に対する自殺予防介入の効果に関するエビデンスを収集するために新たな系統的レビューが行われた。その結果、大学での自殺予防は世界的にも十分なエビデンスが得られていないことが確認された。

d) 「大学における自殺予防プログラム CAMPUS の実践」高橋あすみ(北星学園大学文学部)

CAMPUS (Crisis-management, Anti-stigma and Mental health literacy Program for University Students)は筑波大学で2017年より開発・施行している大学生向け自殺予防教育である。自分自身と他者の心の問題に対処できるようになることを教育目的に据え、メンタルヘルス・リテラシー、アンチ・スティグマ、ゲートキーパーをキーコンセプトとした講義およびアクティブラーニングである。CAMPUS の自殺予防効果は示唆されつつあるが、実施形態やポストコロナでの実施などは今後の課題である。

2. 2022年共同研究集会

(1) シンポジウム1「コロナ下の自殺の状況と背景要因」

趣旨：COVID-19の世界的流行後のわが国における自殺の状況・動向を、いくつかのデータおよび疫学的アプローチによって把握し、その背景要因を探索する研究の成果を報告する。

a) 「COVID-19 感染拡大による自殺率上昇の地域差および性差、背景要因の把握」岡檀(統計数理研究所)

コロナ禍における自殺率上昇の地域差を把握するために、過去11年間の自殺統計を参照して全国市区町村のパネルデータを構築し、「自殺率上昇度」という指標を作った。市区町村ごとの公的統計に主要産業14種類の住民就業率などのデータを連結させて分析した。コロナ禍の自殺率上昇は内需型サービス業との関連が強く、特に女性の自殺率上昇との関係が強かったのは宿泊・飲食サービス業であった。宿泊・飲食業の特徴は女性就業者が多いことにあり、また14産業の中でも非正規雇用率が突出して高い。コロナにより打撃を受けた産業の一つであり、倒産を回避するためにもまず女性が人員削減の対象になった可能性が考えられる。女性の自殺率が上昇した背景に、そうした産業構造や雇用形態が影響している可能性が示唆された。また子どもコホートスタディ(長期にわたる観察的研究)のデータを使って、経済問題に起因するうつ病の危険因子および予防因子を探索した。その結果、経済問題を抱える家庭の子どもはうつ傾向のリスクが高まっていたこと、自己肯定感がうつ病の予防因子として、承認不安は危険因子として影響していたこと、また、子ども自身の性格のみならず、周囲の大人たちの態度も影響していることが明らかとなった。

b) 「非正規雇用と自殺念慮:COVID-19 流行下のオンライン横断調査」佐々木那津、西大輔(東京大学医学系研究科)

日本人の非正規雇用者は、正規雇用者と比較してコロナの流行により希死念慮が増大したのかどうかについて、1) 全国の代表的なデータを用いた希死念慮と雇用形態との関係、2) パンデミック時の従業員の希死念慮と関連する要因について調べた。その結果、コロナ流行以降に新規に希死念慮を抱いた割合は非正規雇用と正規雇用で有意差はなかったが、非正規雇用者では有意にコロナ以前より持続する希死念慮を持つ割合が多く、女性でのみ非正規雇用と持続する希死念慮との関連が有意であった。非正規雇用者には特に経済的な不安定さが希死念慮と関連すると考えられ、非正規雇用自体が所属感の減弱につながる可能性もある。先行研究では女性の自殺念

慮を防御する保護的な要因として、組織的コミットメントのレベルが低く、仕事のストレスが低く、労働時間が短いことが議論されてきたが、本人の意図と異なる不利な就労条件などがコロナ以前から影響していた可能性がある。また、雇用形態以外に関連のあった要因は、若年、独身、特定の業種、精神疾患の既往歴が抽出された。希死念慮との関連がみられた業種は、求められるスキルのレベルが低く、変動する社会・経済状況に影響を受けやすく、感染リスクの高いもの、政府の規制を受け経済的不利益を受けたであろう飲食業であった。

c) 「COVID-19流行下の社会状況の変化が自殺者数に与える影響—人流変化と地域・要因別の検討」安齋達彦、高橋邦彦(東京医科歯科大学M&D データ科学センター)

コロナ禍での社会の制限の表れであった人流の制限が、自殺者数の増減にどのように関連していたのか、また女性の自殺の増加について、どのような要因を持つ女性の自殺が増えたのかについてそれぞれ検討した。警察庁の自殺統計データを用いて分析した結果、人流が減少している時には自殺者数は相対的に低い位置にあり、逆に人流が増加した時には自殺者数が増える傾向がみられた。これは人流を制限すれば自殺者数が減るということではなく、そもそもこのコロナ禍においては自殺者数が全体的に上がっており、人流が低下している時にはそのタイミングでは自殺者数は増えないが、人流が回復し周囲が動いてくる時に増加したと解釈するべきであろう。こうした全体的な影響は、どのような人たちに特に負担を多く強いたのかを調べるために、職種、動機、年齢のカテゴリー別に分け、自殺者数の増減をそれまでのトレンドと比較して検討した。コロナ期間には、職業別では被雇用者、あらゆる動機、職業、年齢の自殺者数が増えており、特に学生、学校問題、20歳以下という若い学生世代での自殺の増加が顕著だった。

d) 「現代社会の自殺をどうとらえるか—フェイス論の視点について」阪本俊生(南山大学経済学部)

社会学者ゴフマンの概念であるフェイスの視点から、生き心地の良い町とコロナ禍における自殺の問題について考えたい。“フェイス”は体面・面子とは異なり、人と顔を合わせる際の気楽さ、ストレスの

なさを含む、より日常的で通文化的な特徴をもつ概念である。一方、フェイスは、それがないと社会的場面への参加そのものが困難になるようなものでもある。この観点からは、コロナ禍の自殺問題の背景には、フェイスが壊れ傷つくような状況が、一部の人の間で生じたことがある、と考えられる。とくに女性や若者たちである。各個人のフェイスが、何らかの組織や集団に所属することで与えられる傾向が強かった世紀後半までの社会では、組織や集団の安定性や絆と自殺との結びつきが大きかった。しかし、自らのフェイスを自分自身で構築しつつ社会参加する度合いが高まった現代社会では、それぞれの個人が自らのフェイスを作れるかどうか、あるいは守れるかどうかを考えることが、自殺と社会の関係を考えるうえで重要となる。

(2) シンポジウム2「未遂者支援、遺族支援、支援者支援」

趣旨：自殺行動が生じた後の支援である未遂者支援、遺族支援、支援者支援の取り組みや学術的知見を報告する。

a) 「未遂者支援における家族との関わり」高井美智子(埼玉医科大学医学部救急科)

大学病院の救命救急センターに臨床心理士として勤務し、自殺未遂者ケアに従事した経験から、自殺未遂者の家族および自死遺族への関わりおよび心理的サポートについて発表する。自殺未遂者の家族は、家族の自殺という衝撃とともに、状態に対する心配や今後への不安、怒りや無力感、自責感、世間体への恐れなど様々な心理を経験することになる。抑うつ、不安、PTSDなどの症状がより重篤なものになりやすい家族の特徴としては、その家族の絆が非常に強い場合、第一発見者、家族自身の精神的な不調や治療中、致命的な自殺企図の手段などがある。未遂者の家族に対しては、家族の言葉に耳を傾け、家族の言葉や気持ちを認めて理解しようとする、これまでの苦勞をねぎらい、家族の持つ苦しみや不安をきちんと話題として扱うこと、協力・支援を一緒に構築していくことが重要になってくる。退院後に未遂者とうまく関わられるよう情報提供したり、自宅の中にある手段を遠ざけてもらうこと、緊急時の窓口提供などが家族の心理的サポートになる。また、

自死遺族にとっては救急医療の現場が始まりとなり得るため、遺族の気持ちに寄り添って支援のニーズを把握し、行政や民間団体と連携を図っていく必要がある。

b) 「自殺で残された遺族へのインタビューで見えてきたもの」大倉高志(岡山県立大学保健福祉学部)

自殺に対する偏見を解消するために、これまで自殺という言葉の問題点の検討、および自殺を自死に置き換える試みが行われてきた。まだ着手されていない検討課題として、1) 自殺・自死という言葉の問題点、2) 自死遺族という言葉の問題点、3) 自殺・自死に付く「自」という文字の問題点、4) 自殺・自死に代わる新たな第3の言葉の検討、5) 自殺という言葉の定義を見直すことによって偏見を解消できないか、についてそれぞれ検討した。本人の意志による選択であると強調されてきた従来の自殺の定義を見直すため、新たな定義に、1) 自殺に瀕した危機的な健康状態、2) 自殺の衝動性・制御不可能性・視野狭窄といった平常とは異なる精神状態、3) 望まなかったり意志によらなかったりする自殺の非選択性の側面、という3つの論点を盛り込むことを提唱した。

c) 「専門職であり遺族である立場から—エモーショナル・リテラシーへの着目」引辻絵未(日本女子大学人間社会学部)

自死遺族としての体験を中心に、自殺に関わる支援者に必要な考え方として、感情を理解し使いこなす力であるエモーショナル・リテラシーを紹介したい。大学生の頃に父を自殺によって亡くした後、自分の中にはさまざまなトラウマや自責感、圧倒的な生きづらさが残された。父と同じような人を支援できれば楽になるかもしれないと思い、精神科のソーシャルワーカーになったが、父親と同じような患者に出会うとコントロールできない感情に苛まれてしまっていた。その時、自分の感情にふたをして生き延びようとするのではなく、エモーショナル・リテラシーの3つの力、1) 自分がいま体験している感情を識別する能力、2) 感情の意味を把握できる能力、3) 状況にふさわしい感情表現のできる能力を身につけることが非常に役立った。また、自殺で家族を亡くした方たちを支えるために提供されるべき

情報として、1) 遺族が行うことになる諸手続きに関する情報、2) 提供すべき生活支援メニューに関する情報、3) 遺族の心理や反応に対する情報、4) 遺族の自助グループ・支援グループに関する情報、5) メンタルヘルスに関する情報の5つがまとめられているが、自死遺族としてどのような情報に興味があったのかについて振り返った。

d) 「遺族支援の実際」田中幸子・齋藤智恵子(全国自死遺族連絡会)

遺族が集う会は、行政主催のもの、宗教者、病院等の遺族支援団体や大学、自死遺族の自助グループなど様々なものがあるが、ほとんどの遺族支援は悲しみのケアのみで総合支援にはなり得ない。遺族に必要な支援としては、悲しみのケア以外にも、労災申請の手続き、医療過誤、介護施設との交渉、債務整理の手続き、事故物件の賠償金請求、地元以外での遺体の葬儀手配など非常に多岐に渡るため、たくさんの専門職の援助が必要だ。遺族をこれ以上傷つけ追い込まないようにするために、総合支援の構築と、ホットラインの充実、自死に対する行政職員のスキルアップ研修などが必要である。

e) 「“支援者”としてのサバイバー経験とケア」小高真美(武蔵野大学人間科学部)

自殺によって大切な人や身近な人を亡くした人のことを英語でサバイバーと呼ぶが、遺族だけでなく、精神科医や臨床心理士、ソーシャルワーカー、看護師、教師などの支援者にある側もサバイバーとしての経験をすることがある。支援者側がクライアントの自殺に遭遇すると、支援者自身も悲嘆をはじめとするさまざまな感情的な反応を示し、個人的な強いショック、否認、無感覚状態、時にはPTSD症状も表れる。さらに支援者としての自信喪失や自責感、他のクライアント等の自殺リスクに対する過度な警戒、離職などの報告もあり、組織や職場での支持的な環境が必要とされる。しかし、例えばソーシャルワーカーの中でも、自殺というテーマについて知識やスキルを身につけている人たちは限られ、自殺が起きた後の支援までは考えられる状況にない印象を受ける。アメリカでは、学会が専門部会を立ち上げ、支援者支援に関する情報提供が行い始めている。今後、自殺が起きた後のケアに焦点を当てた取り組みを進めたい。

(3)シンポジウム3「支援現場の実態や取組み」

趣旨：2021年度研究集会においてCOVID-19感染症拡大下における支援現場の実態や取組みが報告されたが、その後の現場の状況について報告した。

a) 「行政の現場から—川崎市における取組み」橋本貢河(川崎市総合リハビリテーション推進センター)

コロナ渦によって川崎市自殺対策総合推進計画に位置づけた取組みの約8割の事業が変更または中止を余儀なくされたが、規模の縮小やオンライン活用など工夫して取組みを継続している。主観的には、コロナ以降死にたい気持ちへの関心度が高まっているように感じている。自殺総合対策大綱も改定され、新しい役割が増える中で全てを行政が担うことは難しくなっており、行政が中心となって担うべき役割はどういったものなのか、例えば全体的なコーディネイト機能を担うべきなのかなど、考えるべき時期にきている。

b) 「学校の現場からのスクールカウンセラーの取組みと報告—予防と危機対応」巽葉子(大阪府公立学校スクールカウンセラースーパーバイザー)

コロナ以降、子どもの自死事案への緊急支援や希死念慮、自殺企図の増加を実感し、危機感のようなものを感じていた。コロナ渦による学校生活の喪失、特に繰り返された約束の反故の影響が強くあると考えられ、対人的なつながりも弱くなった中で、漠然とした不安や抑うつ感が広がっている。自殺予防の取組みとして、教員の相談力を上げる研修や、児童生徒に対する援助希求の教育など行っているが、市町村の相談機関、医療機関、保護者との連携にはまだ課題がある。個々の子どもたちへの予防的アプローチとしては、思春期の子どもへの教員の理解、察知力の向上、アンケートや専門機関の活用などがあげられるが、スクールカウンセラーによる学校風土の理解も大事である。

考察

各シンポジウムまたは各年の全体討論の中にあつた地域づくりに関する意見は以下のとおりである。

・避難場所を提供することが重要である。「自死・自

殺に向き合う僧侶の会」という超宗派の僧侶の会の活動をとおして、価値観や道徳観、世間体などに押さえつけられて苦しんでいる人が、ひととき解放されて自由になれる、ほんの少し世間体から逃れる、アジールというか、避難場所を提供することが一種の自殺予防・自死遺族支援になると考える。(小川有閑(大正大学地域構想研究所))

- ジェンダーセンシティブな対策が必要である。コロナ禍において女性の自殺が増えたという話題が何度も出てきた。日本では、自殺の男女比は2対1、先進諸外国では3対1であり、日本は女性の自殺の割合が多く、これはコロナ禍前からの状況である。OECD加盟国の中で日本の女性の自殺死亡率は韓国、ベルギーに次いで3番目に高い。国際的にも自殺対策にジェンダーの視点は薄かった。ジェンダーセンシティブな対策が必要ではないか。(小高真美(武蔵野大学人間科学部))
- COVID-19流行下の救急医療現場では、自殺企図による救急搬送の割合が増加している。COVID-19の感染拡大により学校にいけないことで、自殺予防教育等の学校現場での支援を受けることが難しく、また、ステイホームでも安心して過ごせない家庭環境や居場所がない若者たちの生きづらさが顕在化している印象がある。若者の自殺対策には、学校現場のみならず自殺未遂者支援など医療現場での支援を強化するという方策が必要ではないか。(高井美智子(埼玉医科大学医学部救急科))
- 地域のコミュニティの人々と協働を望む。都市型準限界集落において健康を切り口にした大学、地域、行政との協働によるサロンを中心とした活動を行ってきたが、COVID-19の感染拡大によって、その活動は中止を余儀なくされた。サロンに出て来られない人、SOSを出しにくい人の支援を、民生委員、児童委員と共に、地域のコミュニティの人々と協働していくことが求められる。(眞崎直子(聖マリア学院大学看護学部))
- 地域における危機介入の現場にも目を向けてほしい。精神保健福祉法第23条の警察官通報の対象者は、精神障害による自傷他害のおそれのある事例である。現場で起こっていることとしては、高齢者虐待のケース、SNSで知り合っただけの自殺未遂等

がある。自殺予防のかかわりには、地域における危機介入の現場もあることを知ってほしい。(中村征人(愛知県医務課こころの健康推進室))

- これからの自殺対策には、自殺の急増期とは異なる長期的視点が重要になる。ひきこもり対策、虐待防止なども自殺対策につながる。(辻本哲士(滋賀県精神保健福祉センター))
- COVID-19の流行下においても、他の災害が起きたときでも、自死遺族支援が継続してできるような形にしていきたい。また総合支援ができるような形にしていきたい。(田中幸子(全国自死遺族連絡会))
- 内閣府の自殺対策の検証評価会議の座長をつとめた経験を踏まえて言えば、予算を確保するために必要なことは「アウトカム(=政策効果)」の説明を求められる。自殺の原因は多様であり、自殺は複雑な社会現象である。これを制御して政策効果を手にするために何をしなければならぬか。私の結論は、政策効果の前に体制整備が先にあり、それなくして政策効果はないということである。自治体や地域における体制整備自体が市民の貴重な財産であるという観点を何よりも忘れてはならない。(南島和久(龍谷大学政策学部))
- 2016年の自殺対策基本法改正以後、自殺対策に偏りが見られる。特に重点施策のポイントとして「地域レベル」「ICT」「子ども・若者」はあるものの、専門性軽視、ボトムアップ軽視、統計的方法論ばかりで自殺者の心理がわからないなど、思想上も方法論上も問題点が多い。社会的対策と精神保健対策のつながりが重要である。(太刀川弘和(筑波大学医学医療系臨床医学域災害・地域精神医学))
- 公的統計の利用が進み、2次利用によるオーダーメイド統計や個票のデータの利活用が進んでいる。2次利用は、そもそもは違う目的のために取られているデータなので、動向を把握したり、サーベイランスに向く。独自のデータは強いエビデンスをつくるために必要なデータである。それぞれの特徴があるので、統合的な解析と使い分けが重要になる。(椿広計(統計数理研究所))
- 青年の自殺の原因・動機は不明が多い。また心理社会的アプローチの有効性についての頑健なエビデンスも確認されていない。臨床経験からも、外

面上はうまく社会適応しているように見えても、「消えたい」「むなしい」「生きていたくない」と訴える学生は少なくない。また今日的な問題としてスマホひとつで致命的な情報・手段にアクセスできるという問題がある。学生相談の現場における印象として、オンライン授業により対人関係の消耗が少なくなって落ち着いた学生が一定数いるが、不安や喪失感を訴える学生もおり、2021年秋以降は深刻なケース対応が徐々に増えてきているように感じる。現場と研究の協働による発展が必要である。(大塚尚(東京大学相談支援研究開発センター))

- ・媒介変数としての社会をどのように認識し、扱うかが大きな課題である。また、孤立をどう考えるかにあたって、そもそも社会が信頼できないことが問題なのか、社会を信用しようとするのが問題なのか、孤立と独立の違いをどう考えるのかということは結構面白いテーマになる。(山内慶太(慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科))
- ・コロナ禍で依存症の自助グループのリアルな集まりは、密を避けて実施できないかオンラインになってしまい、つながりが乏しく寂しいものになってしまった。依存症からの回復には、三密と不要不急の外出が必要であることを実感した。コロナのような危機の状況下では、連帯感が強まり一時的に自殺が減少したりするが、必ず何らかの排除や分断をつくりながら凝集していくものであり、女性や子ども、弱い立場の人達やその家族を孤立させ追い詰めていったのではないか。(松本俊彦(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所))
- ・横浜市では自死・自殺への偏見を人権問題として捉えるよう話し、自死遺族に対する支援意識を醸成してきた。支援者も自死遺族もお互いに多様性

を認め合いつつ、自助、公助、共助の視点を持つての継続支援が大事と考える。(白川教人(横浜市こころの健康相談センター))

世界保健機関(WHO)の Preventing suicide: A community engagement toolkit (日本語訳「自殺を予防する-地域の取り組みを促進するためのツールキット」)は、地域が自死予防活動に取り組み、プロセスを自分たちのものとして、取り組みを持続させるための段階的な手引きとなるよう作成された。ツールキットは、なぜ地域は自死予防に重要なのかを述べている。そこには次の記述がある。

- ・地域は、脆弱な人に社会的支援を提供し、フォローアップケアに関わり、意識を高め、スティグマと戦い、自死で遺された人々を支援することによって、自死のリスクを低減し、保護因子を強化することができる。
 - ・地域メンバーは、自死や自死企図事例の登録が重要であるという問題提起をすることもできる。
 - ・時には地域メンバーや代表者は、自死関連行動のリスクがある人々を同定し、群発自死が起こらないようにするという、いわゆる「ゲートキーパー」の役割を担うかもしれない。
 - ・恐らく最も重要なこととして、地域は人々に所属感を与えることによって役立つことができる。
 - ・地域における社会的支援は、社会的なつながりを構築し、困難なことに対処するスキルを向上させることで、脆弱な人を自死から守ることができる。
 - ・地域自体が、地元のニーズと優先課題を同定するのに最適の位置にあることを理解することが重要である。
- 本報告が、地域における自殺対策の発展と充実に役立てば幸いである。

※本稿は、一般社団法人全国精神保健福祉連絡協議会会報2022年号の特集「新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行と自殺予防・自死遺族支援—学際的共同研究集会から—」をもとに作成した。<http://renraku-k.jp/kaihou/2022.pdf>

地域支局通信



学びの場づくりで地域の活性化

所属：大正大学 地域構想研究所 南三陸支局

氏名：阿部 忠義

はじめに

南三陸町は東日本大震災後、「自然と共生するまちづくり」を基本理念の一つに掲げ、持続可能なまちづくりに向けて様々な取り組みを行っている。森では、責任ある森林管理していくために、国際的な「FSC 認証」を取得し、海では責任ある養殖の水産物である証となる国際的な「ASC 認証」を取得。また、海水浴場「サンオーレそではま」は国際認証「ブルーフラッグ」を取得しており、志津川湾は湿地の保存に関する国際条約「ラムサール条約」が登録されている。里ではバイオマス施設「南三陸 BIO」を開設し、町民や店舗から排出される生ゴミや糞尿汚泥などをエネルギーや肥料として活用している。

こうした南三陸町をステージに、大正大学地域構想研究所南三陸支局（以下「南三陸支局」）は、一般社団法人南三陸研修センター（以下「当法人」）とともに、宿泊研修施設「南三陸まなびの里いりやど」（以下「いりやど」）の運営に関わりながら、大正大学をはじめとする学校、企業、団体等の受け入れ施設として地域活動と連携し、各種サポート事業を行っている。

2023年度の取り組み状況

南三陸町は、森・里・海・人の関係性が近く、持続可能な循環型社会のモデルを創るのに適した環境を兼ね備えていることから、これらの強みを生かした研修プログラムの充実を図るとともに、官民一体となった交流型の地域振興事業に取り組んだ。中でも昨年に引き続きリアル研修となった2023地域創生学部地域実習は2年生10/2-10/13（前期10名）、10/23-11/3（後期9名）、3年生10/2-10/27（2名）を受入れたことは、実習生はもちろん、受入に関わった地域関係者にとって充実した時間となり、非常に意義深い地域実習となった。また、当法人がコーディネートした企業や大学等団体のリアル研修は33件575人の実績があり徐々に取り戻している。一方、コロナ禍による影響が少なくなったことにより、リモートによるオンラインツアーの受け入れは、12件323人と昨年と比較し大きく減少している。昨年度増築したワーケーション棟は、コワーキングスペースとしての活用に加え、各種ワークショップや木育などの様々な交流型イベントの会場としても利用されるようになり、多様性に備えた宿泊施設としての機能も高まっている。

コロナウイルスの蔓延から3年が経過し、感染者の減少にともなって、いりやどの業績も取り戻している。しかし、大学などの学校関係の利用者数をコロナ禍前と比較すると未だ半分以下に留まっているこ

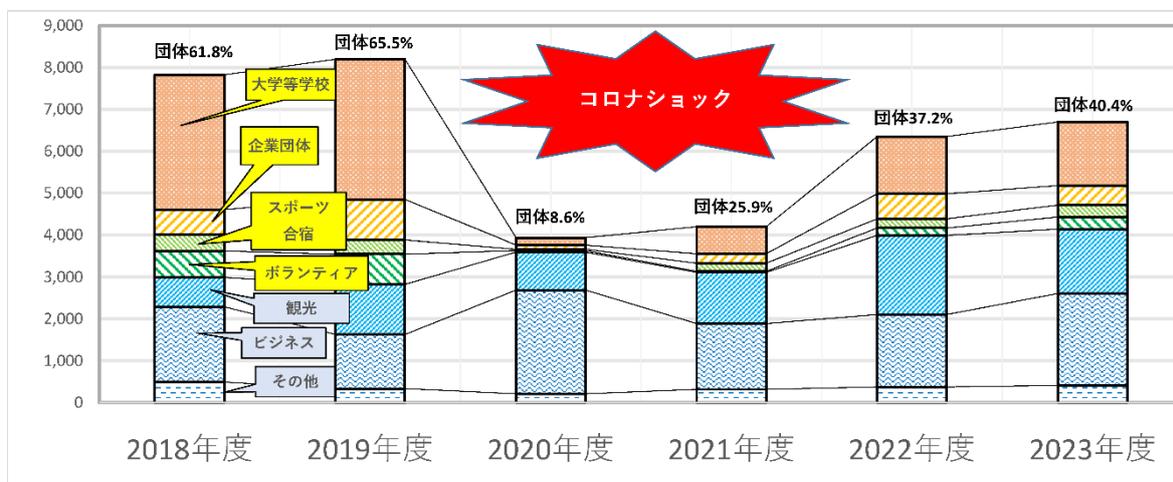


とを懸念している。コロナ禍の影響もあり、生活スタイルや価値観の変化、多様化する社会、旅行費用の高騰など、課題を乗り越えながら、これからの研修プログラムやツアーの在り方について見直し、地域とともに取り組んでいく。また、大正大学のエリアキャンパスであることの原点に立ち、大学とともに新たな視点で取り組んでいく必要があると考えている。

南三陸まなびの里いりやど宿泊数調べ(コロナ禍による影響)

2017年度
8,775名

| 区 分 | 団体客数 | | | | 個人客数 | | | 計 | 入込推移 2018比較 |
|--------|-------|------|--------|--------|-------|-------|-----|-------|----------------|
| | 大学等学校 | 企業団体 | スポーツ合宿 | ボランティア | 観光 | ビジネス | その他 | | |
| 2018年度 | 3,225 | 595 | 384 | 633 | 704 | 1,797 | 488 | 7,826 | 100.0% |
| 2019年度 | 3,349 | 967 | 337 | 719 | 1,199 | 1,294 | 332 | 8,197 | 104.7% |
| 2020年度 | 173 | 100 | 28 | 36 | 909 | 2,478 | 209 | 3,933 | 50.3% |
| 2021年度 | 639 | 226 | 194 | 27 | 1,222 | 1,571 | 315 | 4,194 | 53.6% |
| 2022年度 | 1,367 | 598 | 221 | 176 | 1,886 | 1,728 | 375 | 6,351 | 81.2% |
| 2023年度 | 1,521 | 466 | 284 | 292 | 1,530 | 2,199 | 407 | 6,699 | 85.6% |



2024年度に向けての南三陸支局の事業計画案

東日本大震災から13年経過し、町の復興が進み、これからの新たなステージをどう乗り切っていくかが地域の課題である。その課題も一緒に考え、地域内外の連携を深めながら学びの場をつくっていききたい。令和6年度事業の重点項目は下記の通りである。

- 1) 大正大学スタディツアーや地域創生学部・公共政策科等地域実習の受入において、より教育効果が得られプログラムの充実と、地域にも還元できるような提案をしながらコーディネートしていく。
- 2) オンラインとリアルを融合による研修事業を向上させていくための、地域資源を生かした学びのコンテンツ開発と、様々な研修プログラムを推し進めていく。また、大学、企業、地域が連動する交流型振興事業を推進していく。
- 3) 持続可能な開発目標 (SDGs) や 志津川湾の「ラムサール条約」湿地指定登録、森のFSC認証、海のASC認証、ワイナリー、バイオガス施設見学などの環境・循環型社会を目指す南三陸ならではの研修プログラムを更に充実させていく。
- 4) 各種団体を対象としたフルオーダーメイドの研修プランをアピールしていくとともに、スポーツ・アート・サークルを対象とした合宿応援プランなどの集客活動を行っていく。
- 5) 快適なワーケーション環境や受入態勢を整備促進し、南三陸ならではのスタイルを確立していく。また、リモートワークによる二拠点生活(移住)を想定した環境づくりを促進する。
- 6) 入谷地区を核に、学びと創造力を高める交流型の居心地のいい国をつくる「(仮) 里山体験ランド構想」を入谷の活性化協議会とともに推し進めていく。(下図参照)

最上町立最上中学校の2年生が 大正大学との繋がりで学んだ事

所属：大正大学 地域構想研究所 最上支局

氏名：金田 綾子

最上町では少子高齢化が進み、令和5年度現在以前は4校あった中学校が1校に、8校あった小学校も閉校を余儀なくされ2校になっています。

最上町で唯一の中学校である最上中学校では1年生の時から総合的な学習の時間に「ふるさと学習」の時間を設け、自分達が住んでいる地域の魅力を調べ、郷土に誇りや愛着心を育み、ひいては将来、最上町に戻って来てもらいたいという願いを込めて授業を行っています。

その一環で中学2年生では最上町について調べた事を都会の人にPRして、最上町の事を広く知ってもらい、交流人口拡大の一助になればという目的で、10年以上前から**修学旅行の場でPR活動**を行っています。

修学旅行の場で東京の商店街でPR活動を行う事は当初は、アンテナショップ「とれたて村」との関係で最上町の友好都市である板橋区のハッピーロード大山商店街で実施していましたが、コロナ禍の影響もあり、ここ数年は関東方面への修学旅行も中止になっていました。

最近になってコロナもようやく終息の兆しが見えてきて、2年前から関東方面への修学旅行が再開されるようになりました。

そのような経緯の中で、巢鴨地藏通り商店街にできたアンテナショップ「ガモールマルシェ」にも最上町が参加させていただいている事や、地域創生学科の学生や公共政策学科の学生を地域実習で受け入れてきている事もあり、**最上町のPR活動だけでなく大正大学との繋がりの中で大学生との交流も重要ではないかと考え**、最上中学校に大正大学周辺での修学旅行の活動を打診してみたところ、快諾を得て実施に至りました。

公共政策学科の学生がフィールドワークで最上町を訪れた際、最上中学校の総合的な学習の時間に大学生から授業に出てもらい、大学の紹介をしてもらったり、PR活動についてアドバイスをもらったりして、中学生が将来の進路を考えた際、大学生と触れ合う機会を得た事は中学生にとって大変刺激になった事と思います。



修学旅行の当日は10月というのに大変暑くて、最上町の特産品であるアスパラガスをモチーフにしたマスコットキャラクターの「アスパー君」と「パラミちゃん」を身に付けた人は汗だくになり大変だった事と思います。

二班に分かれて、大学の北條先生から最上町と大正大学「巣鴨プロジェクト」との繋がりを講義して頂いたり、最上町から唯一地域創生学科に進学している学生から話を聞いたり、公共政策学科の学生も駆けつけてくれ、一緒に学生食堂で昼食をとったり、有意義な時間を過ごす事ができました、

「ガモールマルシェ」で販売している最上町の特産品をお客さんに説明したり、最上町をPRするパンフレットを配ったり、中学生からは、商店街を通る人や、買い物客が中学生の説明に興味を示してくれたとか、思っていたより都会の人は割と親切だったという感想も聞かれ、やりがいや、充実感を感じ取る事ができて良かったなと思いました。



次回からは「ガモールマルシェ」の一角をお借りして、中学生が自分たちで選んだ特産品を自分たちが販売できればいいなと考えています。

身近な所に大学がない最上町の子ども達が大学生と一緒に最上町の魅力をPRできたことは、将来の進路を考える上での一つの指針になってくれればと考えています。

淡路島と世界をつなぐ

—第35回内閣府主催世界青年の船の取り組みから—

所属：大正大学 地域構想研究所 淡路支局

氏名：山中 昌幸

はじめに

淡路支局は、支局長が代表をつとめる大学発ベンチャーの㈱次世代共創企画と共同で、地域で新しい価値を共創するプラットフォーム「淡路ラボ」を運営しています。淡路ラボでは、淡路支局が開設されてから2022年度までの3年間で、とくに若者と地域の共創を促進し、地域資源の活用や地域イノベーションの推進を通じて淡路島の持続可能な発展を支援してきました。



淡路支局が開設された2020年度から2022年度の3年間はコロナ禍で、多くの学生達が留学できなかつたり、オンライン授業で大学に登校できなかつたりしました。そこで、淡路ラボとして淡路島に全国から100人以上の学生を繋ぎ、当時、国内最多クラスの55人の学生が延べ17の事業者で長期実践型インターンシップを経験し、そのうち留学予定の12名が休学して地域で挑戦。さらに、この参加者の約1割にあたる6人が淡路島での就職や起業などで定住しています。また、メディアへの紹介は20件以上に達しました。

地域と世界をつなぐ

2023年度からの3年間は淡路ラボの事業の一つとして、地域と世界をつないでいます。第一弾として、内閣府世界青年の船を兵庫県と連携して招致し、淡路ラボ事務局が中心となって実行委員会を設け、活動を支援してきました。

内閣府主催世界青年の船は、内閣府が主催する国際交流プログラムの一つであり、今年で35回を迎えます。世界各国から選ばれた若者が船に乗り、日本を含む複数の国を巡りながら交流活動を実施。参加者は異なる文化や背景を持つ仲間と共に生活し、地域社会や文化に触れながら国際理解やリーダーシップ力を培います。

船の寄港地では、参加者が地域の方々と交流し、地域の文化や歴史を学ぶ機会や、世界中の若者が互いを理解し共に成長する機会が提供されます。ただし、2020年度からの3年間はコロナ禍で活動が中止もしくはオンライン化になるなど活動が制限され、2023年度からは暫定的に日本一



周となりました。

淡路島における寄港地活動のテーマは「ORIGIN」としました。日本最古の歴史書「古事記」の「国生み神話」では、伊弉諾尊・伊弉冉尊の神々が初めの大地を整え、おのころ島を創造します。日本神話によれば、二神はその後、日本列島の島々を生み出し、最初に生まれたのが淡路島でした。淡路島は、「The origin of Japan」であり、「Origin」は、起源・根源・原点・はじまりを意味します。The origin of Japan の淡路島で、本当の想いに挑戦している人たちとの交流や体験を通して、参加者は自分の原点を思い出し、新たに挑戦するきっかけになることを期待して活動を支援しました。



参加者の声として、「とても歴史的な土地に惹かれた」「食が素晴らしかった」「人が温かい」「淡路島に再訪したい」など満足の声が多くありました。とくに、初日に行った伊弉諾神宮での正式参拝の体験で、「多くの宗教を超えて、一つの場で世界平和を祈った経験が良かった。多様性を受け入れられる場所が良かった」という声が、日本のはじまりの島で、日本が大切にしている「和」の心が伝わったことにとってもうれしくなりました。また、地元事業者や地元住民からも「国際交流ができ、海外からの視点がとても刺激になった。あらためて淡路島の良さがわかった」など多くの喜びの声がありました。

【開催概要】

活動期間：2024年2月6日(火)～8日(木)

活動場所：兵庫県淡路島内各地

寄港場所：2月6日(火)～7日(水) 洲本港
2月7日(水)～8日(木) 神戸港

参加国：アルゼンチン、エチオピア、フランス、インド、アイルランド、ヨルダン、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、ソロモン諸島、トルコ、アラブ首長国連邦、ザンビア及び日本

参加者数：約230人

活動内容：初日は、淡路島を知ってもらうために、『古事記』の冒頭「国生み神話」に登場する、国生みの神様をお祀りする伊弉諾神宮で正式参拝や、国指定重要無形民俗文化財である淡路人形浄瑠璃鑑賞など。二日目は、7つのコースにわかれ、天然藍染めや土壁、陶芸など地域資源を活用して活動している人との交流・体験。三日目は、AWAJI Global Gathering を開催し、各グループや個人で探究した内容を全体で共有し、未来に向けたアクションを考えます。



初日 (2月6日(火)) : Discover 「淡路島を知る」

- 9:00 入港(洲本港: タグボートでのピストン移動)
- 10:00 淡路島地域資源視察出発(バス: 大型7台)
(共通)伊弉諾神宮
北回り 北淡震災記念公園、野島断層保存館、
パルシェ香りの館
南回り 淡路人形座
- 18:00 班ごとに順次帰船(洲本港)



2023年3月(淡路市報)

二日目 (2月7日(水)) : Dive 「飛び込み、理解を深める」

- 各コーディネーターがバスごとのグループで行動。(7コース)
- 9:00 コース別交流および体験 出発(バス: 大型5台、中型4台)
- 18:00 班ごとに順次帰船(神戸港)

三日目 (2月8日(木)) : Deliver 「淡路島で学んだこと、感じたことを共有し、持ち帰る」

- 9:00 神戸港発(バス: 大型7台)
- 10:30 淡路夢舞台にて、AWAJI Global Gathering 活動を通して探究した内容を共有。
- 13:00 道の駅あわじでフリータイム&交流
- 17:30 帰船(神戸港)

今後に向けて

淡路ラボは、2025年の大阪・関西万博の共創パートナーとして兵庫県で初めて登録されました。2025年大阪・関西万博時では、今回の内閣府世界青年の船の活動で気づきや学びをいかして、淡路島全体を会場とし、参加者が地元の事業者や住民との交流、体験を提供。テーマは「Origin ~本当の自分に還る場所、淡路島~」とし、参加者が自己の原点に立ち返り、持続可能な未来に向けた取り組みを始めるきっかけとなることを目指しています。

また、これまでの「人をつなぐ」ことは、淡路市や淡路市商工会とも連携して、「島の人事部」を発足し、活動を継続していきます。目的は淡路島と外部の人材を結びつけ、人手不足を解消と新しい働き方の推進をすることです。必要な人材像を明確にし、副業やインターンシップ、専門家の募集・マッチングを行い、プロジェクト実行においてもサポートしていきます。

2024年度の支局活動の大きな方向性として、2025年大阪・関西万博に向けた淡路島と世界をつなぐ活動と、「島の人事部」の二つの活動を推進していきます。

世界青年の船関連のメディア掲載一覧

| 掲載日 | 掲載メディア | 内容 |
|----------|-----------|----------------|
| 2024/2/6 | 神戸新聞 | 世界青年の船淡路島初寄港! |
| 2024/2/7 | 神戸新聞・読売新聞 | 世界のリーダーが淡路島に |
| 2024/2/8 | 産経新聞 | 世界青年の船、淡路島初寄港! |
| 2024/3/8 | 淡路市報 | 世界のリーダーが淡路島に |

高校生の「たまり場」作戦・・進行中

所属：大正大学 地域構想研究所 阿南支局

氏名：鈴江 省吾

はじめに

2050年には東京以外の全ての都道府県で人口が今より減り、うち2割は30%以上減るといふ推計が国立社会保障・人口問題研究所から発表され、徳島県でも現在の72万人から33.2%減少して48万になると予測されている。まさに、現在の移住政策から脱皮して、人口減少社会を肯定した持続可能な社会システムの根本的な変革が必要だと感じる。

さて、私に関わる移住支援団体が2024年4月に新しい地域おこし協力隊員を受け入れる。彼は現役大学卒業生で、「就職の内定をもらったが自分のやりたいことができない気がする・・・会社の一員ではなく、3年間で自分の可能性を試してみたい」と語る。「そんな甘い社会じゃない」と言いたいが、清々しくもあり、羨ましくもある。人生で最も新鮮な世代の彼が阿南市を選んでくれたことは素直に嬉しく、責任を感じるとともに、「人が少ないからこそ自分が主役になれる」楽しさを知ってほしい。

支局が開設されて7年、自治体や関係機関、地域の人たちの支援をいただき、活動の輪が広がってきたことを実感しつつ一年の歩みを報告したい。

地域との連携活動

本年も大学地域創生ソリューションパートナーである(株)すだっち阿南と一体となって、阿南市との連携協定に基づく受託研究事業を柱に様々な活動を展開した。

① 関係人口を核としたシティプロモーションの検証

地域構想研究所の中島ゆき主任研究員と連携して、高校の地域体験学習がふるさとへの愛着や将来の地元回帰に好影響を与えるという仮説のもと、市内5校を対象にアンケートを実施し約700人から回答を得た。設問は阿南市の移住担当や各校教員とも協議を重ね、高校生への個別ヒアリングも実施。集計・分析の結果、仮説を実証する成果があった。

一方、阿南市の人や企業、イベントや街の話題などを幅広く発信するために開設したWEBサイト「阿南人」は、SNS発信を強化したことで、アクセス、フォロワー数とも大幅に増加。特に、地域実習阿南班の学生が制作した商店街の店舗を紹介する動画は大きな反響を呼び、総リーチ数は1万回を超えた。

2023.11

地域と進路に関するアンケート調査のお願い

阿南市役所ふるさと未来課
大正大学地域構想研究所阿南支局



あなまちマルシェ 高校生企画チーム

阿南市の高校生へ、あなたの地域とのつながりや就業に関する意識を教えてください。

阿南市では、市内の高校生全員の意識や考えに耳を傾けたいと思っています。授業の一環として考えることも増えてきた地域との関わり、そして将来の職業や生活に対する意識・関心そうしたものを知ることで、皆さんにとってのより良い阿南市を一緒に創っていきたく考えています。

▶皆さんの声が、阿南市の政策やまちづくりの形成に繋がりますので、是非、自由なご意見を出してください！
(今回のアンケートは進路を控えた2年・3年生及び高専/専攻科4・5年生を対象としています)

【調査の方法】

- 所要時間：約10～15分
- 回答方法：右記のQRコードまたはURLを使用し回答してください。
アンケートURL | <https://enquete.cc/q/StudentSurvey>
- 報告書：集計結果は、個人が特定できない形で市のホームページにて公表します。



👉こちらから回答

② 定住促進や若者の人材育成



昨年に続いて、高校生と地域をつなぐ活動を積極的に支援した。その一つが商店街の活性化イベント「あなんまちマルシェ」で、店主たちと高校生の企画委員を募集。応募者7人が3チームに分かれてマルシェを盛り上げる企画を自分たちで考えて実施。高校生は自分のアイデアが実現することで、これまでのボランティアでは味わえないやりがいを感じたようで、終了後もメンバーのつながりが継続し、支局を中心に高校生のサークルが誕生

しつつある。さらに、文化祭以外でバンドやダンスの発表機会がないとの相談を受け、マルシェで高校生ライブを開催。今では各地のイベントから声がかかるダンスチームもある。また、高校訪問がきっかけで本学職員の土屋光（阿南実習1期生）さんが阿南光高校で出前授業を行い、自身が感じた阿南の魅力や大正大学の取組を発表した。

③ SDGs の推進

阿南市 SUP タウンプロジェクトと連動して、淡島海岸の環境調査、清掃、特定外来種ナルトサワギクの駆除を行った。また、「ゼロカーボンあなん」の意識を高めるため、市職員対象の SDGs・脱炭素セミナーを開催したほか、SDGs の市民活動を紹介するパンフレットを制作した。

④ 地域循環共生圏の推進

環境と経済の好循環を実践する「チャレンジ都市阿南創造事業」で、事業を評価する検討委員会や採択者の伴走型フォローアップを担当し、地域構想研究所の岩浅有記准教授にもアドバイザーを務めていただいた。今回は自然エネルギーや食品ロス、エコ、環境改良を実践する「キッチンカー、マフィンの製造、竹炭の新たな活用」などの事業で現地ヒアリングを重ねてアドバイスをを行った。



⑤ 県南キャンパス事業



「四国の右下」若者創生協議会の補助金を活用し、実習での取材や動画配信をまとめた冊子「阿南人」を制作したほか、ガモールの学生スタッフと阿南市の産業イベント「活竹祭」に出店し、連携自治体の特産品や大正大学の取組を多くの来場者に知ってもらうことができた。

⑥ その他

学ぶ 27 まちづくりを探究しよう!

地域のことをもっと知りたい! 関わってみたい! 大正大学生の冊子「阿南人」を題材にまちづくりのイベント企画を一緒に考えます。(講師: 鈴江省吾)

7/27(木) 8/24(木)
15:00~17:00 15:00~17:00



○定員/各5名 ○対象/中学3年生~高校3年生

株式会社すだっち阿南
TEL **0884-49-3899**

- 申込 電話
- 受付 9:00~17:00
- 土曜・日曜・祝日
- 富岡町今福寺42-1

少人数のセミナーで事業所を知ってもらう「まちゼミ」で中高生とのワークショップや小学校での出前授業、移住支援団体と連携したモニターツアー、地域おこし協力隊のサポート、商工会議所との意見交換会など多面的に活動を展開した。大学関係では、地域実習や人材育成塾等での市役所との連絡調整のほか、3年生の地域実習も積極的に支援。4人中3人が2年連続の阿南実習となり、お遍路、交流の場づくり、野球のまち、竹の商品開発など、地域との交流が一層深まった実習となった。

今後の活動方針

高校生との関わりを重視してきた支局に呼応したかのように、近年、阿南駅前や商店街の賑わい、さらに将来のまちづくりの担い手として高校生にかかる周囲の期待が高まっている。

そして、その可能性は支局に集いはじめた高校生たちが証明する。そこでさらに支局を「自習・体験交流・まちネタ・ボランティア・進路・遊び・・・」ができる「すだっち倶楽部(仮称)」として稼働したいとルール作りに着手。

継続事業と並行しながら、「地域と、活動したい高校生をつなぐプラットフォーム」を目指して取り組んでみたいと考えている。





地域構想

2024年(令和6年)3月発行 Vol.6

【発行】

大正大学 地域構想研究所

〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1

TEL. 03-5944-5482